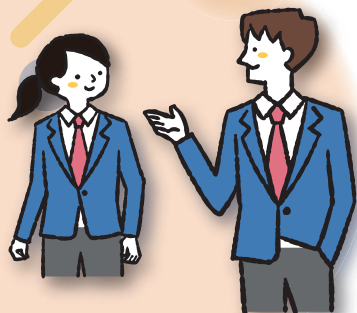
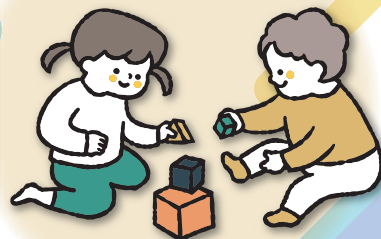




川口市 こども未来計画

令和7年度 ➡ 令和11年度



令和7年3月
川口市

あいさつ

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、妊娠・出産・子育てに不安を抱いているかたが増えています。また、人々のライフスタイルや価値観、働き方の多様化などにより、こどもの成育環境や子育て環境のニーズも多様化しています。



このような状況の中、国では国や社会のかたちを「こどもまんなか」へと変える司令塔として、こども家庭庁を令和5年4月に発足し、すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指すことを基本的な考え方とする「こども基本法」を同時に施行いたしました。

一方、本市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念を「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」として、児童憲章や子ども・子育て支援法などの理念を踏まえ、すべてのこどもが健やかに成長することができるよう、施策の推進に取り組んで参りました。

この度、第2期計画が終了するにあたり、こども基本法や、令和6年4月に施行した「川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例」を勘案し、本市のこどもが幸せな状態で生活することができるよう、また、子育て当事者が切れ目なく支援を受けられるよう、こどもの意見を取り入れつつ、基本理念を「みまもる目 つながる手 こどもが笑顔で健やかに成長できるまち かわぐち」とする「川口市こども未来計画」を策定いたしました。

今後も、こどもや子育て当事者の意見を取り入れるとともに、市民の皆様や企業、関係団体の皆様と力を合わせ、「川口市は子育てにやさしい」「いつまでも川口市に住み続けたい」と実感していただけるよう、児童福祉行政に取り組んで参ります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様、ニーズ調査にご協力をいただきました市民の皆様、こどもの意見聴取に声を届けていただいた皆様、若者ワークショップにご参加いただきました大学生の皆様、パブリック・コメントに貴重なご意見やご提言をいただきました皆様、並びに関係各位に対し、心からお礼申し上げますとともに、今後の計画推進につきましても、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

川口市長 奥ノ木信夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の経緯	3
5 本計画とSDGs	6

第2章 こども・子育て支援に関する現状

1 平日の定期的な教育・保育ニーズ	7
2 子育て支援事業	10
3 放課後の過ごし方	12
4 子育てと就労の両立	15
5 子育て環境	21
6 人口などの状況	24

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 計画の体系	29

第4章 総合的な施策の展開

1 すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います	31
（妊娠期から幼児期まで）	31
（1）切れ目のない母子の保健・医療の確保	31
（2）親子の居場所や相談支援の充実	35
（3）子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実	38
（学童期・思春期）	41
（1）教育環境の充実	41
（2）豊かな心と体づくり	43
（3）安心して学ぶことのできる環境づくり	47
（青年期）	50
（1）若者の修学・就職支援	50
（2）結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援	52

2	子育て・子育てを支援します	54
(1)	こどもの権利の保障	54
(2)	多様なこどもの居場所の確保	58
(3)	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	63
(4)	障害や発達の特徴があるこどもの支援の充実	67
(5)	児童虐待の未然防止、早期発見、支援	71
(6)	こどもが健やかに過ごせる体制づくり	73
(7)	こどもが安心して外出できる環境づくり	77
3	保護者が安心して子育てができる環境を確保します	79
(1)	妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減	79
(2)	地域における子育て支援の充実	81
(3)	多様な働き方と子育ての両立支援	85
(4)	ひとり親家庭への支援	88

第5章 第3期川口市子ども・子育て支援事業計画

1	教育・保育提供区域	91
2	将来のこども人口	92
3	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	96
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	103
5	子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	125
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	125

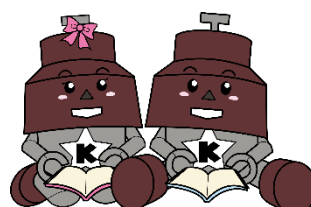
第6章 計画の推進

1	計画の点検・評価	127
2	川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	127
3	地域や関係機関との連携	128
4	国・県との連携	128
5	成果指標一覧	129

資料編

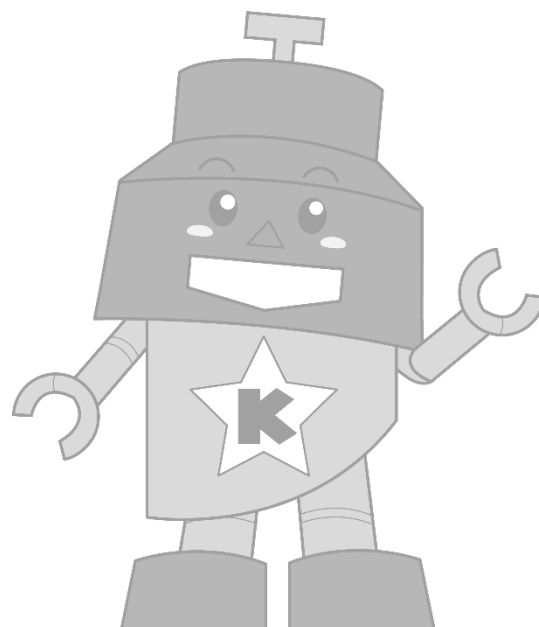
1	川口市社会福祉審議会条例	133
2	川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	135
3	計画策定の経緯	136
4	川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例	138
5	用語解説	141
6	トピックス記事一覧	145

**第4章に、市の事業などを分かりやすく
まとめた「トピックス記事」があるので、
ぜひ読んでほしいきゅぽ！**



川口市マスコット
「きゅぽらん」

第 1 章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と目的

現在のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルの変容や価値観、ニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月には、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや子育て当事者の幸福追求が非常に重要であるとされています。

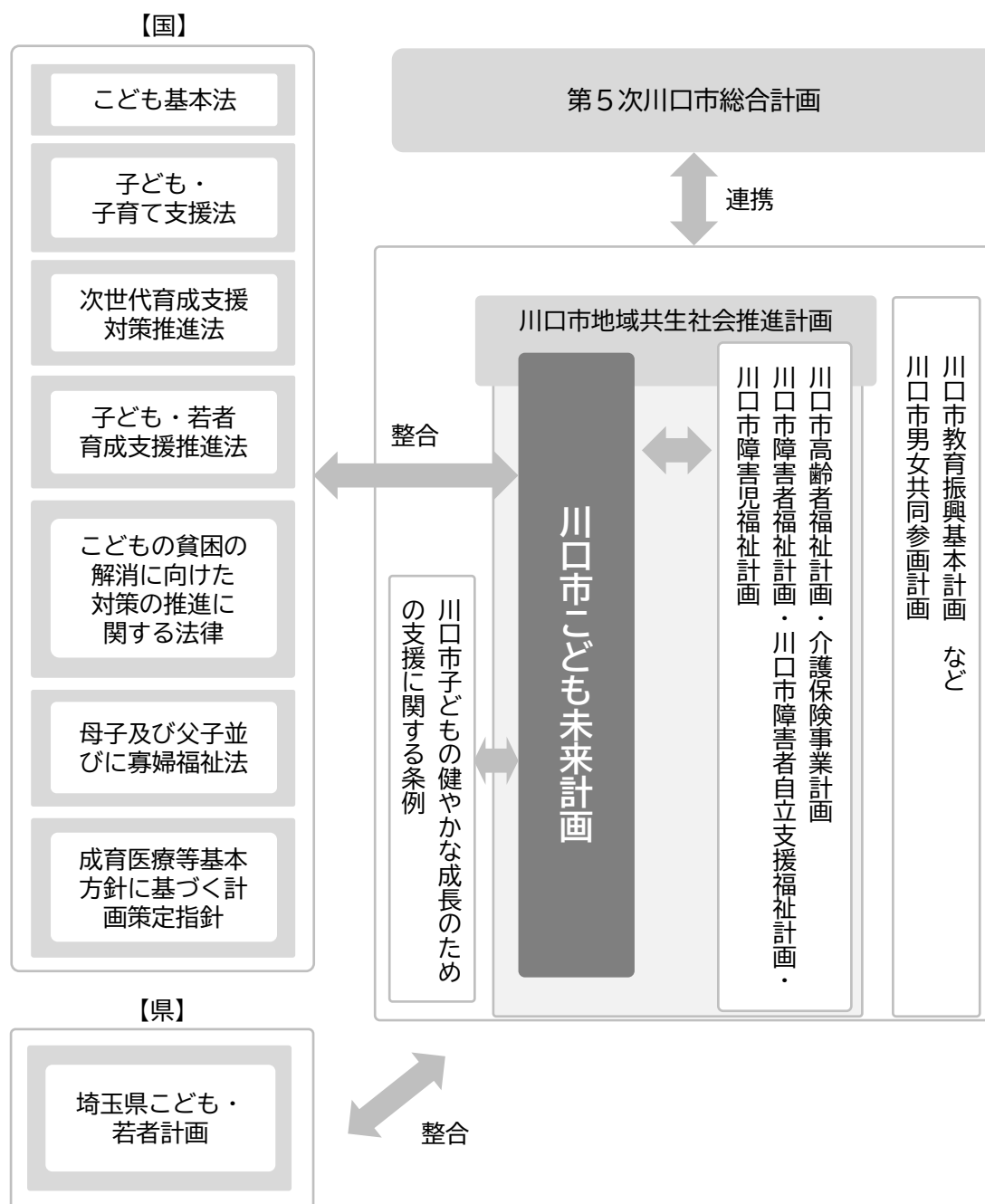
川口市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」を基本理念として、すべてのこどもが健やかに成長することができるよう、施策の推進に取り組んできました。

この度、第2期計画の計画期間が終了したことから、こども大綱の基本理念を踏まえつつ、社会動向を念頭に置きながら、第2期計画の実績、施策推進の課題等を整理して「川口市こども未来計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、川口市のこども・子育て支援をはじめとするこども施策に関する総合的な計画で、「市町村こども計画（こども基本法）」「子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）」「次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）」「市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）」「こどもの貧困解消対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）」「自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）」「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針に基づく計画」を一体的な計画として策定するものです。

また、市政の最上位計画である「第5次川口市総合計画」の部門計画として策定し、策定に当たっては、国・埼玉県が策定した関連の計画や、市の各種計画等との整合・連携を図っています。



3 計画の期間

本計画は令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年を計画期間とします。また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期 計画	川口市こども未来計画					次期計画

4 計画策定の経緯

(1) 市民ニーズ調査の実施

①概要

川口市こども未来計画策定のための基礎資料として、市内在住の就学前児童、小中学生の保護者や、こども本人を対象として、アンケート調査を行いました。

②調査対象者

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

市内在住の就学前児童、小学生の保護者

【子どもの生活実態調査】

市内在住の就学前児童、小学生、中学2年生の保護者及び
小学5年生、中学2年生本人

【子ども・若者意識調査】

市内の小学校に通う小学5年生、市内の中学校に通う中学2年生、
川口市立高等学校に通う高校2年生、18歳から29歳の市民（若者）

③調査期間

令和5年11月～令和6年1月

④調査方法

郵送配布・郵送回収及びインターネット回答

⑤調査配布数・回答数・回答率

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	3,800 通	1,472 通	38.7%
小学生保護者	3,800 通	1,553 通	40.9%

【子どもの生活実態調査】

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生本人	636 通	219 通	34.4%
中学2年生本人	650 通	227 通	34.9%
就学前保護者	3,800 通（※1）	1,472 通	38.7%
小学生保護者	3,800 通（※1）	1,553 通	40.9%
中学生保護者	650 通	261 通	40.2%

※1 対象者は子ども・子育て支援に関するニーズ調査と同じ

【子ども・若者意識調査】

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生	4,757 通（※2）	3,543 通	74.5%
中学生	4,563 通（※3）	2,866 通	62.8%
高校生	446 通（※4）	412 通	92.4%
若者	5,000 通	974 通	19.5%

※2 市内の小学校に通う小学5年生全員

※3 市内の中学校に通う中学2年生全員

※4 川口市立高等学校に通う高校2年生全員

（2）こどもの意見聴取の実施

①概要

こどもに計画骨子案等を分かりやすく示し、「自分が興味があること、頑張りたいこと」や「川口市に頑張ってもらいたいこと」について意見を聴いたほか、計画の基本理念（キャッチフレーズ）や計画の名称に関するアイデアを募集しました。

②調査対象者

小学生（主に高学年）～若者

③調査期間

令和6年7月～8月

④調査方法

インターネット回答

⑤回答数

679件

(3) 若者ワークショップの実施

①概要

若者の生の声を聴くため、市内の埼玉学園大学の学生の協力を得て、ワークショップを開催しました。

②調査対象者

埼玉学園大学の学生

③実施年月

令和6年8月

④テーマ

安心して子どもを産み育てられるために、どんな社会になってほしいか

⑤参加者数

18人

(4) 「川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」等での審議

本計画に子どもや子育て当事者等の意見を反映するとともに、市におけるこども施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」にて、計画の内容について審議しました。

また、庁内に子ども部、福祉部、保健部、教育委員会の関係課室長等で構成する「(仮称)川口市子ども計画策定委員会」を設置し、市におけるこども施策に関連する事業の総合調整を行いました。

5 本計画とSDGs

平成27年9月、国連では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、国際社会が一体となって「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた取組を進めています。国では、平成28年に政府内に推進本部が設置され、同年12月に実施方針が決定されており、地方公共団体においても、SDGsの達成に向けた取組の推進が求められています。

本市においても、「第5次川口市総合計画」では、各施策にSDGsの目標を併せて示すことで、それぞれの施策がSDGsの達成に向けた取組であることがわかる計画として策定しています。

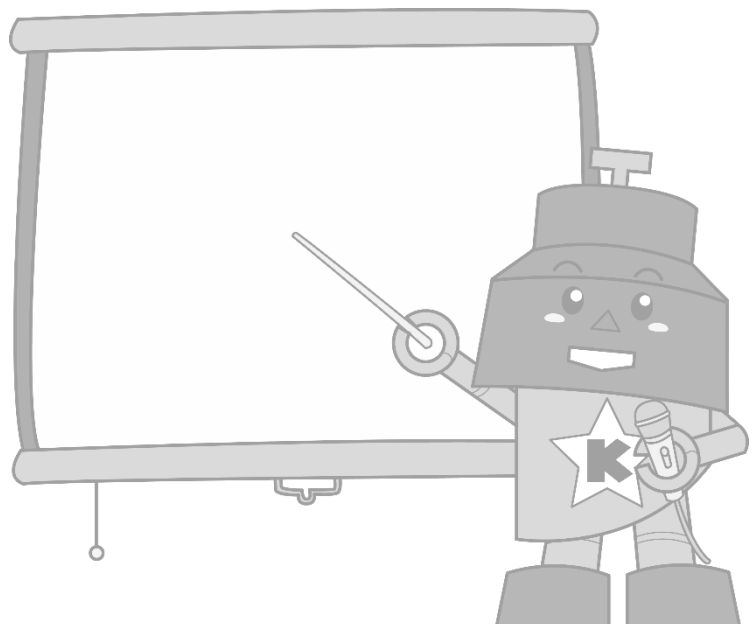
また、令和6年度には、内閣府が選定する「SDGs未来都市」に本市が選定され、加えて本市の提案した取組が「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。

本計画においても、川口市こども未来計画と特に関連性の強い以下の10のゴールの達成を目指し、各施策の推進を図ります。



※このシンボルマークは、川口市立高等学校3年生美術科目を選択する生徒の皆さんに協力していただき作成しました。

第 2 章 こども・子育て支援に関する現状



本計画の策定にあたり、統計データや令和5年度に実施したニーズ調査の結果などを踏まえ、こども・子育て支援に関する現状を「平日の定期的な教育・保育ニーズ」、「子育て支援事業」、「放課後の過ごし方」、「子育てと就労の両立」、「子育て環境」、「人口などの状況」という6つの観点から整理しました。

1 平日の定期的な教育・保育ニーズ

① 保育所等の利用実績

年々高まる教育・保育ニーズに対応するため、保育所等の認可定員を毎年度増やし、令和2年度から令和6年度までに合計1,089人の定員増を行いました。

保育所等の定員数の増加と併せて申込者数も増加傾向にあり、就学前児童数に対する保育所等の申込割合は年々上昇しています。

待機児童数については、定員数の増加によって減少傾向にあり、令和6年4月1日現在は10人となっています。

保育所等の状況（各年4月1日現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童数	29,657人	28,181人	26,808人	25,730人	24,881人
施設数	184施設	190施設	196施設	199施設	199施設
認可定員数	11,209人	11,562人	11,960人	12,169人	12,298人
増減	-	353人	398人	209人	129人
申込者数	11,531人	11,421人	11,543人	11,773人	11,991人
申込割合	38.9%	40.5%	43.1%	45.8%	48.2%
利用者数	10,551人	10,655人	10,829人	11,044人	11,285人
利用割合	35.6%	37.8%	40.4%	42.9%	45.4%
待機児童数	38人	30人	19人	10人	10人
増減	-	-8人	-11人	-9人	0人

保育所等の申込割合（各年4月1日現在）

（単位：％）

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	21.5	21.8	23.2	23.4	23.4
1歳児	48.3	48.8	53.6	57.1	59.2
2歳児	47.4	49.2	50.9	55.3	58.7
3～5歳児	38.4	40.5	43.0	45.7	48.8
0～5歳児合計	38.9	40.5	43.1	45.8	48.2

資料：川口市資料

② 教育・保育事業の利用状況

幼稚園や保育所等の利用状況で一番多いものは、0～1歳は「認可保育所」で60%以上、2～4歳は「認可保育所」で40%～50%台、5歳は「幼稚園」で40%以上となっています。

【就学前】幼稚園や保育所等の利用状況

(単位：%)

区分	回答者数 (件)	幼稚園	育 幼稚園と預かり保	認可保育所	認定こども園	小規模保育事業	事業所内保育事業	企業主導型保育事業	家庭保育室	その他の認可外保育施設	ファミリー・サポート・センター
全体	1,017	25.4	8.6	50.1	5.5	5.3	1.0	1.6	-	2.7	0.2
0歳	74	1.4	2.7	68.9	8.1	12.2	1.4	4.1	-	6.8	-
1歳	142	0.7	0.7	66.2	6.3	13.4	3.5	3.5	-	4.2	-
2歳	156	12.2	1.9	51.9	7.7	14.7	1.3	4.5	-	1.9	0.6
3歳	239	35.1	15.5	43.9	4.2	0.8	-	0.4	-	3.3	-
4歳	209	34.0	11.5	45.5	4.8	0.5	0.5	-	-	1.9	-
5歳	182	42.3	10.4	41.8	4.9	-	0.5	-	-	0.5	0.5

「幼稚園や保育所等を利用していない」と回答した人の理由は、0歳は「こどもがまだ小さいため」、1歳～4歳は「こどもの父母がみている」の割合が最も高くなっています。

また、「利用したいが、幼稚園や保育所などに空きがない」の割合は、0～1歳の低年齢児で高くなっています。

【就学前】幼稚園や保育所等を利用していない人の理由

(単位：%)

区分	回答者数 (件)	こどもの父母がみている	こどもの祖父母や親戚の人がみている	近所の人や父母の友人、知人がみている	利用したいが、幼稚園や保育所などに空きがない	利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない	利用したいが、延長、夜間などの時間帯の条件が合わない	利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	利用したいが、預かりサービス(一時預かりなど)を利用している	不定期での預かりサービス	こどもがまだ小さいため
全体	455	52.3	5.5	-	20.0	4.6	1.1	1.5	2.0	-	49.9
0歳	282	47.9	5.0	-	21.6	4.6	0.7	1.1	1.4	-	56.7
1歳	99	58.6	5.1	-	21.2	5.1	-	3.0	3.0	-	39.4
2歳	59	62.7	5.1	-	11.9	5.1	3.4	1.7	1.7	-	42.4
3歳	6	16.7	16.7	-	16.7	-	-	-	-	-	16.7
4歳	2	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
5歳	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-

※網掛けは各区分で最も多い数値

保護者の働き方別にみると、“フルタイムで共働き”では「認可保育所」が79.0%と高く、「幼稚園」や「幼稚園と預かり保育」は5%程度となっています。“いずれかパートで共働き”では「認可保育所」が38.3%と最も高く、「幼稚園」は28.9%、「幼稚園と預かり保育」が16.4%となっています。

【就学前】保護者の働き方別の幼稚園や保育所等の利用状況

(単位：%)

区分	回答者数 (件)	幼稚園	幼稚園と預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模保育事業	事業所内保育事業	企業主導型保育事業	家庭保育室	その他の認可外保育施設	ファミリー・サポート・センター
フルタイムで共働き	410	4.4	5.6	79.0	5.6	5.4	1.0	0.7	0.0	3.4	0.2
いずれかパートで共働き	201	28.9	16.4	38.3	5.5	10.9	2.0	2.5	0.0	3.5	0.0
父母ともパートで共働き	5	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
父母いずれかが在宅	131	74.8	9.9	6.9	4.6	3.8	0.0	1.5	0.0	0.8	0.8

※網掛けは各区分で最も多い数値

2 子育て支援事業

① 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の状況をみると、一部の事業については新型コロナウイルス感染症や少子化の影響などにより実績値が計画値を下回りましたが、第2期計画の計画期間を通じて、多くの事業で計画値を上回る、あるいは計画値に近い実績値となりました。

地域子ども・子育て支援事業の計画と実績

事業名	項目	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	計画	人	7,851	7,795	7,761	5,522
	実績		5,478	5,827	6,062	6,105
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	計画	人	5,616	5,646	5,745	5,771
	実績		5,506	5,122	5,299	5,777
幼稚園の一時預かり(1号認定による利用) (2号認定による利用)	計画	人日/年	140,100	140,100	140,100	132,160
	実績		126,097	148,716	163,042	171,270
	計画	人日/年	93,400	93,400	93,400	88,040
	実績		83,814	99,144	95,758	101,005
保育所の一時預かり、ファミリー・サポート・センター(未就学児)、トワイライトステイ	計画	人日/年	13,960	13,960	13,960	13,982
	実績		26,760	25,736	30,435	26,410
病児・病後児保育事業	計画	人日/年	1,060	1,140	1,330	1,330
	実績		1,062	1,104	1,436	1,802
ファミリー・サポート・センター(就学児)	計画	人日/年	6,500	6,500	6,500	6,500
	実績		2,438	2,408	3,099	3,422
子育て短期支援事業	計画	人回/年	10	10	10	10
	実績		10	10	38	135
地域子育て支援拠点事業	計画	人回/年	180,000	184,000	187,600	190,000
	実績		76,817	80,587	95,322	139,512
利用者支援事業(基本型・特定型) (母子保健型)	計画	か所	3	3	3	3
	実績		3	3	3	3
	計画	か所	7	7	7	9
	実績		7	7	8	9
乳児家庭全戸訪問事業	計画	人	4,885	4,908	4,943	3,838
	実績		4,885	4,908	4,943	4,002
養育支援訪問事業	計画	人	270	280	290	344
	実績		327	362	335	344
妊婦健康診査	計画	人	5,235	5,258	5,293	4,322
	実績		4,910	4,679	4,604	4,661
実費徴収に係る補足給付を行う事業	計画	実施状況	実施	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施	実施
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	計画	実施状況		実施	実施	実施
	実績			実施	実施	実施

② 病児・病後児保育室の利用意向、不定期の一時預かりの利用意向

【就学前】の病児・病後児保育室の利用意向をみると、0～1歳では「できれば病児・病後児保育室を利用したかった」の割合が3割以上あり、2歳以上に比べて高くなっています。

【就学前】病児・病後児保育室の利用意向

(単位：%)

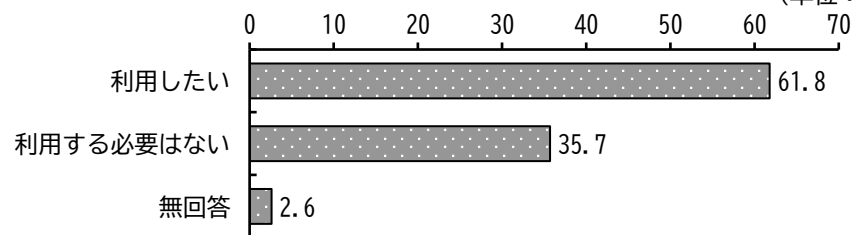
区分	回答者数 (件)	できれば病児・ 病後児保育室を 利用したかった	利用したいと思 わなかった	無回答
全体	938	25.1	68.0	6.9
0歳	66	37.9	53.0	9.1
1歳	131	33.6	60.3	6.1
2歳	141	27.0	66.0	7.1
3歳	223	21.1	71.3	7.6
4歳	195	19.5	73.8	6.7
5歳	168	22.6	71.4	6.0

不定期にこどもを預ける事業の利用意向は【就学前】が61.8%と高くなっています。

【就学前】不定期にこどもを預ける事業の利用意向

回答者数 = 1,472

(単位：%)



③ こどもをみてもらえる状況

【就学前】のこどもをみてもらえる親族や知人の状況は、“祖父母と同居”の家庭では「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が66.1%、“祖父母と近居している”家庭では「緊急時もしくは用事のあるときには祖父母などの親族にみてもらえる」が市内、市外ともに70%台と高くなっています。一方、“いずれもない”家庭では、「だれもいない」が45.2%であり、祖父母との同居や近居に比べて高くなっています。

【就学前】こどもをみてもらえる親族や知人の有無

(単位：%)

区分	回答者数 (件)	日常的に祖父母などの親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事のあるときには祖父母などの親族にみてもらえる	日常的にこどもをみてもらえる友人、知人がいる	緊急時もしくは用事のあるときにはこどもをみてもらえる友人、知人がいる	だれもいない
全体	1,472	19.3	56.8	2.4	13.2	22.5
祖父母と同居	112	66.1	40.2	3.6	10.7	-
祖父母と近居（市内）	485	30.5	71.8	2.1	11.8	4.7
祖父母と近居（市外）	235	16.6	77.9	2.6	12.8	8.9
いずれもない	606	3.0	40.4	2.1	15.0	45.2

3 放課後の過ごし方

① 放課後児童クラブの状況

令和2年度以降、市内の小学校児童数が約30,000人と横ばいで推移する中、公設民営放課後児童クラブの利用児童数は増加しています。令和6年5月現在、待機児童は発生しておらず、小学校52校（全校）で事業を実施しています。

小学校児童数と放課後児童クラブ利用児童数の概況（各年5月1日現在）

年次	小学校児童	放課後児童クラブ 利用児童数	利用割合
令和2年度	29,857人	5,506人	18.4%
令和3年度	29,630人	5,206人	17.6%
令和4年度	29,301人	5,354人	18.3%
令和5年度	29,677人	5,873人	19.8%
令和6年度	28,660人	6,083人	21.2%

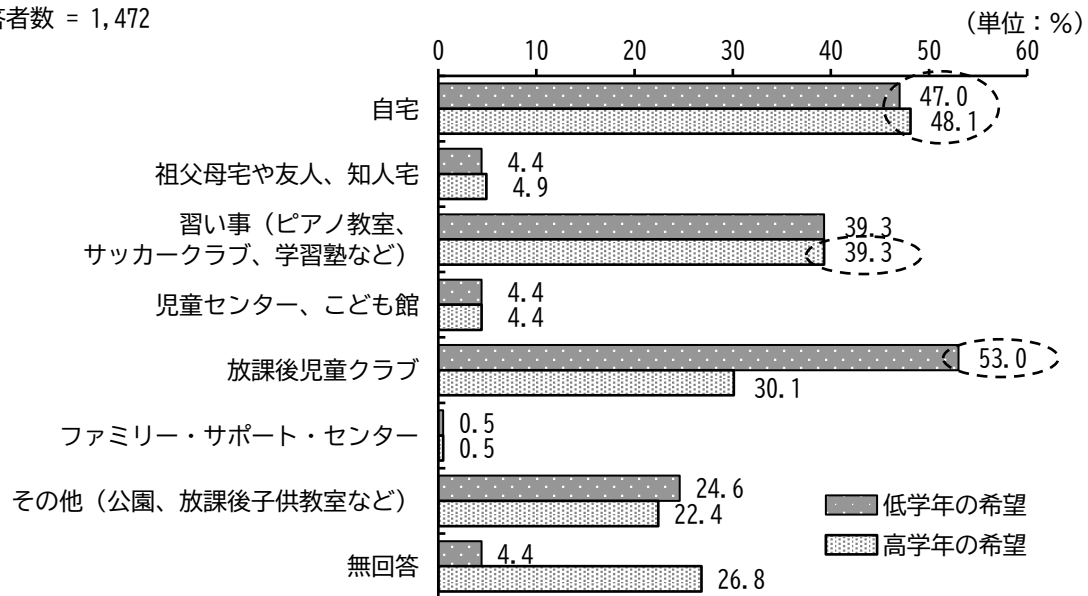
資料：川口市資料

② 放課後の時間を過ごさせたい場所の希望

【就学前】（5歳）の小学校入学後の「放課後の時間を過ごさせたい場所」の希望は、低学年では、放課後児童クラブ、自宅が高くなっています。高学年では、自宅、習い事が高くなっています。

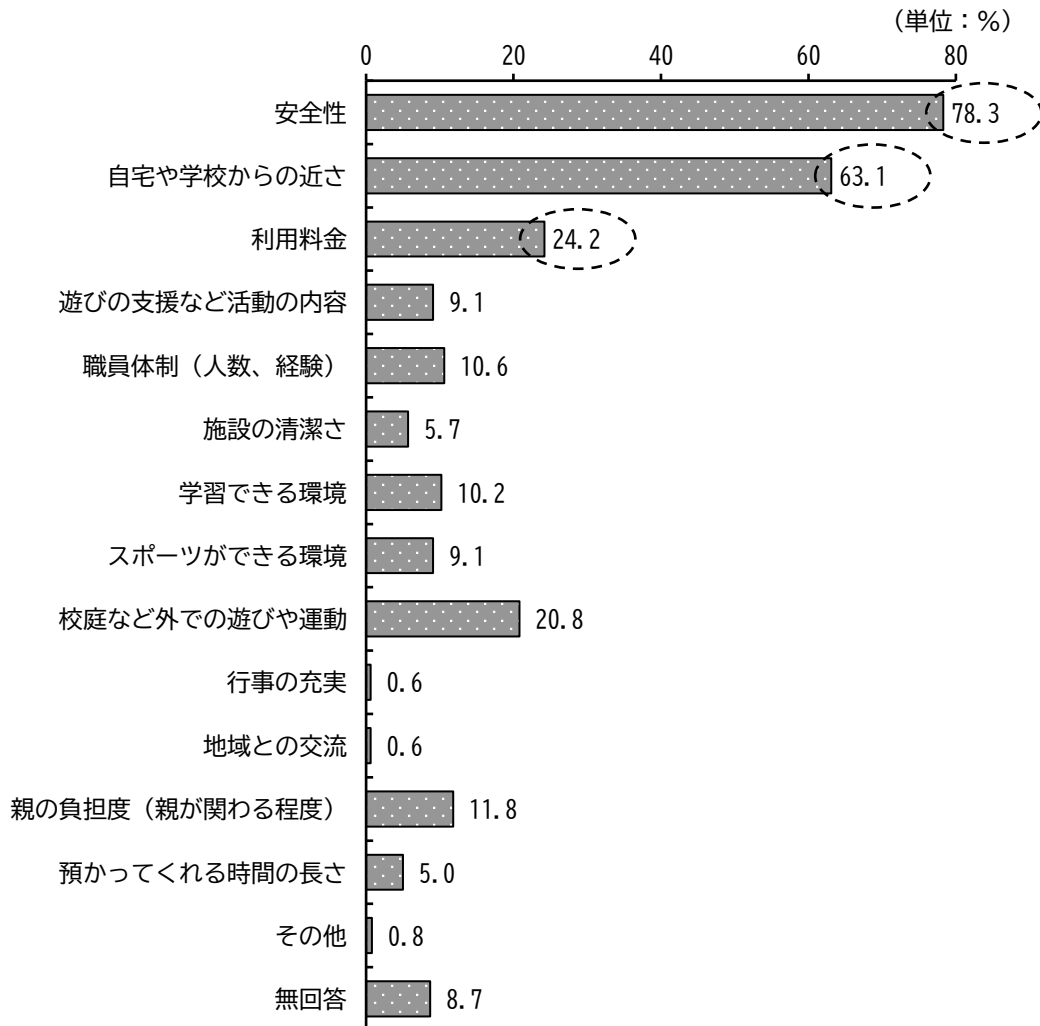
【就学前】（5歳）の小学校入学後に放課後の時間を過ごさせたい場所の希望

回答者数 = 1,472



【小学生】で放課後を過ごす場所を選ぶときに重視する点は、「安全性」の割合が78.3%と最も高く、次いで「自宅や学校からの近さ」、「利用料金」等を挙げています。

【小学生】放課後を過ごす場所を選ぶときに重視する点

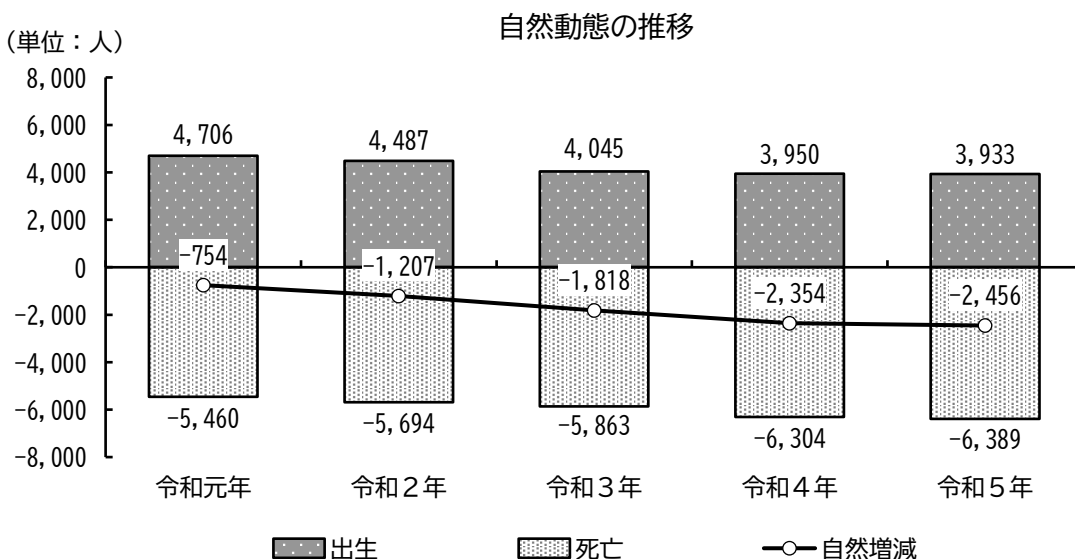
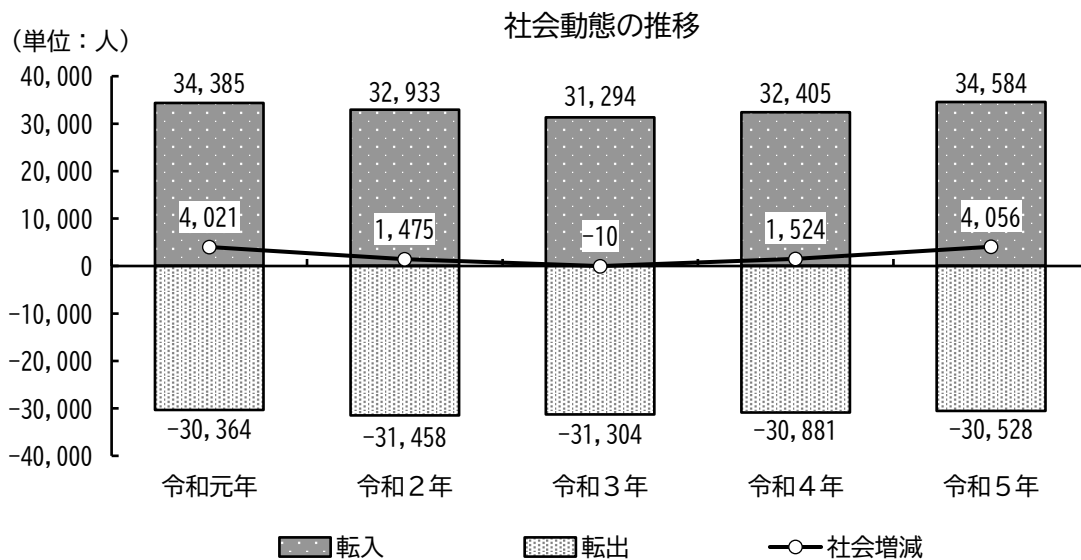


4 子育てと就労の両立

① 人口動態、合計特殊出生率、女性の労働力率

本市の社会動態（転入・転出）は、令和3年を除いて転入数が転出数を上回っており、“社会増”となっています。

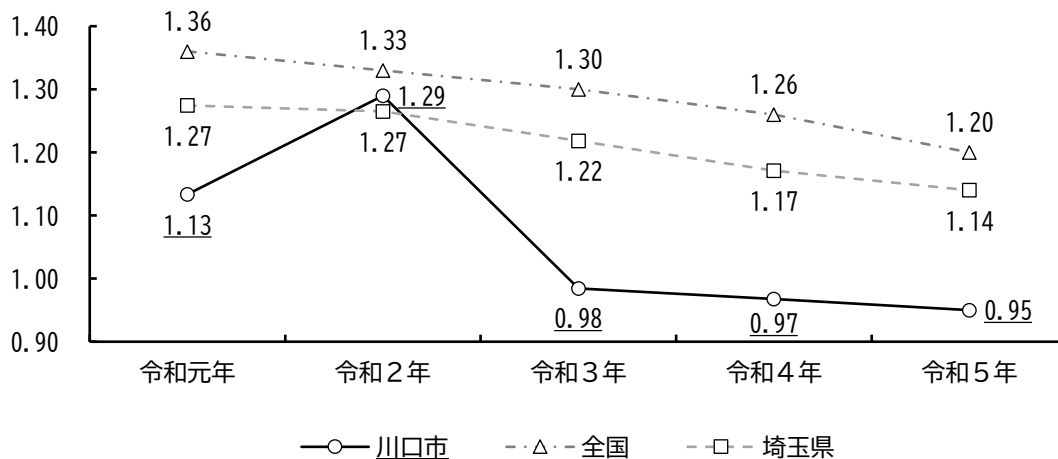
自然動態（出生・死亡）をみると、出生数が緩やかに減少する一方、死亡数は増加しています。そのため、令和元年以降“自然減”となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年1月～12月）

近年の「合計特殊出生率」をみると、令和2年は本市が埼玉県を上回ったものの、それ以外は本市が国・県を下回る状況が続いています。

合計特殊出生率の推移

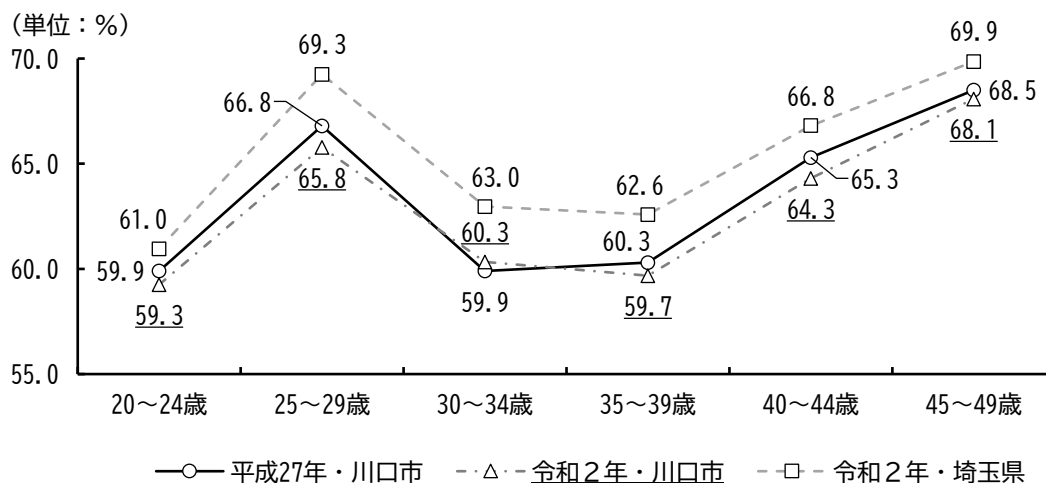


資料：埼玉県の人口動態概況

女性の労働力率（年齢人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚や出産期にあたる年齢に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向が全国的にみられます。

本市の女性の労働力率をみると、30～34歳以外では令和2年が平成27年を下回っています。また、令和2年の数値を県と比較すると、すべての年齢で本市の数値が埼玉県を下回っており、特に25～29歳で3.5%と大きく下回っています。

女性の労働力率の推移

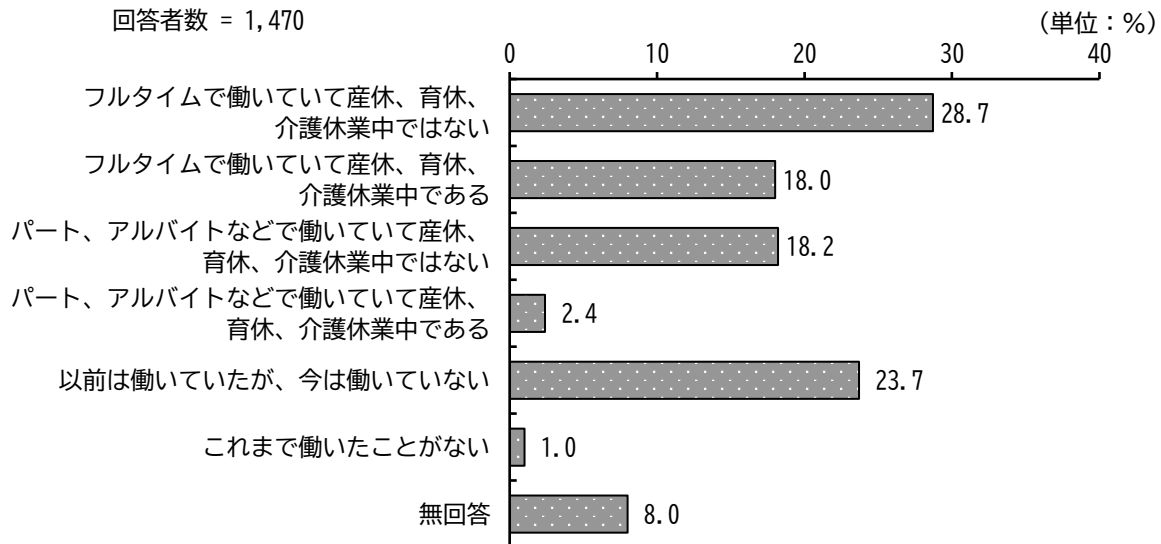


資料：国勢調査

② 母親の就労状況・意向、育児休業の取得

【就学前】の母親の就労状況は、「フルタイムで働いていて産休、育休、介護休業中ではない」が28.7%と、最も高くなっています。

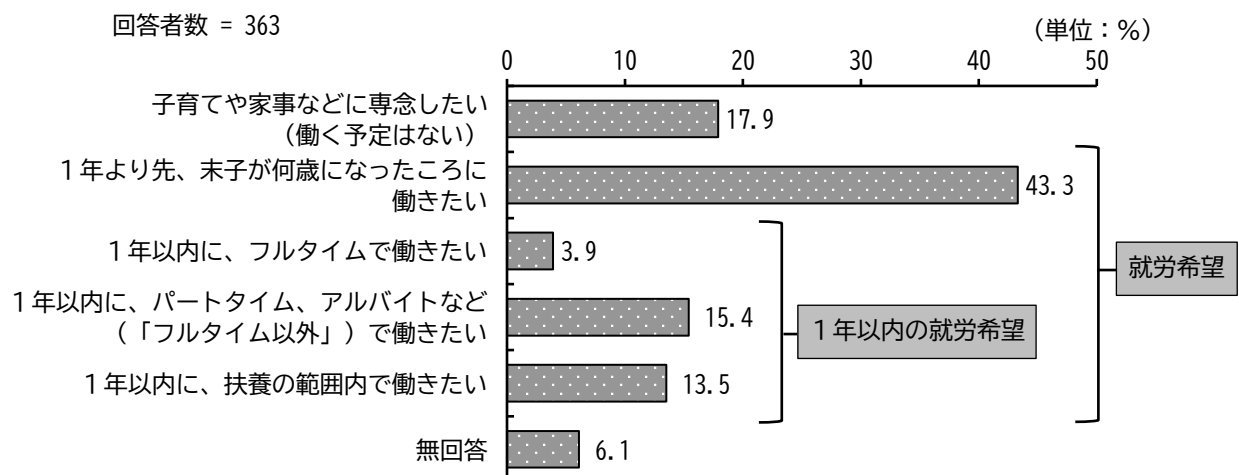
【就学前】母親の働く状況



【就学前】の働いていない母親の76.1%は就労希望を持っています。

そのうち、1年以内の就労希望は32.8%となっています。1年以内の就労希望の形態は「パート、アルバイトなど」や「扶養の範囲内」を希望する割合が高くなっています。

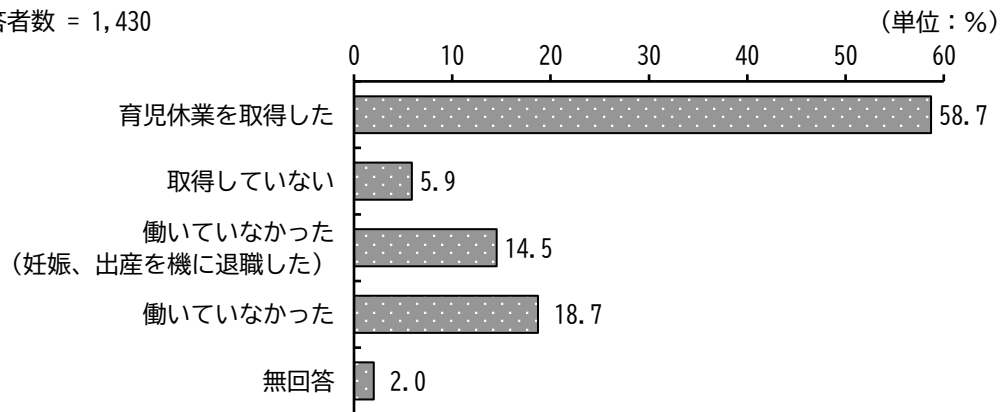
【就学前】働いていない母親の就労希望



【就学前】の母親の「育児休業を取得した」は58.7%と最も高くなっています。

【就学前】母親の育児休業の取得状況

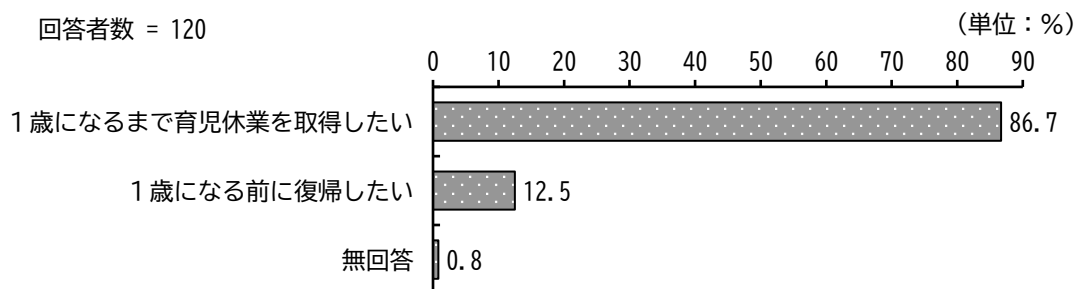
回答者数 = 1,430



【就学前】の育児休業中の母親では、こどもが1歳になった時に必ず預けられる施設があれば「1歳になるまで育児休業を取得したい」が86.7%と高くなっています。

【就学前】育児休業期間の希望

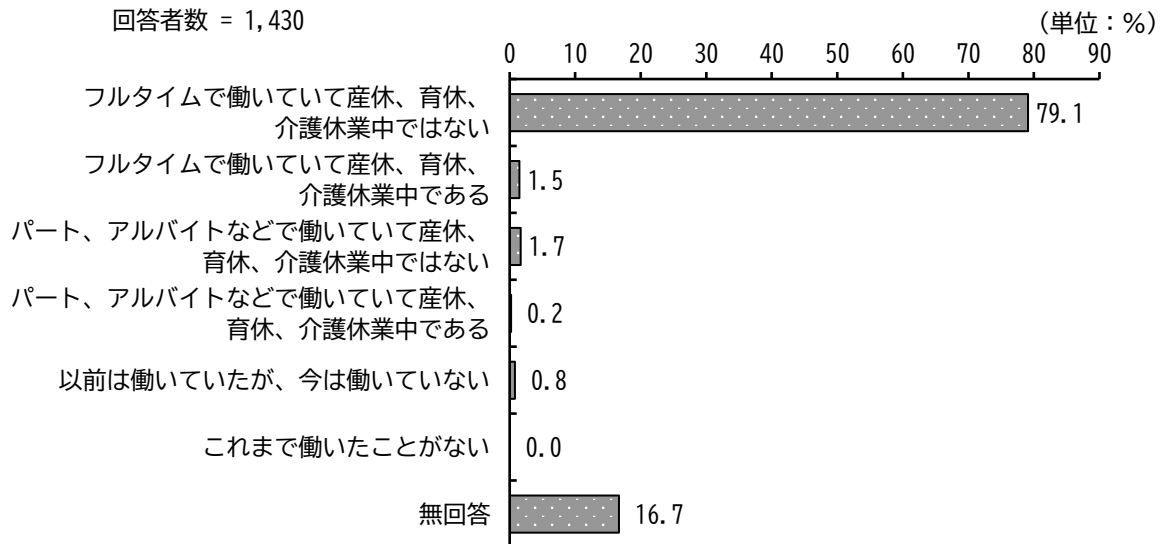
回答者数 = 120



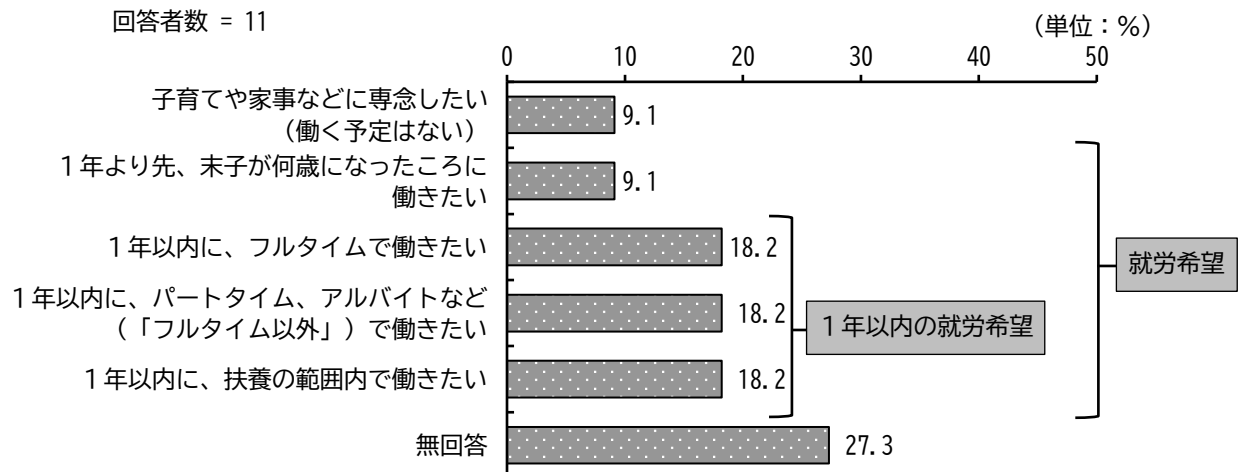
③ 父親の就労状況・意向、育児休業の取得

【就学前】の父親の就労状況は、「フルタイムで働いていて産休、育休、介護休業中ではない」が79.1%と、最も高くなっています。

【就学前】父親の働く状況



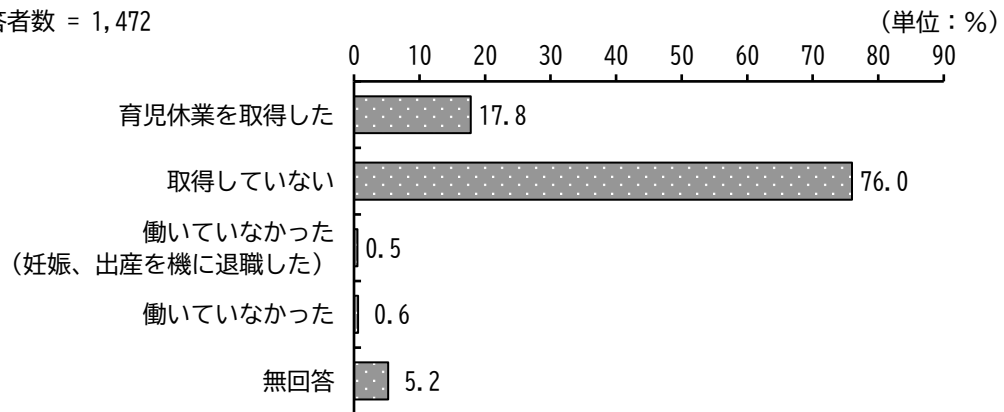
【就学前】働いていない父親の就労希望



【就学前】の父親の「育児休業を取得した」は17.8%となっています。

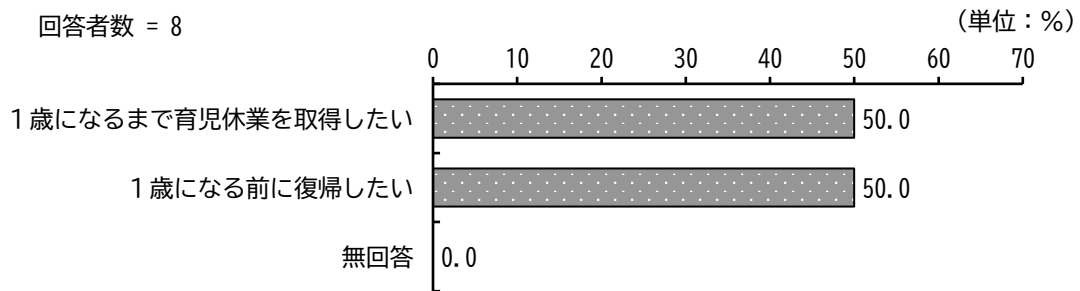
【就学前】父親の育児休業の取得状況

回答者数 = 1,472



【就学前】育児休業期間の希望

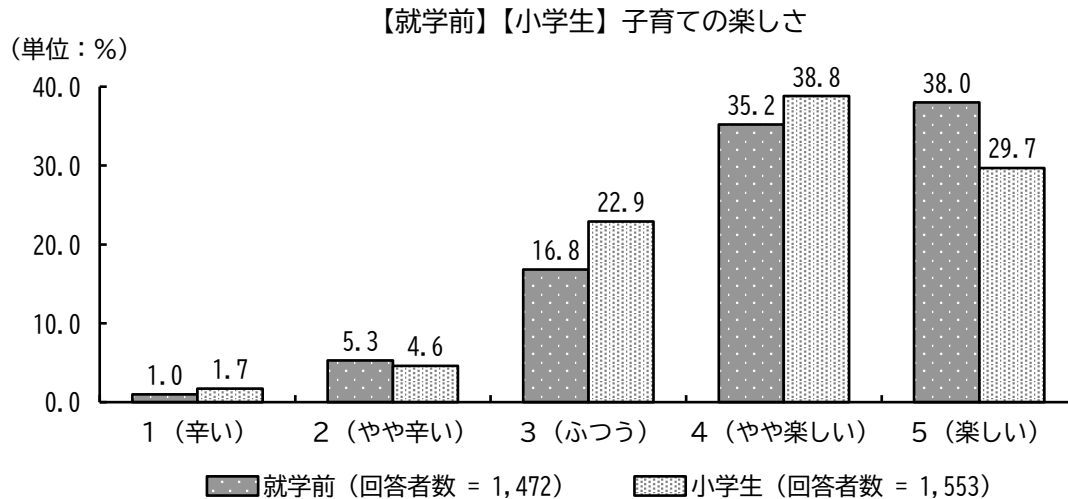
回答者数 = 8



5 子育て環境

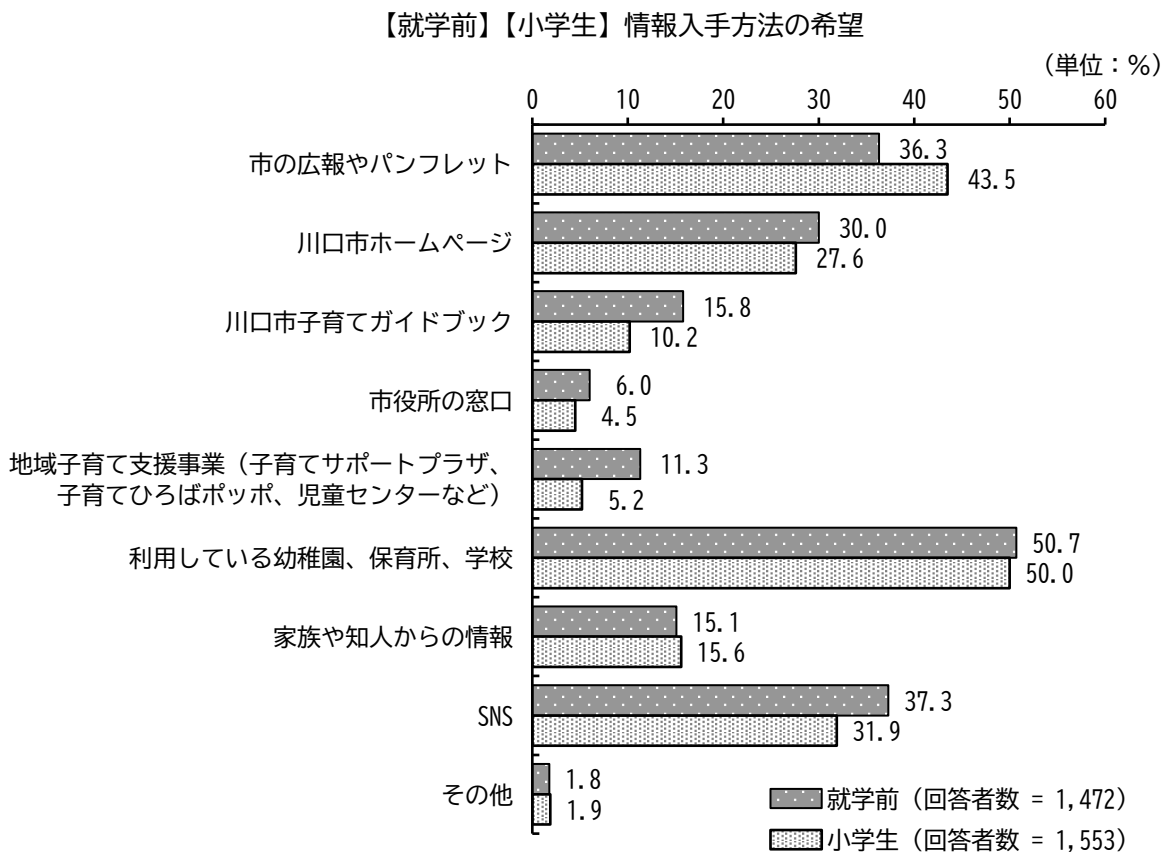
① 子育ての楽しさ、子育て環境への期待

子育ての楽しさ（5点満点）について、【就学前】は「5」が最も多く38.0%、【小学生】は「4」が最も多く38.8%となっています。



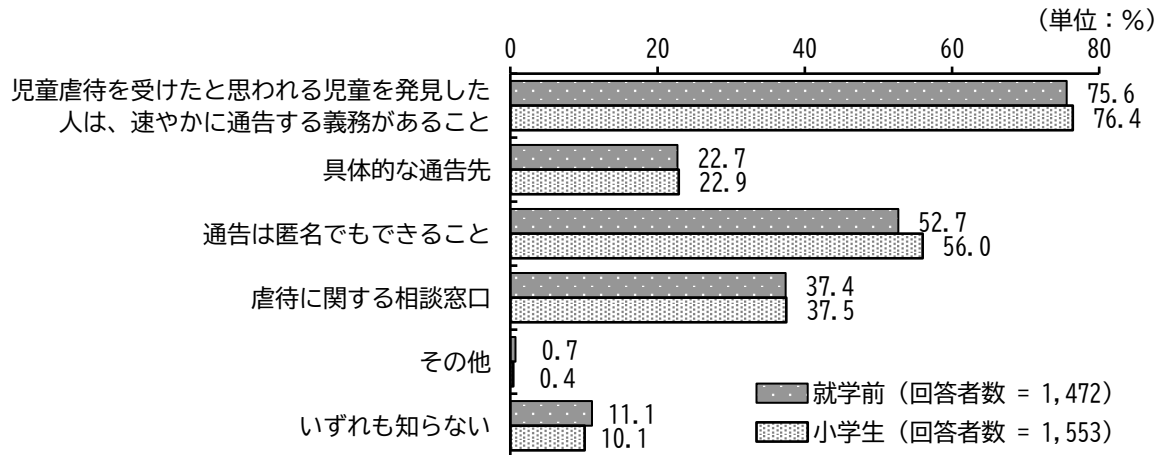
② 相談先、情報入手方法

市のこどもに関する情報入手方法の希望は、【就学前】、【小学生】ともに「利用している幼稚園、保育所、学校」が最も高くなっています。【就学前】では「SNS」、【小学生】では「市の広報やパンフレット」も上位に挙がっています。



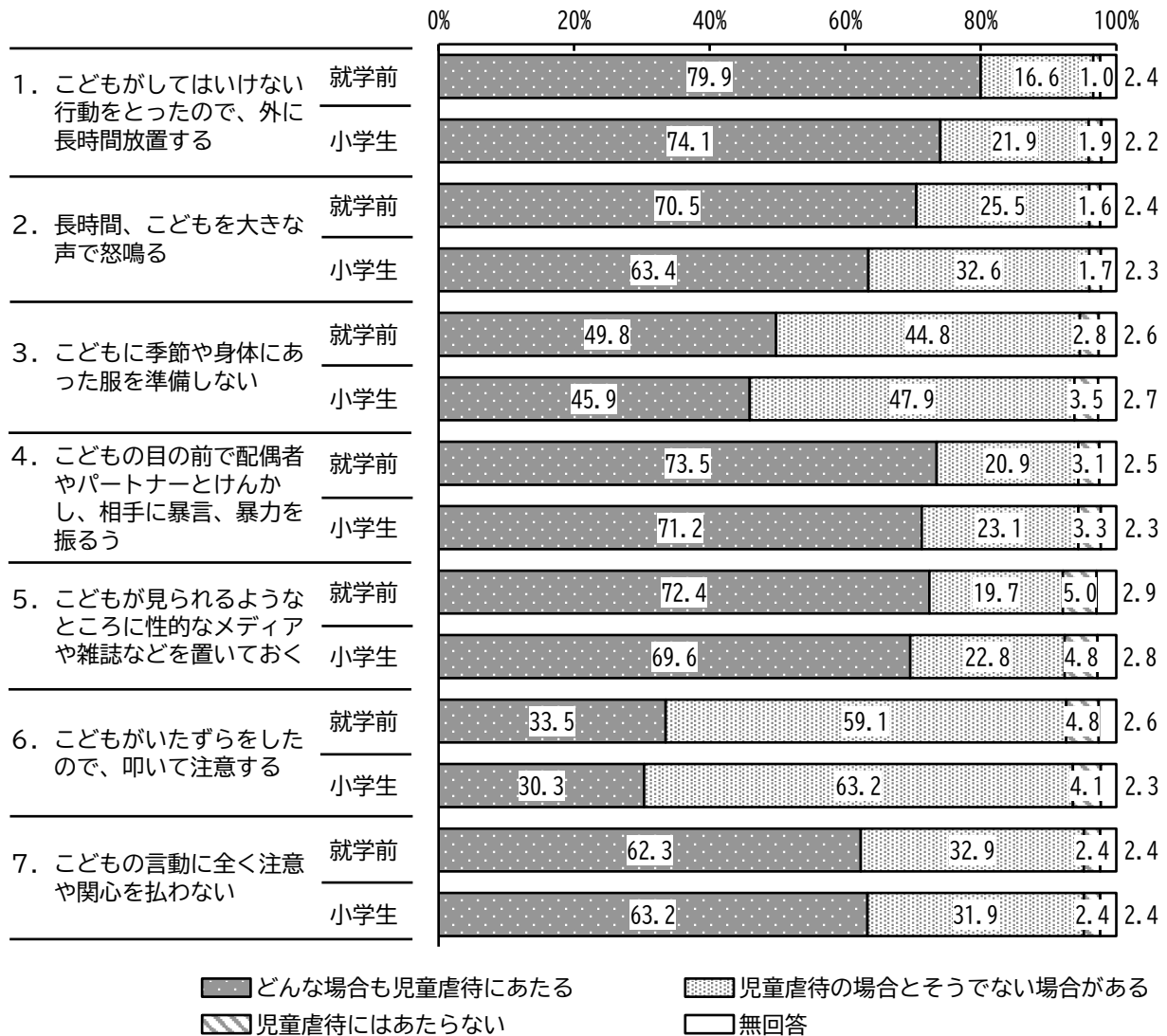
【就学前】【小学生】ともに「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに通告する義務があること」の認知度が7割以上となっている一方、「虐待に関する相談窓口」の認知度は3割半ばです。また、「具体的な通告先」の認知度は【就学前】【小学生】ともに2割程度にとどまっています。

【就学前】【小学生】児童虐待について知っていること



「どんな場合でも児童虐待にあたる」と思う行動について、【就学前】【小学生】ともに「こどもがいたずらをしたので、叩いて注意する」では3割程度、「こどもに季節や身体にあった服を準備しない」では4～5割ですが、その他の虐待行動については「どんな場合でも児童虐待にあたる」と思う割合が6割を超えています。

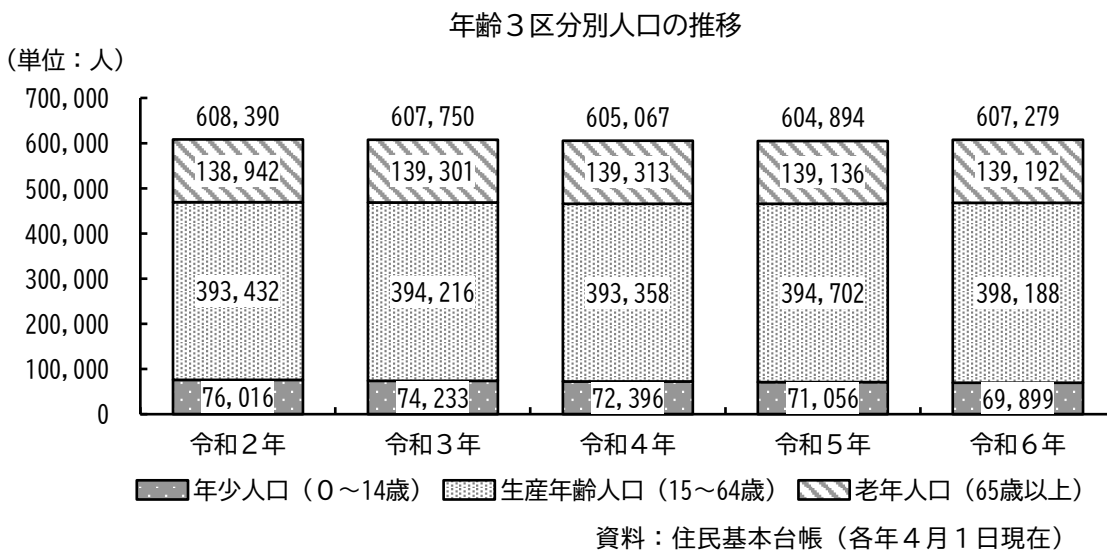
【就学前】【小学生】児童虐待にあたると思う行動



6 人口などの状況

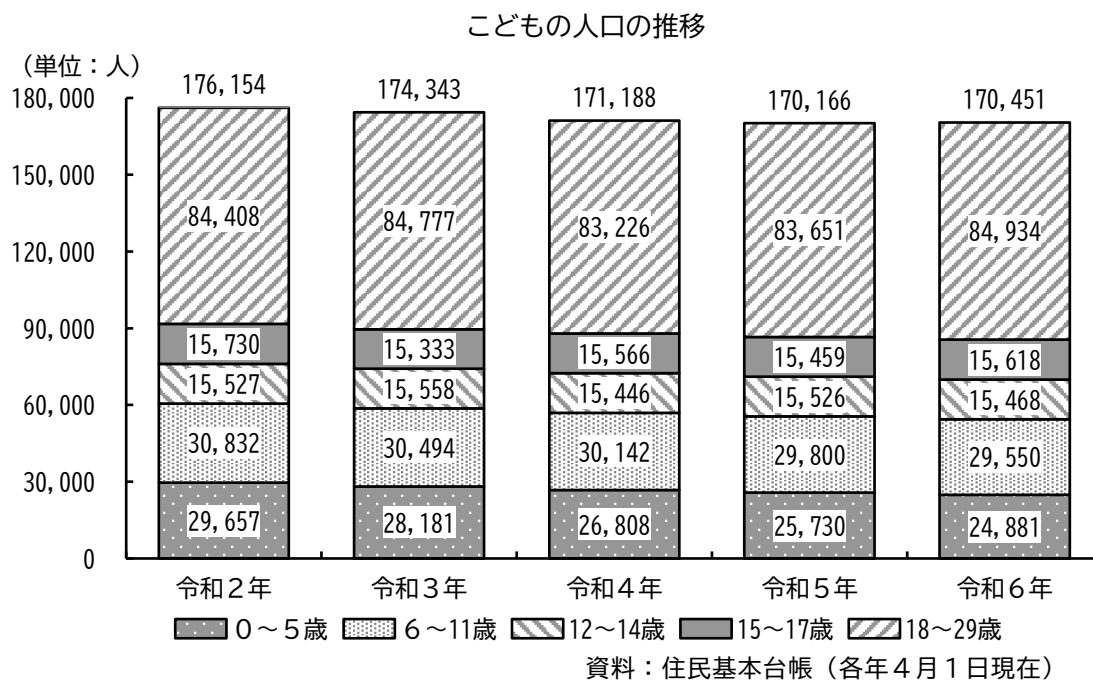
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は横ばいで推移しており、令和6年4月1日現在で607,279人です。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少しているのに対し、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。



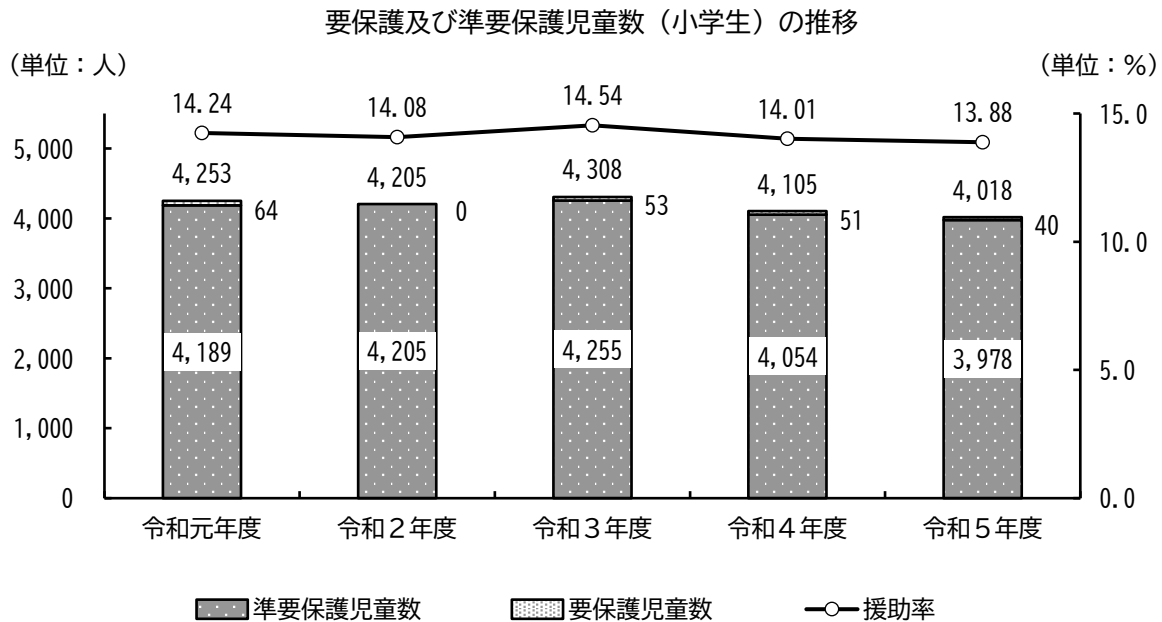
② こどもの人口の推移

本市のこどもの人口は、令和6年4月1日現在で170,451人です。年齢階級別にみると、0歳～5歳、6歳～11歳人口は年々減少しています。



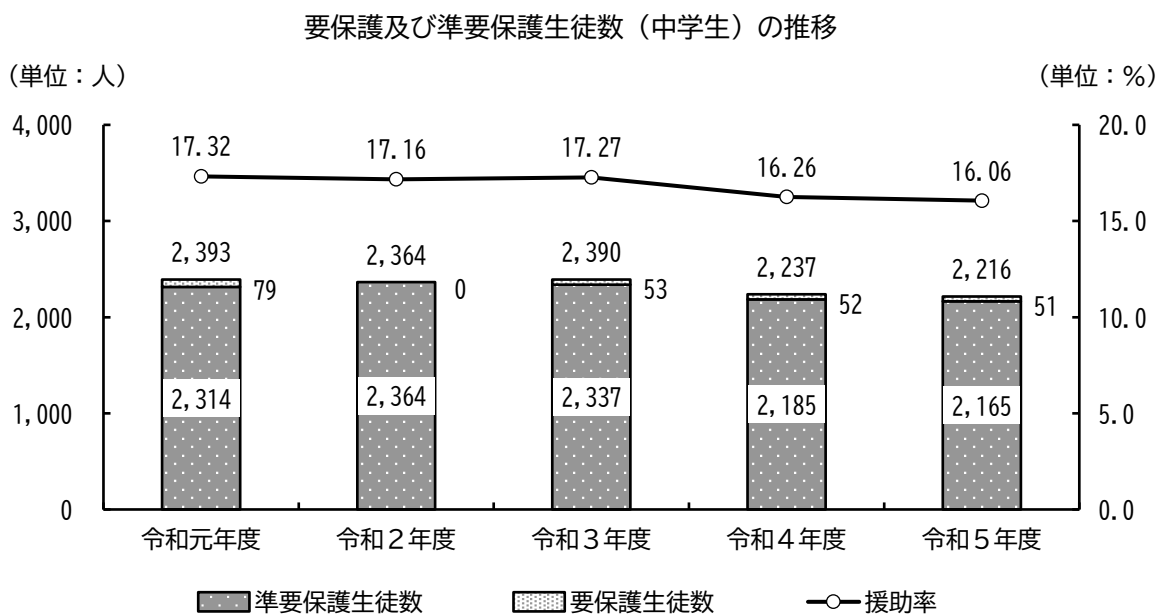
③ 要保護及び準要保護児童数（小学生）の推移

本市の小学生における要保護及び準要保護児童数は減少傾向にあり、令和5年度で要保護児童数は40人、準要保護児童数は、3,978人、援助率は13.88%となっています。



④ 要保護及び準要保護生徒数（中学生）の推移

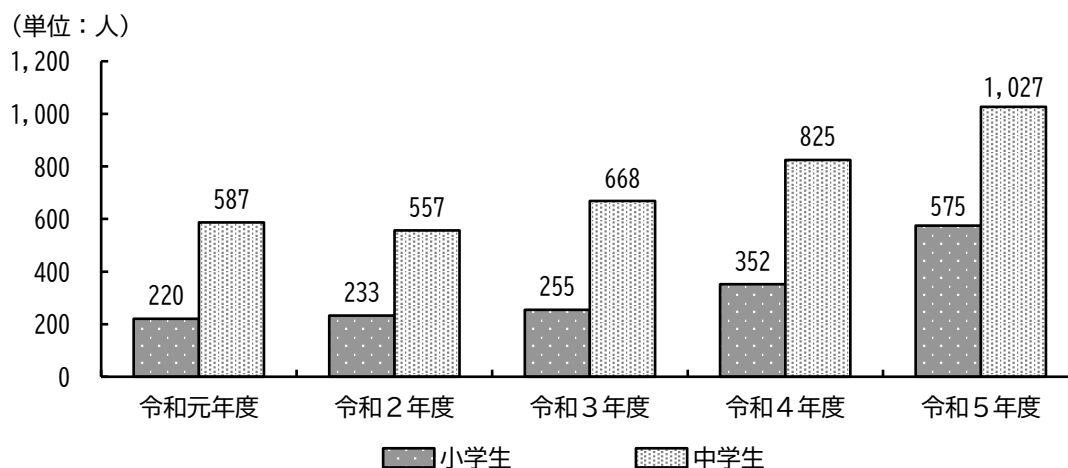
本市の中学生における要保護及び準要保護生徒数は減少傾向にあり、令和5年度で要保護生徒数は51人、準要保護生徒数は、2,165人、援助率は16.06%となっています。



⑤ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は年々増加傾向にあり、令和5年度で小学生が575人、中学生は1,027人となっています。

不登校児童・生徒数の推移

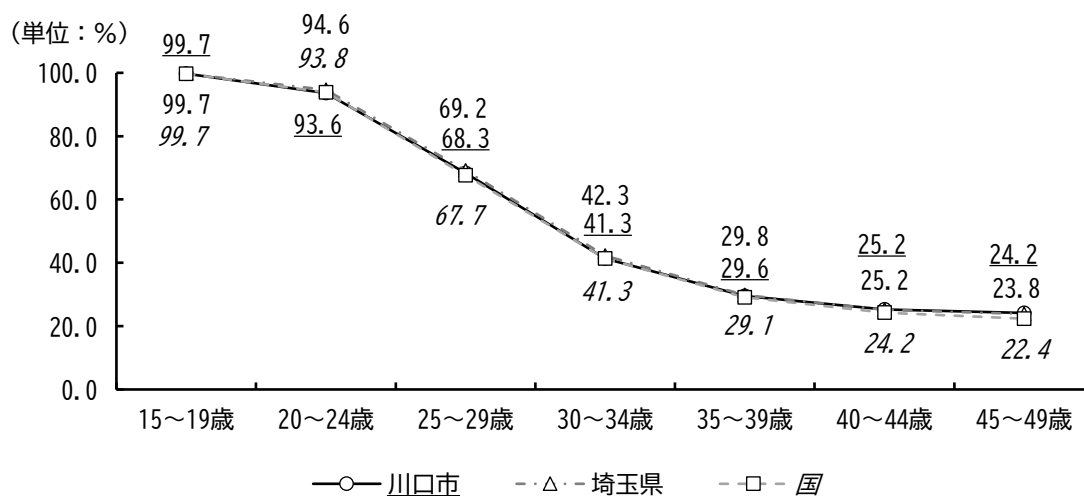


資料：川口市資料

⑥ 年齢別未婚率の状況

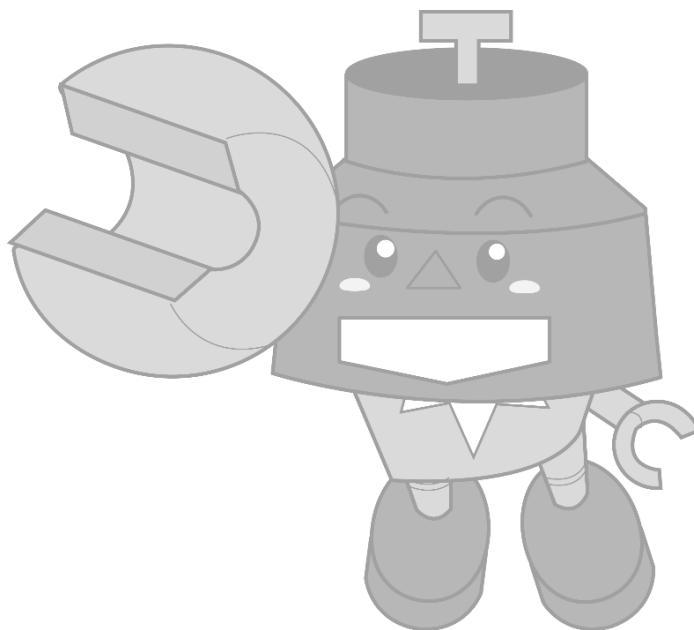
本市の年齢別未婚率の推移をみると、概ね国や埼玉県と同様の傾向であり、晩婚化が進んでいます。

年齢別未婚率の推移（令和2年）



資料：国勢調査

第 3 章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」とし、これを目指しています。

本計画では、第2期計画の基本理念である「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」を引き継ぐとともに、こどもの意見聴取で出された意見、国の「こども大綱」、本市のこどもに関する基本条例である「川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例」の方針等を踏まえ、「みまもる目 つながる手 こどもが笑顔で健やかに成長できるまち かわぐち」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

みまもる目 つながる手 こどもが笑顔で
健やかに成長できるまち かわぐち



2 基本目標

(1) すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います

すべてのこどもの幸せに向け、ライフステージに応じてこどもの教育や保育を充実させるとともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの居場所づくり、困難を抱える若者への支援など、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(2) 子育て・子育てを支援します

こどもの貧困解消対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障害や発達の特性がある子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、支援の充実を図ります。

さらに、安全な道路交通環境や防犯対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。こどもは、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

(3) 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努めるとともに、男女共同参画による子育てを促進し、保護者の子育て環境を整備します。

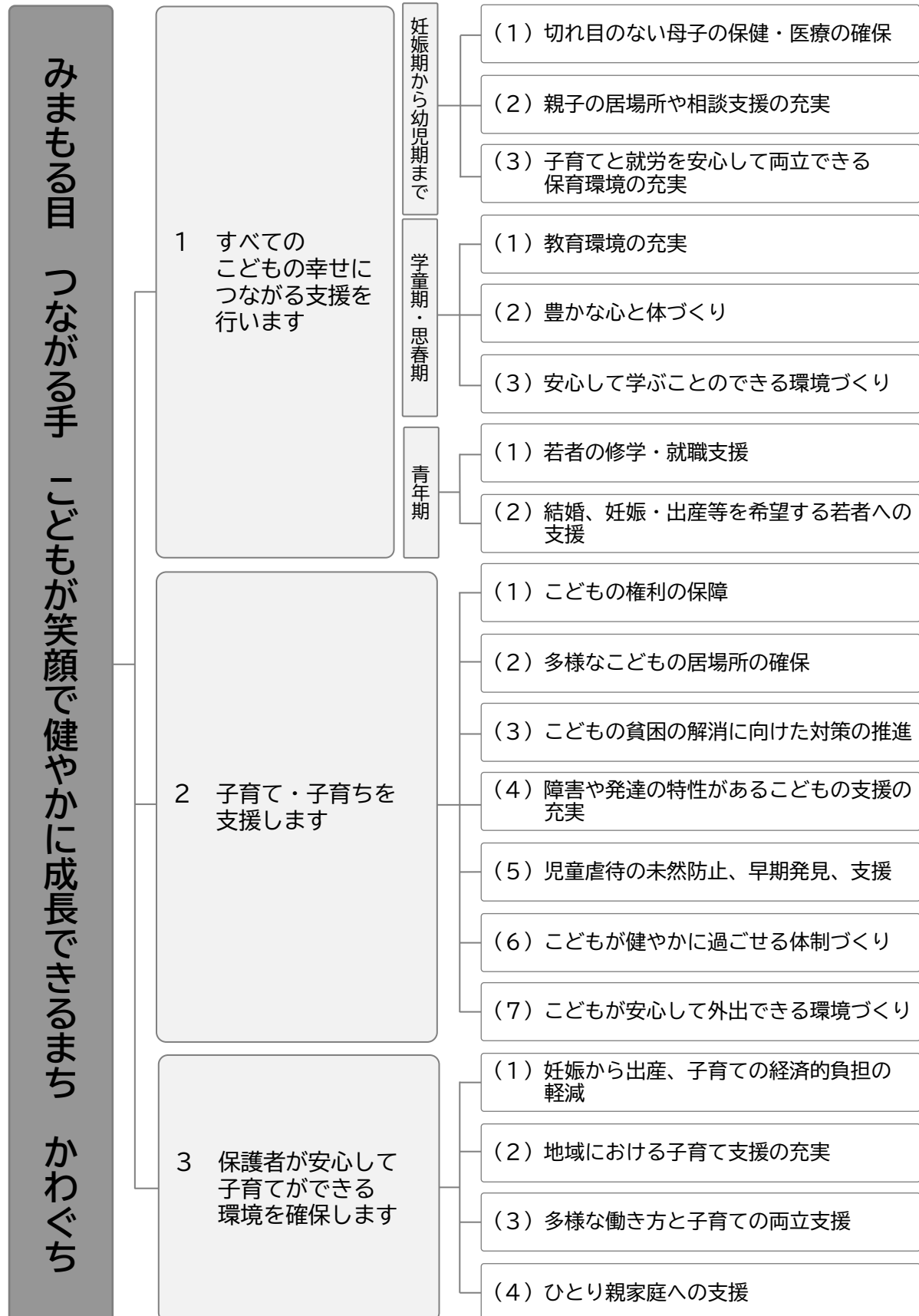
また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

3 計画の体系

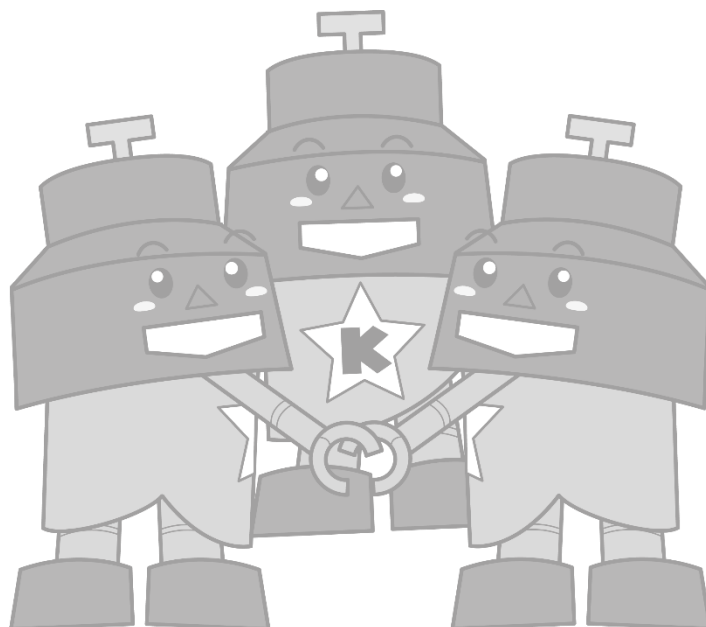
[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



第 4 章 総合的な施策の展開



1 すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います (妊娠期から幼児期まで)

(1) 切れ目のない母子の保健・医療の確保

【現状・課題】

本市では、出産前から子どもと保護者の健康を継続的に支える体制を強化しました。

アンケート調査では、妊娠、出産、乳幼児健診などの母子保健対策の充実を求める人もおり、子どもや母親の健康の確保においては、健康診査や相談の利用促進、情報提供の充実など、生まれる前から乳幼児期まで切れ目ない継続的な支援が必要です。また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化が必要です。

【方向性】

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につながることで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

【成果指標】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
産後ケア事業の利用率	13.7%	前年度を上回る	地域保健センター

【 取組 】

事業名	内容	担当課
母子健康手帳等交付	妊娠を届け出た妊婦を対象に、妊娠中の健康維持、安全な出産、生まれたこどもの健康診査や予防接種等の状況管理のため、母子健康手帳の交付を行います。また、「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進の一環としてマタニティキーホルダーを全妊婦に配布します。妊娠初期から保健師等が妊娠・出産・育児などに関する相談に応じることができるようにこども家庭センター（地域保健センター、各保健ステーション）で実施しています。	地域保健センター
マタニティママの歯と口の健康教室（妊婦歯科健康診査事業）	妊婦が自らの口腔内の状態を知り、知識を得て技術を身につけることで妊娠中の口腔内の変化によって起こる疾患を予防し、さらに、家族の生涯を通じた口腔内の健康づくりを進めます。	地域保健センター
入院助産事業	経済的理由で、病院や助産所での出産が困難な妊産婦のかたを対象に、指定の助産施設で助産を受けることができる事業です。なお、所得に応じた費用負担があります。	子育て相談課
産後ケア事業	出産後1年未満の母子に対して、宿泊型、通所型、居宅訪問型（早期型・一般型）の心身のケアや育児のサポートを行います。	地域保健センター
妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査・産婦健康診査	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券、HIV抗体検査助成券、子宮頸がん検診助成券、HTLV-1抗体検査助成券、性器クラミジア検査助成券、新生児聴覚スクリーニング検査助成券、産婦健康診査助成券を交付します。	健康増進課
3・4か月児健康診査	3・4か月の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察等を実施します。	健康増進課
10か月児健康診査	生後10か月～1歳未満の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察等を実施します。	健康増進課
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～2歳未満の幼児とその保護者を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察等を実施します。	健康増進課
1歳6か月児歯科健康診査・フッ化物塗布	1歳6か月～2歳未満の幼児とその保護者を対象に、歯の健康状態を把握し、虫歯（う蝕）を予防・進行阻止するため、委託医療機関において歯科健康診査を実施します。また、1歳6か月から3歳になる前日までの間にフッ化物塗布を実施します。	健康増進課
3歳児健康診査	3歳6か月～4歳未満の幼児とその保護者を対象に、毎月問診、身体測定、内科及び歯科健康診査を実施し、発育・発達の評価と疾病・異常の早期発見を図ります。また、保護者に対して、虫歯予防、発育・発達、栄養、生活習慣等、育児に関する指導を行います。	健康増進課

事業名	内容	担当課
予防接種	予防接種法に基づき、感染予防及び病気のまん延防止を目的に定期予防接種を実施します。また、おたふくかぜの任意予防接種費用の一部を助成します。	健康増進課

「こどもの休日・夜間における急病時には…」

かかりつけ医の診療時間終了後にこどもの体調が悪化した際、救急車を呼ぶべきかどうか悩んだり、どう対処すればいいのか混乱してしまったりすることもあると思います。

市では、日曜・祝日・年末年始の日中に急な病気やけがを負った際に、大人もこどもも受診できるよう、市内の医療機関にご協力いただき、「日曜・祝日当番医」として当番制での診療を実施しています。



また、かかりつけ医の診察終了後の時間で、こどもの急病時に受診できるよう、「こども夜間救急診療所」の運営をしています。こども夜間救急診療所は、365日年中無休で夕方から夜まで開所し、こどもの急な発熱や腹痛などの内科症状に対して、応急的診療を行っています。

さらに、こども夜間救急診療所の診療時間終了後には、「小児夜間救急診療当番医」として、市内の医療機関にご協力いただき、翌日の朝8時までの診療を当番制にて行っています。

救急医療は現在、救急車の必要がない軽症者への出動回数が増加し、ひっ迫した状況にあります。小児救急医療においても、先生やスタッフの方々は、長時間の勤務に心身ともに疲弊しています。その結果、本当に救急車や小児救急医療を必要としている人々が、医療資源を利用できない現状があります。

このような状況を解消できるよう、こどもの急病時の受診目安や、対処方法などが学べる講座を、公民館などで開催しています。

また、埼玉県では、大人・こどもの急な病気やけがの際に、救急車を呼ぶべきかなどを電話で相談できる「埼玉県救急電話相談(#7119)」や、インターネットで簡単に相談できる「埼玉県A I 救急相談」などの取組を実施しています。

これからも市では、救急医療が適正に利用され、皆様が必要な時に活用・受診できるようにすることで、こどもが急な病気やけがに見舞われても安心して過ごせるようなまちづくりに取り組んでいきます。

日曜・祝日当番医の当番病院や、こども夜間救急診療所の詳細、小児夜間救急診療当番医の当番表などは、広報かわぐちの裏表紙や、市ホームページをご確認ください。

(2) 親子の居場所や相談支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、関係団体と協力して、親子で過ごすことができる居場所の充実を図りました。

今後、困難を抱える家庭の状況を行政が把握するためには、公的機関が困難を抱える家庭と関わりを持つことがより必要となります。公的機関への相談が容易かつ気軽に行うことができるよう、関係団体と連携しながら取組を進める必要があります。

【 方向性 】

こどもが生まれ育つ基本的な場である家庭において、こどもが安心してゆとりある生活を送ることができるよう、妊娠期から子育て期の母子保健及び育児に関する相談支援及び親子の居場所の充実に努めます。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）実施率	95.4%	100%	地域保健センター

【 取組 】

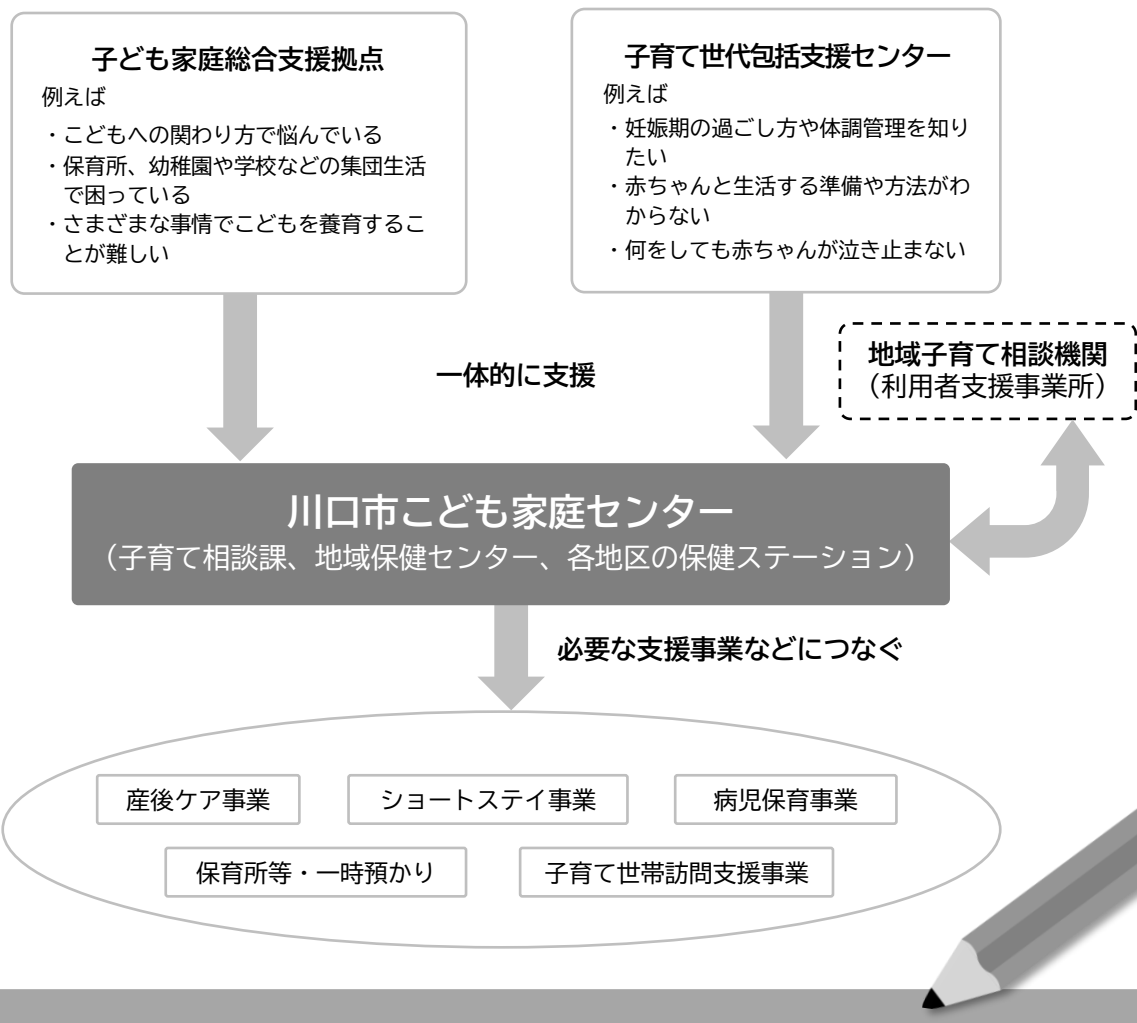
事業名	内容	担当課
こども家庭センター	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進並びに、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供します。	子育て相談課 地域保健センター
妊婦等包括相談支援事業	孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。	地域保健センター
地域子育て支援拠点事業	地域における子育て家庭を対象として、子育てについての相談、情報提供、助言等を行うことや、交流の場の提供を通じて、子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもたちの健やかな育ちの促進を支援します。	子育て支援課 保育幼稚園課 青少年対策室
おやこの遊びひろば事業	地域のコミュニティの拠点である公民館等に保育士を配置し、保護者との交流等を通し、子育ての不安解消に努め、こどもの健全な育成を図ります。身近な場所に子育て支援の場を提供し、子育ての相談については、必要に応じ、関係機関との協力・連携を図ります。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
ウェルカム B a b y 教室	妊娠4～8か月の妊婦とその夫（パートナー）を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及及び赤ちゃんの沐浴実習等の体験を通して、安心して出産・育児ができるよう毎月開催します。参加者同士の交流を通して仲間づくりを促し、地域での子育てが孤立しないよう支援します。	地域保健センター
乳児家庭全戸訪問 事業	妊産婦・新生児訪問指導事業で生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	地域保健センター
母子訪問指導	妊娠・出産・育児、また、こどもの心身の発達について支援が必要な家庭を対象に保健師等が訪問指導を行います。	地域保健センター
離乳食講習会	生後3～5か月児とその保護者を対象に離乳期に必要な栄養の知識を普及し、乳児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。	地域保健センター
幼児食講習会	1歳～1歳6か月児とその保護者を対象に、離乳完了期に必要な栄養の知識を普及し、幼児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。	地域保健センター
幼児相談	幼児の保護者に対し、こどもの成長発達に伴う様々な不安に適切な保健指導を行うことで、こどもの身体的・精神的及び社会的な成長発達を促し、育児不安の解消を図ります。	地域保健センター
育児教室	乳幼児をもつ保護者を対象に実施し、こどもの発育発達や生活リズム等の知識及び交流の場を提供することで、育児不安を軽減します。対象者が参加しやすいよう、地域保健センターや公民館等で開催します。	地域保健センター
食育教室	就学前年度の幼児（5～6歳）とその保護者を対象に、食べ物に関心を持たせ、食に対する興味を深くし、こどもが健やかに育つように食を通じた教育を行います。	地域保健センター

こども家庭センター

これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能は維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うため、令和6年4月から「こども家庭センター」の運営を開始しました。これにより、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化が図られています。また、支援を必要とするかたについては、必要に応じて「サポートプラン」を作成し、支援事業などにつないでいます。

併せて、令和7年度から、妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる地域の身近な相談機関として、「地域子育て相談機関」の運営を利用者支援事業所において開始し、こども家庭センターと連携しながらこどもに関係する相談支援を行います。



(3) 子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実

【 現状・課題 】

本市では、教育・保育施設の整備を進めるとともに、より質の高い教育・保育を提供できるよう取組を進めました。

アンケート調査では、教育・保育事業の利用状況について「利用している」が69.1%となっており、平成30年度の調査結果と比較すると、7.8%増加しています。利用する教育・保育事業としては、認可保育所が50.1%と最も高く、平成30年の調査結果と比較すると、認可保育所は8.5%増加しています。

また、母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が28.7%と最も高く、平成30年度の調査結果と比較すると、フルタイムで就労するかたが増加しており、保育所のニーズが今後も高い状態が続くことが考えられます。

就労形態や就労時間が多様化している状況を踏まえ、引き続き保護者の多様な教育・保育ニーズに対応していくことが必要です。

【 方向性 】

保護者の就労状況等に関わらず、すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けることができるよう、引き続き教育・保育環境の充実に取り組んでいきます。また、多様化する保護者のニーズに対応できるよう、事業を進めていきます。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
保育所等の待機児童数	10人	0人	子ども総務課 保育運営課 保育幼稚園課

【 取組 】

事業名	内容	担当課
延長保育事業	通常保育時間帯を超えて保育を必要とするこどもの保育を行います。	保育運営課 保育幼稚園課
一時預かり事業(幼稚園型)・預かり保育事業	就労等により家庭でこどもを保育できないが、幼稚園等を希望する保護者に対し、教育時間以降もこどもを預かります。	保育幼稚園課
一時預かり事業(保育所)	保護者の就労、病気、冠婚葬祭、育児疲れ等の事情により、家庭での保育が一時的に困難となった小学校就学前のこどもを預かり、保育を行います。	保育運営課 保育幼稚園課

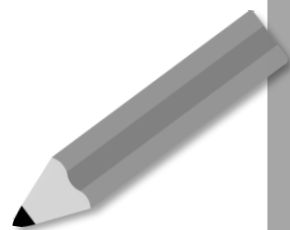
事業名	内容	担当課
乳児等通園支援事業	保育所等に通園していない0歳6か月～2歳児を対象に保育所等にて月一定時間までの利用可能枠の中で一時的な預かりを行います。	保育幼稚園課
保育士研修	安全・安心な保育を実施するため、保育所等の職員として必要な知識及び技術を習得し、人材の育成と資質の向上を図ります。	保育運営課
保育所等保育支援指導	保育の質の向上及び事故防止を目的に、保育士が日常の保育を確認し、必要に応じて指導や助言を行います。	保育運営課
保育所における食育の推進	こどもたちの発育・発達に必要な栄養を考慮した献立を作成し、給食を提供します。展示食を行う等、情報提供に努めています。日々の給食を通して、バランスの良い食習慣を身に付けさせます。給食において、季節ごとの旬の食材を取り入れ、食物への興味関心を高めるようにします。	保育運営課
認可外保育施設立入調査	認可外保育施設の指導監督として、児童福祉法に基づく調査に加え、事故が発生しやすい午睡等の保育を確認するため、抜き打ち調査を行い、必要に応じて指導や助言を行います。	保育運営課
公設保育所の環境改善事業	市内公設保育所において、空調、遊具、防犯対策設備の設置やバリアフリー改修、トイレの洋式化などの施設の環境改善を推進するものです。	保育運営課
ファミリー・サポート・センター事業	住民参加による助け合いの会員制度として、生後6か月から小学校6年生までの子育て中の保護者に対するこどもの預かり等の相互援助活動の推進を図ります。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	こどもが病気になった時、集団保育もしくは自宅での保育が困難な場合、医師の許可の下に専門の施設でこどもを預かります。市内に居住している生後8週～小学校6年生までのこどもが対象です。	子育て支援課
緊急サポートセンター事業	病気または病気の回復期や、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する人と、子育ての援助を行える保育士等の相互の紹介を行う、住民参加による有償、有料の相互援助活動です。	子育て支援課
こどものショートステイ事業	保護者の疾病等、やむを得ない理由により、家庭においてこどもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行います。	子育て相談課
こどものトワイライトステイ事業	就業等により保護者の帰宅が遅くなり、こどもの夜間の養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で夜間の養育を行います。	子育て相談課

公立保育所のあり方に関する基本方針

公設公営保育所（以下「公立保育所」という。）の再構築や、新たな役割についての基本的な考え方を整理するとともに、地域の子育て支援や民間保育所等との連携強化など、本市の保育施設のさらなる推進を図ることを目的として「公立保育所のあり方に関する基本方針」を令和3年3月に策定し、公立保育所の新たな役割として、①「子育て支援拠点としての役割」、②「セーフティネット機能の役割」、③「保育需要の弾力的受け皿としての役割」、④「保育の質の充実に向けた地域の中心的役割」を位置づけ取り組んでいます。

具体的な取組状況として、令和6年4月より3施設において医療的ケア児の受入を開始し、多様化する障害児保育の環境整備の拡充を図りました。また、令和7年4月から原則4、5歳児の利用定員を3歳児の利用定員に合わせるなど、本市の保育需要を鑑み、定員調整を行いました。

今後につきましては、公立保育所の役割強化を図るとともに、基幹型保育所の整備、再編統合や民間活力の導入など、公立保育所の再構築を進めるほか、川口市公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づいた施設の更新、改修等を計画的に進め、バリアフリー化など保育環境の改善を図りながら、こどもの安全・安心のための施設改善に努めます。



(学童期・思春期)

(1) 教育環境の充実

【現状・課題】

本市では、確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育を充実させるべく、教育環境の充実を図っています。

アンケート調査では、「学校で楽しく過ごせていますか」という質問に対して、小学5年生の88.5%、中学2年生の86.5%が「とても楽しい」または「まあまあ楽しい」と回答しています。

今後の社会の変化を正確に予測することが困難になる中で、これからの時代を生き抜くためには、こどもたち一人ひとりが主体的に社会に関わり、多様な人々と協働して新たな価値を創造し、未来を切り拓く力が重要となります。

持続可能な社会の発展を支える人材を育てていくうえで、今まで以上に、一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりを実実に伸ばす教育を続けることが大切になっています。

【方向性】

学力・学習状況調査の分析などを通じて、一人ひとりの学力を実実に伸ばす学習指導を進めます。また、特色ある学校づくりを推進するために、学校の主体的な取組を尊重し、支援していく体制を引き続き整備します。

【成果指標】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
埼玉県学力・学習状況調査において県平均を上回る項目数	全14項目のうち 10項目	全14項目のうち 10項目	指導課

【取組】

事業名	内容	担当課
学力向上支援事業	各種の学力向上支援事業を開催し、本市児童生徒の学力向上を図ります。	指導課
G I G A スクール構想	学習者用の1人1台端末と、高速通信ネットワークを一体的に整備することで、すべてのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、国が進める教育政策です。	庶務課
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用	学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくものです。	学務課
学校訪問・学力向上訪問等の推進	学習指導や生徒指導等、教育指導上の諸課題について、学校へ適切に指導を行い、課題の解決を図ります。	指導課

事業名	内容	担当課
「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進	児童生徒が問いを持ち、発見した課題に対応するため知識・技能を駆使して、課題解決に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。	指導課

(2) 豊かな心と体づくり

【 現状・課題 】

本市では、豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実を図っています。

健全な自尊感情を育み、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むため、引き続き取組を進めます。

また、こどもたちに基本的な生活習慣を身につけさせ、規範意識を高める必要があります。アンケート調査では、朝食の摂取状況について、小中学生の8割以上が毎日食べている一方、朝食を欠食しているこどももいました。社会環境や生活様式が大きく変化する中で、生徒指導、人権教育、食育を含めた健康教育、児童生徒の体力向上などの取組を進めます。

【 方向性 】

学校において道徳教育や人権教育、学校保健、児童生徒の体力向上の取組などを引き続き推進するとともに、学校外においてもこどもが多様な経験をすることができるよう取り組みます。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	小学6年生 81.2% 中学3年生 65.9%	前年度を上回る	指導課
体力テストの全国平均を上回っている項目数の割合	小学6年生 81% 中学3年生 75%	小学6年生 56% 中学3年生 68%	指導課

【 取組 】

事業名	内容	担当課
道徳教育の充実	道徳科の特質について理解と実際の指導に資する研修を実施し、各学校における授業を一層充実させるとともに、道徳教育を学校教育活動全体を通じて行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを推進します。	指導課
川口の元気夢わーく体験事業	生徒に豊かな人間性や社会性を育成するため、道徳的実践の場として川口の元気夢わーく体験事業等、体験活動の充実を図ります。	指導課
有害環境からこどもを守るための取組の推進	メディア上の有害情報など、社会の有害環境から児童生徒を守るために、各学校における情報モラル教育の推進や家庭・警察・関係機関等と連携して、犯罪やトラブルの未然防止に取り組みます。	指導課

事業名	内容	担当課
人権を尊重した教育の推進	児童生徒の豊かな心や人権感覚を育むために、「人権感覚育成プログラム」（埼玉県教育委員会作成）を実践していきます。	指導課
学校保健の充実	市立学校に通う児童生徒の健康の保持増進と心身の健全な発達に資するため、学校保健及び学校給食に関する各種事業における取組の充実を図ります。	学校保健課
児童生徒の体力向上の取組	児童生徒が自ら進んで運動を適切に実践する習慣や、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活習慣を身に付け、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるために、学校の教育活動全体を通じて、保健学習と体育、運動を関連させた指導を充実させます。	指導課
科学館展示装置改修事業	生涯にわたり科学に親しむ心を育成するため、経年劣化し簡易な修繕では対応できない常設展示装置を計画的に改修することにより、参加体験型施設として安全に科学に触れる場と機会を提供します。	科学館
神根運動場等整備事業	「スポーツ・健康」「公園・緑地」「まちづくり・防災」の3つの拠点として、（仮称）神根総合運動公園を整備する中で、誰もがインクルーシブに利用できるこどもの遊び広場を確保するとともに、スポーツを通じてこどもや親同士・地域住民の交流機会を創出します。	スポーツ課
子ども自然体験村	夏休みにキャンプ場で野外生活を行うことを通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たちとの交流により自主性や協調性、思いやりの心を育むことを目的としています。	青少年対策室
通学合宿	親元を離れ、公民館で共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的としています。	青少年対策室
親子ふれあい事業	こどもの健やかな成長を祝福する「七つの祝い」と、音楽を通じた親子の触れ合いにより、温かい家庭環境づくりに資する「親と子の音楽会」を開催しています。	青少年対策室
明るい街づくり推進事業	行政・関係団体の協力・連携のもと「非行防止キャンペーン」の実施や、青少年健全育成成功労者や小・中学生作文コンクールの表彰等を行う「明るい街づくり運動推進大会」を開催し、青少年健全育成に対する市民意識の向上を図ります。	青少年対策室

常に新しい発見ができる川口市立科学館

科学館は、太陽をメインテーマに置き、科学展示室・プラネタリウム・天文台の3つの施設で構成され、宇宙や科学の楽しさを学ぶことのできる参加体験型の施設です。

宇宙その他の科学に対する理解を深め、科学知識の普及や啓発、未来社会に対応した創造性豊かな青少年の育成を図ります。

(1) 科学展示室

科学展示室は、メインテーマ[太陽]からイメージした5つのサブテーマ[力][光][水][大気][生命]に関する約40種類の参加体験型展示装置があります。自然や日常生活の中で経験する科学を再現した装置で、あえて説明書きをつけず、いろいろな現象を観察して、科学の不思議さや美しさに触れることができます。また、身近に起こる現象を科学的な原理を交えながら考える実験ショーやものづくり教室等の講座の開催、小中学校・幼稚園・保育所向けに学習支援やサイエンスショーの実施、近隣の中学・高校と連携し、科学系部活動の発表も行っており、様々なプログラムを通じて、科学の不思議に触れる場を提供しています。



(2) プラネタリウム

直径20mのドームいっぱいに、自然に近い美しい星空と迫力ある宇宙の姿を映し出します。星空等の生解説と季節ごとに変わる番組を組み合わせた一般向け投影や、小中学校・幼稚園・保育所向けの学習利用の投影も実施しています。その他、七夕等の時季に合わせた特別投影や大人向けの星空リラクゼーション、専門講師を招いての天文講演会等を実施しています。



(3) 天文台

天文台は、主・副・太陽の3つのドームで構成されています。主天文台の口径65cm反射望遠鏡は星雲・星団を、副天文台の口径20cm屈折望遠鏡では太陽や月・惑星を、太陽天文台の6連式太陽望遠鏡では太陽各層の様子や、太陽磁場の観測をしています。実天の観測として天文台の望遠鏡を使用しての太陽観察や天文台ガイドツアー、夜間観測会、また、小中学校理科における太陽観測授業の他、特別な天文現象に合わせて、特別観測会を開催しています。太陽望遠鏡で観測した画像は、ホームページリアルタイムで配信され、誰でも見ることが出来る国内でも数少ない天文台として活動しています。



科学館は、令和5年2月に来館者数が200万人を突破しました。開館から20年以上経過し、常設展示装置は経年劣化が激しく不具合も発生しているため、計画的に改修を行い、今後も安全・快適に科学に触れる場と機会を提供していきます。

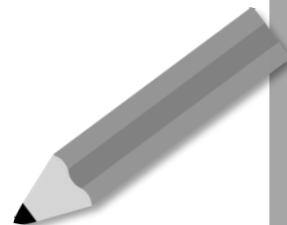
（仮称）神根総合運動公園の整備

埼玉県内の屋内50m水泳場整備計画に併せ、築50年を経過した川口市立北スポーツセンター及び神根西公民館を含む神根運動場周辺を、多様な世代が集う健康に資する新たなスポーツ拠点とすることを目指し、令和4年度に「神根運動場周辺整備基本計画」を策定し、（仮称）神根総合運動公園として、一体的に整備します。

「スポーツ・健康」「公園・緑地」「まちづくり・防災」の3つの拠点として整備する中で、イベント広場や芝生広場、誰もがインクルーシブに利用できるこどもの遊び広場などを確保するとともに、スポーツを通じて子どもや保護者同士・地域住民の交流機会を創出します。



遊びの広場イメージ



(3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

【 現状・課題 】

本市では、質の高い学校教育や一人ひとりの状況に応じた学校教育を推進するための環境の充実を図っています。

アンケート調査では、子育てをする中で、有効な支援、対策について、小学生保護者では「質の高い教育を受けられる環境を整備する」が26.6%と高くなっており、中学生保護者では35.2%と最も高くなっています。

そのため、学校の主体的な取組を尊重し、特色ある学校づくりを推進するために、支援していく体制の整備を続けていく必要があります。

【 方向性 】

すべての子どもがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を進めます。

また、増加する不登校、いじめの深刻化、暴力行為等の問題行動、虐待など心や生命に関わる問題に対しては、引き続き適切な対応を行います。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
特別支援学級設置校数	小学校36校 中学校17校	小学校40校 中学校15校	指導課
不登校児童生徒の割合	小学校 1.99% 中学校 7.43%	前年度を下回る	指導課

【 取組 】

事業名	内容	担当課
特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒を円滑に受け入れられるように、特別支援学級及び通級指導教室の計画的な設置を進め、多様な学びの場を充実させます。	指導課
日本語指導教室	日本語指導教員配置校のほか、教育研究所における日本語初期指導教室や日本語指導支援員サポート派遣の実施、拠点校指導による日本語指導の実施により、日本語指導が必要な児童生徒へ指導・支援を行います。	指導課

事業名	内容	担当課
ボランティア日本語教室への支援	市内で活動するボランティア日本語教室の会場の確保を支援します。 日本語教室に必要な学習教材について情報収集し、日本語教室に無償で貸与します。 日本語ボランティア入門講座と日本語ボランティアレベルアップ講座を開催し、日本語ボランティアの人材育成とレベルアップに努めます。 ボランティア日本語教室連絡会議を定期的に開催し、教室の資質向上に努めます。	協働推進課
日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会	進学を希望している外国籍生徒やその保護者に対して、入試制度全般に関する基本的な情報提供を行うとともに、市内及び近隣自治体にある高校との個別相談会を開催します。	協働推進課
安全教育の推進	児童生徒の安全・安心を確保するため、すべての学校で学校安全に関する計画を検証・改善し、適切に実施します。	指導課
いじめ防止推進事業	川口市いじめから子どもを守る委員会による面接相談・調整活動のほか、いじめ防止の啓発活動等を実施します。	青少年対策室
いじめ防止対策の推進	川口市いじめ問題対策協議会において、学校、家庭や地域・警察などの関係機関が一体となって、いじめ問題に関わる対策を協議し、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決に取り組みます。 いじめゼロサミットを通じて、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロ活動」を推進し、いじめを許さない機運を醸成します。 いじめ対応教員が中心となり、組織的ないじめの未然防止・早期発見・適切かつ迅速な対処に努めます。	指導課
不登校対策の推進	教育支援センター（芝園教室・朝日教室）を開設し、児童生徒の社会的自立に向けて支援します。 学びの多様化学校の設置に向け、準備を進めています。 校内教育支援センター（ほっとルーム）を市内全小中学校に設置することを目標に推進を進めています。 不登校児童生徒の社会的自立への一助とするために、保護者とともに不登校を考える会を開催します。	指導課
教育相談の充実	管理職、教育相談支援員、スクールカウンセラー、いじめ対応教員、教育相談担当教員、担任等の連携を図った校内教育相談体制の整備・充実を推進します。 教育研究所に、教育相談員やカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、様々な相談支援にも対応し、問題の解決や悩みの解消に向けた支援を行います。	指導課
スクールソーシャルワーカーの配置	市立学校に在籍する児童生徒、保護者等に対し、スクールソーシャルワーカー（9人による派遣型）が、教育分野のみならず社会福祉に関する専門的な知識・技能を用いて、児童生徒及びその家庭等への支援等を行います。	指導課

事業名	内容	担当課
スクールカウンセラーの配置	いじめ・不登校等の課題の重要性に鑑み、児童生徒の心の相談にあたりとともに教職員や保護者への助言・援助を行うため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、健全な児童生徒の育成を図ります。 令和元年度より小学校、中学校の全校へ配置しています。	指導課

(青年期)

(1) 若者の修学・就職支援

【現状・課題】

アンケート調査結果では、高校生で、将来の夢やなりたい職業（仕事）が「ある」の割合が約5割、次いで「わからない」が2割半ば、「ない」が2割となっています。

若者の就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。

また、離職する若者の早期の再就職のための支援を行うとともに、ハローワーク等と連携して若者の就職支援に取り組むことが必要です。

【方向性】

経済的な理由で修学が困難な状況にならないよう奨学金制度等の利用促進を図ることにより、経済的に困窮した家庭環境にある若者への教育支援・生活支援を行います。

また、就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援します。

また、ハローワーク等と連携して若者への就職支援に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
中小企業従業員等奨学金返還支援補助金申請者数	20件	50件	経営支援課
若年者定住就労促進家賃補助金申請者数	9件	30件	経営支援課

【取組】

事業名	内容	担当課
奨学資金貸付制度	経済的な理由により修学が困難である場合に、学生に対して高校、大学、専門学校等への入学一時金や修学金の貸付を行います。	庶務課
川口市立高等学校教育支援基金を活用した給付型奨学金の支給	川口市立高等学校の生徒を対象に、川口市立高等学校教育支援基金を財源として給付型奨学金を支給します。	川口市立高等学校

事業名	内容	担当課
就学支援金制度に関する事務	保護者の所得金額が一定額未満の場合、国が高等学校の授業料を負担する就学支援金制度に関する事務を行います。	川口市立高等学校
生活保護世帯のこどもの進学・就職時の支援	生活保護制度にかかる高等学校等就学費の支給、生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等について、学習塾等にあてられる費用の収入認定除外、こどもの大学等への進学または就職する際の新生活の立ち上げに必要な費用にあてる進学・就職準備給付金の給付を行います。	生活福祉1課
自立相談支援事業による就労支援	相談窓口において、早期に就労が必要な人や伴走型支援が必要な人等に対して、専門職員が相談者の状況に合わせた効果的な就労支援を行います。	生活福祉1課
中小企業従業員等奨学金返還支援補助金	市内在住かつ市内中小企業等に就労する若年者の奨学金返還費用に対して補助金を交付することで、若年者の市内定住及び市内中小企業等への就労と雇用の促進を図ります。	経営支援課
若年者定住就労促進家賃補助金	市内の賃貸住宅に居住し、市内中小企業等に就労する若年者の支払う家賃に対して補助金を交付することで、若年者の市内定住及び市内中小企業等への就労と雇用の促進を図ります。	経営支援課
川口若者ゆめワーク	国・県・市によるワンストップ型就職サポート支援体制施設です。 川口市内並びに県内の若者に対する就職活動を積極的にサポートし、雇用の促進・改善を図ることを目的とします。 国の「ハローワークプラザ川口」で全般的な職業紹介を行うとともに、本市においては就職支援セミナーを開催しています。 また、ニートと呼ばれる若者等に対しては、国の「かわぐち若者サポートステーション」、県の「若者自立支援センター埼玉」を設置しています。	経営支援課

(2) 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援

【 現状・課題 】

アンケート調査結果では、出会い・結婚について、若者において「結婚するつもりはない」の割合が2割程度となっています。結婚に対する不安としては、経済的なことや理想とする相手と出会う機会などの意見が挙がっており、経済的な支援や出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進することが必要です。

【 方向性 】

埼玉県の実業を活用して若者の出会いの機会・場の創出支援を推進します。また、結婚に伴う新生活のスタートアップ支援を推進します。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
結婚新生活支援補助金の交付件数	40件	60件	青少年対策室

【 取組 】

事業名	内容	担当課
S A I T A M A 出会いサポートセンター	埼玉県が運営する、結婚を希望するかたの出会いから結婚までを支援する結婚支援センターです。市内在住のかたは利用登録料が割引となります。	子ども総務課
結婚新生活支援事業	若年世帯の婚姻に伴う新生活を支援するため補助金を交付します。	青少年対策室

SAITAMA出会いサポートセンター事業

埼玉県が運営する、結婚を希望するかたの出会いから結婚までを支援する結婚支援センターです。県内に在住・在勤または近い将来埼玉県へ移住を考えているかたで、結婚を希望し、自ら婚活する意思のある20歳以上の独身のかた（電話回線のあるスマートフォンが必要）が対象となります。利用登録料は2年間で16,000円です。川口市がSAITAMA出会いサポートセンター運営協議会に加入しているため、市内在住のかたは割引料金（11,000円）適用となります。（令和7年3月現在）

主なサービスとして、スマートフォンにてお見合い相手の検索及び申込、AIによる相性の良いお相手のご紹介、センターの相談員によるお悩み対応、婚活イベント・セミナー等の情報配信等が利用可能となります。



2 子育て・子育てを支援します

(1) こどもの権利の保障

【 現状・課題 】

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。

アンケート調査では、子どもの権利条約の認知度は、高校生では7割となっていますが、小中学生では2割程度にとどまっています。また、こどもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「障害のあるこどもが差別されないこと」や「暴力や言葉で傷つけられないこと」、「人種や性別、宗教などで差別されないこと」などが上位に挙がっています。

そのため、こども基本法や子どもの権利条約、川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例の周知などを通じて、こどもの権利について啓発をしていくことが必要です。さらに、こどもが自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

【 方向性 】

すべての市民に、こども基本法や子どもの権利条約、川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
子どもの権利条約の認知度	小学5年生 21.3% 中学2年生 15.9%	前回調査を上回る	子ども総務課

【 取組 】

事業名	内容	担当課
川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例の周知	一人ひとりがこどもや子育てに関わる方々に寄り添い、市全体でこども・子育て支援を推進することにより、すべてのこどもが健やかに成長できるまちの実現を目指すため、令和5年9月に市独自で制定した条例です。 この条例を周知するためのホームページやパンフレットを作成しています。	子ども総務課

事業名	内容	担当課
主権者教育の推進	政治に参加することについて自覚が高まるよう、学習指導要領に基づき、主権者教育を推進します。	指導課
人権を尊重した教育の推進	(再掲) 【P44参照】	指導課

川口の元気「中高生未来を拓くふれあいトーク」

「中高生未来を拓くふれあいトーク」は、次世代を担う中学生・高校生の代表が、市長との協議、議場見学、選挙制度、こども基本法の学習活動を通して、政治的意識の向上や将来の有権者であるこどもたちの意識の醸成を図ることを目的として開催しています。

令和6年度は『中高生が考える10年後の川口市、こんなまちになってほしい』というメインテーマのもと、川口市の将来像について、市長と代表の中高生が率直な意見交換を行いました。

参加した中高生からは、「自分とは全く違う新しい視点を得ることができた」、「貴重な体験を少しでも自分の学校の生徒に伝えていきたい」、「住みやすい川口を創るために、自分ができることを積極的にやっていきたい」など、将来の川口市について真剣に考えている感想がたくさんありました。



こどもにやさしいまちづくりの推進

本市では、こどもにやさしいまちづくりを推進するため、市独自で条例を定めています。令和6年4月に施行された「川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例」では、子どもの権利条約を踏まえつつ、「すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり」を進めるため、市の責務や保護者、関係施設等、市民の役割を定めるとともに、市等の共通の責務として以下の3つを定めています。

- ① こどもが安心して生活することができる地域環境を整えること
- ② 児童虐待、いじめ、体罰等の予防及び早期発見に取り組むこと
- ③ 各々が相互に連携し、協力してこども・子育て支援を推進すること

また、市議会の議員提案による政策条例として、以下の3つの条例が制定されています。



① 川口市子どもの遊び推進条例（令和6年6月施行）

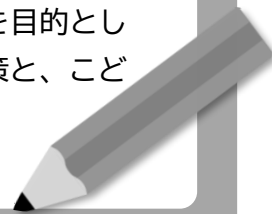
こどもが安全に安心して自由に遊ぶことができる環境を整備するとともに、遊びの必要性及び重要性の理解促進に市、保護者及び市民が一体となって取り組むことにより、未来を担うこどもの健やかな成長を図るために必要な事項を規定したものです。

② 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例（令和5年4月施行）

障害のあるこどもに対する社会的障壁の除去を推進し、障害のあるなしに関わらず、すべてのこどもが共に学び成長する環境において、インクルーシブ教育及び保育が実施できる市の実現に寄与するために必要な事項を規定したものです。

③ 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成29年4月施行）

こどもが健やかに成長できるまちを地域社会を挙げて実現することを目的として、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対応に向けた基本的な施策と、こどもをいじめから守るための組織体制を規定したものです。



「川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例」の周知用ポスター

オールかわぐちで みなさんを支えます

「川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例」
に基づく取り組みを進めています！



作 成 川口市青少年ボランティア育成委員会
青少年ボランティア部 ポスター作成班

 **川口市**
Kawaguchi City

詳しくは
こちらから！



© 川口市社協「社助」

小学生向け



中高生向け



(2) 多様なこどもの居場所の確保

【 現状・課題 】

本市では、関係団体と協力して、こどもの成長段階に応じた居場所の充実を図りました。アンケート調査では、小学生保護者の母親、父親ともに現在フルタイムで働いている人が6割以上となっています。

こどもが小学校入学後、放課後の時間を過ごさせたい場所については、就学前児童の保護者に調査したところ、低学年では「放課後児童クラブ」が53.0%、「自宅」が47.0%となっています。高学年では、「自宅」が48.1%、「習い事」が39.3%、「放課後児童クラブ」が30.1%となっています。平成30年度調査と比較すると、低学年では「放課後児童クラブ」、高学年では「自宅」で過ごさせたいと考えるかたが増えています。

このことから、引き続き、放課後児童クラブをはじめとするこどもの居場所における安全・安心の確保を図りつつ、各事業の質の向上に努める必要があります。

併せて、こどもの多様なニーズに応えることができ、また、こどもが他者とのつながりを持ちながら健やかに成長することができるよう、多様な居場所づくりを進めていく必要があります。

【 方向性 】

安心してこどもが過ごすことができる場として、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができるこどもの居場所づくりを推進します。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
児童センター・こども館の利用者数	98,060人	110,000人	青少年対策室

【 取組 】

事業名	内容	担当課
児童センター・こども館事業	乳幼児から小・中・高校生まで幅広い年代のこどもたちがいつでも自由にきて過ごすことができる児童センター・こども館を運営し、子育て中の保護者も気軽に交流できる様々なイベントを開催します。	青少年対策室
アドベンチャープレイ事業	こどもたちの冒険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・社会性を高めるために、遊びの提供や遊具の貸し出し、プレイリーダー養成講座、まつり等各種イベントを実施します。	青少年対策室
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までのこどもについて、小学校等の施設を利用して生活や遊びの場を提供し、こどもの健全な育成を行います。	青少年対策室 学務課

事業名	内容	担当課
放課後子供教室	放課後等に小学校等を活用し、地域の方々の参画を得て、こどもたちに文化活動やスポーツ、学習等様々な体験活動を提供します。	生涯学習課
グリーンセンター 再整備事業	植物との「であい」を通して、未来を担うこどもとその家族をはじめ、すべてのかたに、楽しく、わかりやすく植物の魅力を発信する「植物の総合体験空間」を目指すとともに、更なる市民の憩いの場となるレクリエーション交流拠点として、子育て世代を中心とした持続性のある世代間サイクルを生み出す、魅力的で長く愛される施設の集約や再編を図っていきます。	グリーンセンター
川口市みんなの居 場所設置支援助成 金	孤独・孤立の解消及び予防に資する地域住民同士の交流を促進するため、年齢、性別、心身の状況、その他の属性にかかわらず交流できる場を設置する団体に対して、初期費用を助成します。	福祉総務課

川口市立グリーンセンター

グリーンセンターは心身の健康増進や、自然科学知識と教養の向上などを目的に、市内のほぼ中心に設置され、市民の憩いの場やレクリエーション施設として親しまれています。



開園から50年以上が経過した現在、変化する社会的ニーズに対応し、子育て世代を中心とした持続のある世代間サイクルを生み出す、魅力的で長く愛される施設であり続けるために「川口市立グリーンセンター活性化基本計画」に基づき、インフラの整備や施設の集約・再編を図っています。

令和4年には園北側の第1工区が完成し、自然林を活用した「冒険の森(フィールドアスレチック遊具)」や、生き物観察ができる「昆虫の森」などが新たに整備されました。

今後も、市民の方々から愛され親しまれる施設として再整備を進めていきます。



【持続性のあるサイクル】



川口市みんなの居場所設置支援助成金

急激な少子高齢化、単身世帯の増加、多様な働き方等の社会構造の変化により、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は低下し、身近な生活課題に対する家族や近隣同士での助け合いといった地域のつながりが希薄になってきており、地域のセーフティネット機能が脆弱となっています。このことは、生活課題があるにも関わらず自ら相談できない（しない）住民が、地域の中に埋もれてしまうというリスクがあります。令和6年4月1日から孤独・孤立対策推進法が施行され、地方公共団体の責務等が明示され、当事者等への相談支援や支援を行う人材の確保等が努力義務とされました。

本市においても、地域におけるつながりを促進するために、民間団体などで居場所づくりが取り組まれておりますが、対象を限定しているものが多く、初期費用の負担が大きい等課題もあります。こうした背景や課題を踏まえ、本市の孤独・孤立対策の一環として住民同士の交流を促進するため、ひきこもり当事者等にも対応するとともに属性や世代を問わず対象を限定しない居場所等を立ち上げようとする団体に対し初期費用を助成する「川口市みんなの居場所設置支援助成金」を実施しています。

川口市みんなの居場所設置支援助成金



**孤独・孤立の解消と予防には
誰もが交流できる場が必要！
設置の初期費用を助成します**

助成の概要	
主な要件	- 活動が週1回以上、1回あたり120分以上であること - 交付決定日から3カ月以内に活動を開始すること - 他から同様の助成金の交付を受けていないこと ※他にも要件はあります
対象経費	活動の設置に要する初期費用
助成金額	1団体上限50万円（助成金額の総額に達した時点で終了）
申請期間	令和6年7月1日～9月30日



問い合わせ
福祉総務課 福祉相談支援担当

【電話】048-269-7647（直通）
【メール】083.01040@city.kawaguchi.saitama.jp



詳細は、本紙の二枚目コードから、専用ホームページをご覧ください

川口市みんなの居場所設置支援助成金チラシ

こどもの居場所のあり方

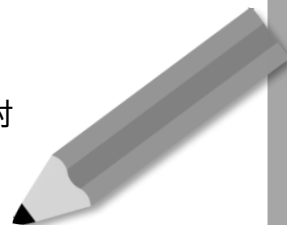
国は、令和5年12月に、「こども大綱」と合わせて「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進することとしています。

本市では、こどもが気軽に集える場として、児童センター・こども館の設置、アドベンチャープレイ事業の実施など、遊びを通じたこどもの健やかな成長を支援する環境の充実を図ってきました。また、川口市社会福祉協議会においては、こども食堂などの運営に関する相談やネットワークの構築を支援するほか、地域拠点活動を実施し、居場所づくりを推進してきました。

今後、こどもの居場所のあり方を検討するに当たっては、「乳幼児から若者まで様々なかたが参加し、意見を交わしながら、過ごしたいと思える場所を一緒につくっていく」という視点に立つことが必要です。また、点在している既存の事業や、各地域、民間団体等の取組を生かし、つなぎながら、自分が過ごしたいと思う居場所を多様な選択肢から選べる環境を整えていくことが求められます。

そのため、国の指針を踏まえつつ、関係団体等の協力を得ながら、本計画期間のできる限り早期に以下の事項に取り組みます。

- (1) 既存の関係事業及び民間団体の取組の実態把握
- (2) 居場所づくりに携わる団体等と市の関わり方に関する検討
- (3) ニーズに応じた居場所の見える化



(3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

【 現状・課題 】

アンケート調査では、現在の暮らしの状況について、大変苦しいと回答した人もおり、経済的に困窮している子育て世帯が一定数いることが伺えます。また、習い事（音楽・スポーツ・習字など）に通わせることについて、生活困難層において金銭的な理由で通わせることができない割合が高くなっています。

さらに、若者のアンケート調査では、川口市が取り組む青少年や若者の政策について「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が4割と最も高くなっています。

そのため、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯等に対しては、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労支援、経済的支援等を行うことが求められます。

【 方向性 】

経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。

また、経済的格差の広がりが、教育や進学之机会を狭めることがないよう、こどもが安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
子どもの生活・学習支援事業の学習教室出席率	68.3%	75.0%	青少年対策室

【 取組 】

事業名	内容	担当課
子どもの生活・学習支援事業	生活保護世帯、就学援助世帯、ひとり親世帯の小学3年生から6年生、中学生、高校生等を対象に、学習教室の開催、家庭訪問による相談支援、学習教室に併せた食育支援、就労体験、受験料支援等を実施します。	青少年対策室
就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。	指導課 学校保健課
特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対する援助	経済的負担を軽減するために、保護者の収入額に応じて、就学に必要な経費の一部を援助します。	指導課
粉ミルクの支給	生活保護及び市民税非課税世帯の妊産婦及び乳児に対して、粉ミルクを支給します。	地域保健センター
自立相談支援事業による就労支援	(再掲) 【P51参照】	生活福祉1課

事業名	内容	担当課
住居確保給付金支給事業	2年以内の離職・廃業または個人の都合によらない休業等により収入が減少し、住居を失ったまたはそのおそれの高い生活困窮者で就労能力及び就労意欲のあるかたを対象に、安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用を支給します。	生活福祉1課
フードドライブを活用した地域活動団体の交流の創出	生活困窮世帯やこども食堂運営団体に対し、家庭で使用されない食品を食品ロスの削減も目的の一つとしてフードドライブ事業として回収し、提供する仕組みづくりを行います。	福祉総務課

子どもの生活・学習支援事業

様々な状況を抱えている生活困窮世帯、ひとり親世帯のこどもたちの、将来における自立した生活に不可欠な学力の向上と、生活能力の向上を目的とした学習教室や体験イベントなどを行っています。



学習教室の様子



受験クラス講習会の風景

学習教室ではこどものパーソナリティに合わせて支援員が丁寧に指導をしています。

また、受験学年のこどもたちには夏冬の長期休業期間の講習会などを実施する受験クラスを設け、入学試験に向けた内容を提供しています。

希望の進路に進むことで、将来に向けた成功体験となるよう支援を行っています。



食育イベントの風景



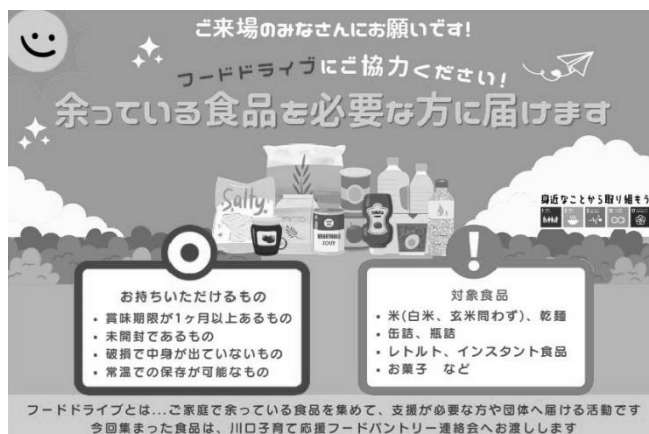
体験イベントの風景

市と包括連携協定を結んだ企業等にご協力いただき、体験が少ないとされる貧困世帯のこどもたちに、学校と家庭だけではできない各種体験や生活力の向上を目指した食育など、将来の自立助長に繋がる取組を行っています。

フードドライブを活用した地域活動団体の交流の創出

近年、経済情勢の変化に伴い、経済的理由により十分な食料を入手できないかたが増加しているとともに家庭での食品ロス問題も大きな問題になっています。また、今後、単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されています。

こうした背景を踏まえ、本市では市内で開催されるイベントにおいてフードドライブを実施しています。フードドライブは国が示している「孤独・孤立対策の重点計画（令和3年12月28日孤独孤立対策推進会決定）」においても具体的施策の一つとして位置づけられており、フードドライブで集まった食品は川口子育て応援フードパントリー連絡会を通じ、地域の生活困窮者など食品を必要とするかたへ配付しています。フードドライブに参加することを通して孤独・孤立対策に関心を持ってもらうことに加え、食品を直接お渡しすることで、人と人とのつながりが生まれ、孤独・孤立の防止及び予防に資するものと考えられます。



フードドライブチラシ

(4) 障害や発達の特徴があるこどもの支援の充実

【 現状・課題 】

本市では、家庭の状況や障害の有無等に関わらず、こどもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、こどもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図りました。

今後、障害のあるこどもの支援については、乳幼児健診等を活用し、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。

また、地域生活支援拠点等の充実や重層的支援体制整備事業の実施などによる地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。

さらに、医療的ケア児、聴覚障害児など専門的支援が必要なこどもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。

【 方向性 】

障害や発達の特徴があるこどもとその保護者に対しては、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行っていくとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行います。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
障害児の保護者が障害者施策に対して満足している割合	32.7%	70.0%	障害福祉課

【 取組 】

事業名	内容	担当課
障害者手帳の交付	身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して障害者手帳を交付します。手帳を取得することにより、各種手当や制度の対象となります。	障害福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障害のある20歳未満のこどもを家庭で養育している人に対し、所定の診断書等の判定に基づいて認定され、国から手当が支給されます。	障害福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で日常生活において常時介護を要する在宅の重度障害児に対して、障害によって生ずる特別な負担の一助として手当が支給されます。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
福祉手当（市の制度）	市内に住所を有する在宅の重度障害者であって、市民税が非課税の人に対して、手当を支給します。	障害福祉課
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者が医療機関で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分を助成します。	障害福祉課
自立支援医療（育成医療）	身体に障害または疾患を有するこどもの治療に要する医療費の一部を公費で負担します。（指定医療機関での受診に限ります。）	障害福祉課
障害児（者）生活サポート事業	在宅の障害児（者）及び家族の地域生活を支援するため、障害児（者）の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添い等、本人や家族の必要としているサービスを提供し、日常生活の負担の軽減に努めます。	障害福祉課
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケアが必要なこどもの支援に対する協議の場である川口市医療的ケア児連絡協議会を設置し、協議を行います。また、医療的ケア児を支援する人材として、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。	障害福祉課
障害福祉サービス（居宅）	障害者総合支援法に定める、ホームヘルプサービス等、各種サービスを提供し、在宅障害者の自立支援に努めます。	障害福祉課
児童発達支援	障害のあるこどもに対し、日常生活における基本動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を通所、訪問にて行います。	障害福祉課
放課後等デイサービス	通学中の障害のあるこどもを対象に、放課後や夏休み等について、生活能力向上のための訓練等を行います。	障害福祉課
保育所等訪問支援	専門の児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障害のあるこどもや施設職員に対して、こどもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	障害福祉課
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のあるこどもに対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	障害福祉課
障害児相談支援	障害のあるこどもが障害福祉サービスを利用する際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	障害福祉課
短期入所	自宅で介護する人が入院等により不在となった場合に、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	障害福祉課
障害児保育に係る訪問指導・発達相談	保育所等に通う配慮が必要なこどもに係る保育について、必要な助言や指導等を保育士等に行います。また、保護者を対象に悩みの相談等に応じ、必要な助言を行います。	保育運営課
発達相談支援事業	こどもの発達に不安をもつ保護者が、安心して相談できる相談機関として、子ども発達相談センター「るる」を開設し、福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のあるこどもを地域全体で支えるための基盤整備を行います。	子育て相談課
医師等による専門相談	こどもの発達に精通した小児科医、公認心理師・臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士が、必要に応じて、こどもの発達の特性について、保護者にわかりやすく説明します。	子育て相談課

事業名	内容	担当課
親子教室	発達に不安を感じている就学前のこどもとその保護者を対象に、親子のふれあい遊び等を通し、適切な発達支援、及び保護者支援を実施します。	子育て相談課
巡回支援事業	事業を希望する保育所・幼稚園等に、年2回以上訪問し、保育士等に対して、発達が気になるこども及び保護者への支援について、助言等の支援を行います。	子育て相談課
小学校1年生訪問事業	市内小学校を訪問し、第1学年の授業等の様子を観察し、こどもへの適切な支援方法等について、教職員とともに検討します。併せて、こどもの発達に関する情報の提供を行うことで、こどもがその特性に合った支援を受けながら充実した学校生活を送ることが出来るよう、教育と福祉で連携を図りながら支援します。	子育て相談課
親子関係形成支援事業	よりよい親子関係の構築を目的として、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行います。	子育て相談課

子ども発達相談センター「るるる」

こどもの発達に不安をもつ保護者が、相談先に迷うことなく安心して相談できる場所を設け、福祉、教育、保健、医療の分野が連携し、乳幼児期から切れ目のない支援を行うため、令和2年4月に子ども発達相談センター「るるる」を開設しました。

「落ち着きがない」「かんしゃくが強い」「こだわりが強い」「言葉が遅い」「お友達と遊べない」など、こどもの発達について気になることや、心配なことなど、相談員が相談を受け付けています。

こどもの発達に精通した小児科医、公認心理師・臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士による専門相談や、関係機関への訪問などをとおして、不安や悩みを一緒に考えます。

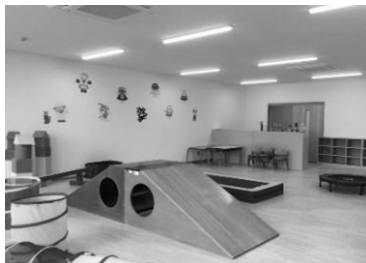
子ども発達相談センター
「るるる」



主な事業

- ・発達相談
- ・公認心理師、臨床心理士などによる専門相談
- ・親子教室（2歳児、3歳児、4・5歳児）
- ・保育所、幼稚園などへの巡回支援
- ・小学校1年生訪問
- ・ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラムなど
- ・こどもの発達の特徴への理解を深めるための普及啓発

プレイルーム



子ども発達相談センターの愛称「るるる」には、



「こどもと保護者がセンターに つながる」
「センターがこどもと保護者を ささえる」
「センターが地域に支援の輪を ひろげる」

3つの言葉の語尾である「る」を重ね、音の優しい響きから親しみやすさを感じてもらえたらという思いが込められています。

(5) 児童虐待の未然防止、早期発見、支援

【 現状・課題 】

本市では、多くの市民や関係団体の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、こどもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に向け、こども家庭センターの整備を進めました。

アンケート調査では、児童虐待の認識において『こどもがいたずらをしたので、叩いて注意する』では「児童虐待の場合とそうでない場合がある」の割合が高くなっています。

また、児童虐待について知っていることとして、「児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した人は、速やかに通告する義務があること」の認知度が高くなっている一方、虐待の相談窓口の認知度は低くなっています。

児童虐待の未然防止、早期発見・対応のためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互でこどもを守る意識を醸成していくことが必要です。

【 方向性 】

こどもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
未就園児等全戸訪問事業（ハロースマイルキッズ訪問事業）の実施率	(令和6年度開始事業のため現状値なし)	100%	子育て相談課

【 取組 】

事業名	内容	担当課
こども家庭センター	(再掲) 【P35参照】	子育て相談課 地域保健センター
要保護児童対策地域協議会	関係者や関係機関が円滑に連携し、要保護児童の早期発見に努め、適切な支援、保護を実施します。	子育て相談課
親子関係形成支援事業	(再掲) 【P69参照】	子育て相談課
未就園児等全戸訪問事業（ハロースマイルキッズ訪問事業）	保育所や幼稚園等に通っていない未就園児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける事業です。	子育て相談課

事業名	内容	担当課
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図ります。	子育て支援課 子育て相談課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問支援員（保健師及び助産師）が訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	子育て相談課 地域保健センター
児童虐待防止に関する周知・啓発	児童虐待防止に関する周知・啓発活動を行います。	子育て相談課
里親制度の推進	里親や特別養子縁組及びファミリーホーム制度の発展などを目的とする里親会に対し助成金を交付するとともに、里親入門講座を県と共催し里親制度の推進を図ります。	子育て相談課

(6) こどもが健やかに過ごせる体制づくり

【 現状・課題 】

若者のアンケート調査では、現在困っていることや悩んでいることについて、「将来のこと」「仕事のこと」「生活費のこと」が高い結果となっています。主な相談相手については、母親や父親、学校時代の友達などとなっていますが、相談したくても相談相手がいない人もいます。

そのため、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、学生を含む若者に周知を図ることが必要です。

また、ひきこもり等困難な状況にある若者に対して、気軽に相談できる場やSNS等の相談支援等を拡充していくことも必要です。

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こどもの自殺対策を推進することも求められます。

ヤングケアラーに対しては、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていくことが必要です。また、地域や社会全体でヤングケアラーを支えることも大切です。

ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施するために、特に思春期以降、男女を問わず性や生殖に関する身体の状態を知り、健康を維持しながらより豊かな人生を送れるように生活習慣を見直していく、プレコンセプションケアの取組を関係機関と連携しながら、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

【 方向性 】

すべてのこどもが健やかに成長することができるよう、ヤングケアラーへの支援をはじめとする相談・支援事業や地域づくり事業を実施していきます。

また、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つかたの妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう支援します。

【 成果指標 】

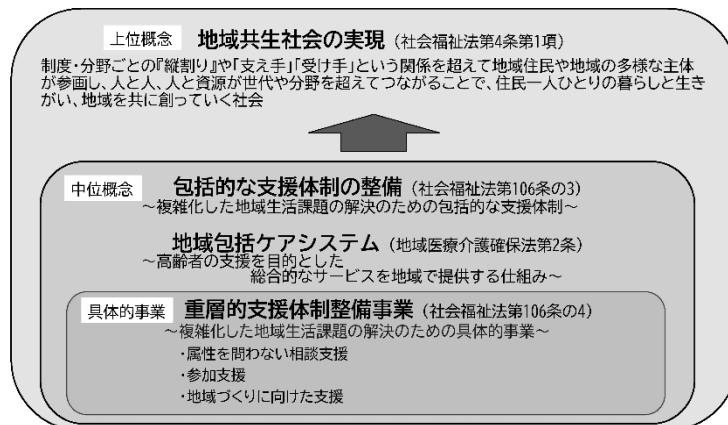
指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
若年者早期相談・支援事業(こころサポートステーションSODAかわぐち)の延べ支援回数	2,022回	1,800回	疾病対策課

【 取組 】

事業名	内容	担当課
ヤングケアラー相談専用ダイヤル	ヤングケアラー本人やその家族、関係機関からの相談に、ヤングケアラー・コーディネーターが対応します。	子育て相談課
ヤングケアラー支援金支給事業	経済的負担を抱えるヤングケアラーに対し、支援金を支給します。	子育て相談課
若年者早期相談・支援事業	精神疾患の発症や重症化予防につなげるため、「こころサポートステーションSODAかわぐち」をショッピングモール内に設置し、若年者への早期相談支援を行います。	疾病対策課
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施します。	福祉総務課
移動販売・高齢者等居場所づくり事業	市内に14店舗を展開するウエルシア薬局（株）と、移動販売を活用したこどもや高齢者等の居場所づくり事業に関する連携協定を締結し、①移動販売車による食品、日用品、医薬品等の販売②移動販売車に搭載したモニターカメラを活用して、店舗薬剤師や管理栄養士との健康相談③移動販売車のドライバーによる高齢者等の見守り、地域コミュニティの創出による居場所づくりの3つの取組を実施します。	福祉総務課
川口市みんなの居場所設置支援助成金	(再掲) 【P59参照】	福祉総務課
性と健康の相談事業	プレコンセプションケアを含めた、男女問わず性や生殖に関する啓発事業を実施します。また保健師などが、思春期からのからだの悩みや月経前症候群（PMS）などに関しての相談を実施します。	健康増進課
女性総合相談事業	女性相談支援員による窓口相談、女性カウンセラーによる女性のための悩みごと電話相談を実施します。	協働推進課

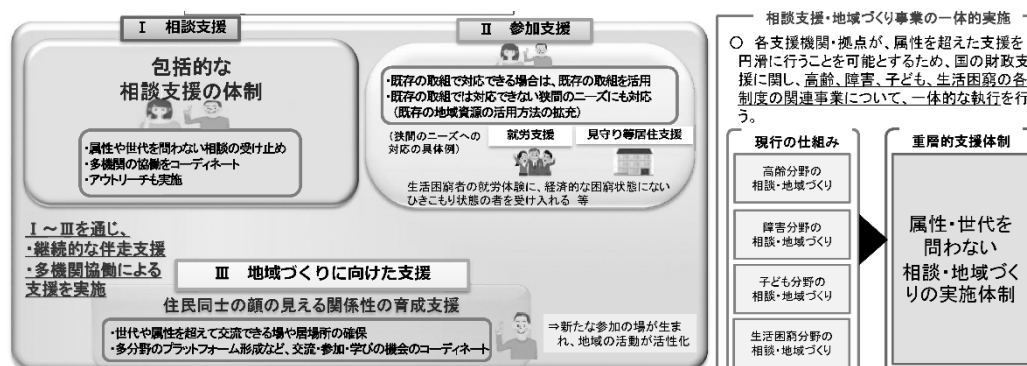
重層的支援体制整備事業

これまでの本市における支援体制は、高齢者、障害者、こども・子育て、生活困窮の支援機関において、分野ごとに相談を受け、それぞれが専門的な支援を提供してきました。しかし、市民のニーズが多様化、複雑化し、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」のように、ひとつの世帯に複数の課題のあるケースや、「ひきこもり」のような既存の制度の狭間にあるケースなど、これまで行われてきた分野ごとの支援では対応できないケースが顕在化しています。このため、福祉の領域を超えて包括的に相談を受け止め、関係機関（福祉、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する機関等）が協働して支援を提供する体制が求められるようになりました。そこで、本市では令和2年に社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」を活用しながら包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指し、令和6年度より本格的に重層的支援体制整備事業を実施しています。



諸概念の整理

（出典：厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」）



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が上がる。
（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気付きが生まれ、相談支援へ早期につながる
（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の全体像

移動販売・高齢者等居場所づくり事業

地理的な事情や身体的な特性により、食品や日用品の買い物に困難を感じるとの声があるとともに、コロナ禍の影響もあり、地域における交流の場も減少しています。こうした地域の声や背景を踏まえ、市内に14店舗を展開するウエルシア薬局株式会社と、移動販売を活用した高齢者等の居場所づくり事業に関する連携協定を締結し、令和6年9月より新郷、安行、神根、南平（一部）地区で、①移動販売車による食品、日用品、医薬品等の販売、②移動販売車に搭載したモニターカメラを活用して、店舗薬剤師や管理栄養士との健康相談、③移動販売車のドライバーによる高齢者等の見守り、地域コミュニティの創出による居場所づくりを実施しています。



ウエルシア薬局株式会社との地域福祉の推進等に関する連携協定締結式



販売の様子



移動販売車「うえたん号」お披露目式

(7) こどもが安心して外出できる環境づくり

【 現状・課題 】

アンケート調査では、子育てをする中で、有効な支援、対策について、小学生保護者、中学生保護者ともに「犯罪や事故からこどもを守る体制を整備する」が約3割と高くなっており、安心して暮らせるまちづくりが望まれています。

そのため、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故等からの安全を確保することがすべてのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策や防犯・交通安全対策等を進める必要があります。

【 方向性 】

こどもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう安全教育を推進するとともに、通学路の巡回等、地域ぐるみで安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
青色防犯パトロール車両配備台数	108台	配備を継続	防犯対策室

【 取組 】

事業名	内容	担当課
防犯パトロール車両配備事業	青色防犯パトロール車両の配備やパトロールの普及促進、実施者への講習を実施します。	防犯対策室
ライフスタイルパトロール事業・かわぐち RunRun パトロール事業	ながらパトロール実施希望者に対して資機材を貸与します。	防犯対策室
防犯教室事業	学校、保育所のこども、教職員等を対象に防犯教室を実施します。	防犯対策室
交通安全教育	幼児から高齢者に至るまで各年齢層に応じた交通安全教育を実施します。	交通安全対策課
明るい街づくり推進事業	(再掲) 【P44参照】	青少年対策室

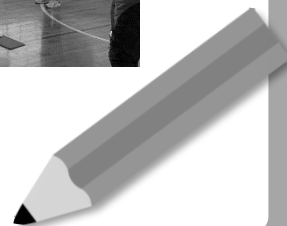
防犯教室を実施しています

「知らない人が学校の中に急に入ってきたら…」そのようなもしもの事態に遭遇してしまったときのために、市内の小中学校や保育所、幼稚園の教職員や児童生徒に対して防犯教室を実施しています。

教職員に向けた講習では、不審者対応における心構えや不審者を入れないための対応要領をお伝えし、刺又の使い方などより実践的な対応の訓練を行います。また、学校などが作成した想定シナリオを基に、実際の教室を使用してのシミュレーションなども実施しています。

児童、生徒を含めた防犯教室では、授業中に不審者が侵入したという想定で、市職員を不審者役としたより実践的な訓練を実施しています。教職員の方々にはこどもがいる状況での不審者対応や児童の避難誘導の訓練、警察への通報などの対応の確認をしていただいています。こどもたちには有事の際に落ち着いて先生の指示に従った避難ができるよう訓練を実施しています。

いつ、どこで不審者の侵入が起こるかはわかりません。このような事案が発生してしまった際に、被害を最小限に抑えるために今後も防犯教室を通じて犯罪抑止に取り組んでいきます。



3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

(1) 妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

【現状・課題】

本市では、「より楽しい子育て」、「より安心できる子育て」を目指して、妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減に向けた支援を行ってきました。

アンケート調査では、こどもや若者に対してどのような支援があるとよいかについて「生活や就学のための経済的援助」が58.4%と最も高く、次いで「低い家賃で住める住宅（寮や下宿のようなところ）」が30.9%、「こどもを見守る地域のつながりや支え合い」が24.7%となっています。

そのため、今後も、次代を担うすべてのこどもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て家庭が安心して子育てができる支援が必要です。

【方向性】

乳幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的な負担軽減を着実に実施していきます。

【成果指標】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
赤ちゃんにっこり応援金の支給者数	4,227人	3,716人	子育て支援課

【取組】

事業名	内容	担当課
妊婦等包括相談支援事業	(再掲) 【P35参照】	地域保健センター
低所得妊婦の初回産科受診料支援事業	低所得妊婦の初回産科受診料を助成することにより、妊娠の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備します。	地域保健センター
赤ちゃんにっこり応援事業	1歳未満の乳児を養育する保護者に対し、「赤ちゃんにっこり応援金」を支給します。	子育て支援課
子ども医療費支給事業	各種医療保険に加入している18歳に達した最初の3月31日までのこどもを養育している保護者に対し、こどもが医療機関にかかった時の保険医療の自己負担分を支給します。	子育て支援課
児童手当支給事業	18歳に達した最初の3月31日までのこどもを養育している人を対象に手当を支給します。	子育て支援課

川口市こども未来計画

事業名	内容	担当課
訪問型病児・病後児 保育利用助成金	こどもが病気または病気の回復期にあって集団保育等を行うことが困難な時期にベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対し、利用料の一部を助成します。	子育て支援課
奨学資金貸付制度	(再掲) 【P 5 0 参照】	庶務課
川口市立高等学校 教育支援基金を活用した給付型奨学 金の支給	(再掲) 【P 5 0 参照】	川口市立高等学校

(2) 地域における子育て支援の充実

【現状・課題】

本市では、関係団体と連携し、保護者が地域とつながりながら子育てをできる環境づくりを進めてきました。

アンケート調査では、「地域子育て支援拠点事業」の利用状況について、28.8%のかたが利用していると回答しており、平成30年度調査と比較すると5.4%高くなっています。

引き続き、就労する保護者の増加、育児休暇の取得や幼児教育の利用状況など、社会情勢の変化に応じた事業の工夫が必要です。

【方向性】

子どもたちを支える関係機関のネットワークづくりや地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進するとともに、地域の子どもたちの健やかな成長を促す環境整備を推進します。

【成果指標】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
つどいの広場の利用回数	72,832回	143,000回	子育て支援課

【取組】

事業名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	(再掲) 【P35参照】	子育て支援課 保育幼稚園課 青少年対策室
おやこの遊びひろば事業	(再掲) 【P35参照】	子育て支援課
利用者支援事業(基本型)	子育て中の保護者のそれぞれのニーズにあった、子育て情報の提供や相談、保育所・幼稚園、育児サークル等の利用にあたっての案内等を行います。また、地域子育て相談機関として、必要に応じてこども家庭センターと連携して支援します。	子育て支援課 青少年対策室
子育て支援総合コーディネート事業	関係機関や地域子育て支援拠点等との連携の強化や、子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図ります。また、子育てサポーターを養成し、要請に応じて派遣します。	子育て支援課
パパ・ママ応援ショップ事業	高校生年代までの子ども、妊娠中の人がいる家庭を対象に優待カードを交付し、協賛する店舗等が様々なサービスの提供を行います。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児を持つ子育て家庭が自由におむつ替えや授乳が行え、無料で利用できる施設を「赤ちゃんの駅」として県に登録し、ステッカーを掲示することで、安心して外出できる環境を提供します。	子育て支援課
子育て支援情報の提供	広報かわぐちやホームページ等で情報提供を行います。また、様々な項目を網羅した子育て支援に関するガイドブックの発行や、市の子育て支援に関する事業情報、施設情報、健診情報等、登録者に対して子育て情報メールなどを配信します。	子育て支援課

子育て支援情報の提供

広報かわぐちでは子育てや保健の専用ページを設け、充実した内容を毎月掲載しています。また、市ホームページには豊富な子育てに関する情報や行政手続きなどを集約した総合サイトを掲載しています。

更に、子育て期における様々な項目を網羅した「子育てガイドブック」の発行や、子育て支援に関する市のイベント情報、施設情報等を登録いただいたかたに伝える子育て情報メールの配信を行っています。今後は、子育て世帯に必要な情報を最適な時期に届けられるよう、SNS・子育てアプリ等を活用し、プッシュ型配信の検討を進めます。

主な取組	内容
子育て情報メール	子育てに関するさまざまな情報をご登録いただいたかたに電子メールで配信する、「かわぐち子育て情報メール」配信サービスを行っています。
子育てガイドブック	妊娠期をはじめ子育ての不安や悩みを少しでも解消し、子育てが楽しくなる一助として、こどもに関する遊び、相談、支援などの子育て関連情報をまとめた冊子です。（年1回発行）
子育て応援サイト「ママフレ」	子育てに忙しい保護者の方々のために、子育てに関する行政サービス情報を探しやすく、わかりやすく紹介するサイトです。



外国人住民向けのポータルサイト 「川口市外国人生活ガイド」

外国人住民に対し、市の行政情報、生活ルール・マナーの周知と理解を図るため、外国人住民向けのポータルサイト「川口市外国人生活ガイド」にて様々な情報を配信しています。

このポータルサイトは、スマートフォンで二次元コードを読み取りアクセスすると、端末の言語設定を自動で識別し、使用者の母国語で表示されることが特徴です。

家族で移住されてくる外国人にとって、子育てと学校の情報はとても重要ですので、動画や図などを用いて、分かりやすく情報配信をしています。



外国人転入者を中心にチラシ等で
ポータルサイトを紹介

1 外国人住民のための子育てチャート



新小・中学生ご入学までのスケジュールについて

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
小学校指定校 通知及び指定 校変更申請を 各家庭に送付 (開始10月)	指定校変更結 果通知 就学前健康診 断	就学前健康 診断		新入生保護者説明会		卒業式	入学式
指定校に入学				入学準備のために揃えるもの (文房具、上履き、制服、フン ドール、歯磨きセット等)		家庭の注意点等、 持ち物等	
	中学校指定校 通知及び指定 校変更申請を 各家庭に送付 (開始10月)	指定校変更結 果通知		新入生保護者説明会		卒業式	入学式
指定校に入学							

動画やチャート、図表など分かりやすく
説明しています。

(3) 多様な働き方と子育ての両立支援

【 現状・課題 】

本市では、川口市男女共同参画計画に基づき、仕事と子育ての両立に向けて、女性が安心して働くことのできる就業環境の整備や家庭生活における男女共同参画の促進を図ってきました。

アンケート調査では、母親、父親ともに育児休業を取得した割合は前回調査に比べて増加しています。母親の育児休業を取得していない理由としては、「職場に育児休業の制度がなかった」「仕事が忙しかった」「子育てや家事に専念するため退職した」などの意見が挙がっています。

【 方向性 】

保護者が仕事や子育てを希望する形で両立することができるよう、仕事との両立や子育てでの不安や悩みを解消するための講演会の実施、男女共同参画への関心を高めるイベントなどを行います。

【 成果指標 】

指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
男女共同参画セミナー参加者の満足度	96.0%	100%	協働推進課

【 取組 】

事業名	内容	担当課
第3次川口市男女共同参画計画	性別にかかわらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、すべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会を形成することを目指しています。	協働推進課
「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」フォトコンテスト	家庭生活における男女共同参画を促進するため、男性の育児や家事への参加推進を目的に、育児を楽しみながら行っていることがわかる写真を募集し、表彰しています。	協働推進課
COLORFUL（カラフル）ふえすた～男女共同参画イベント～	男女共同参画社会の実現に向けて、参加団体による舞台発表や展示、「育児をシェア!!～みんなで楽しもう～」フォトコンテストの表彰式を行っています。	協働推進課

地域子育て支援拠点での特色ある取組

市の地域子育て支援拠点事業においては、平日つどいの広場などに来られないおやこが利用しやすい環境を提供するため、毎週土曜を開所日とし、イベント等開催時は日曜も開設しています。（一部施設を除く。）

子育てサポートプラザ、子育てひろばポッポでは、お父さんやおじいちゃんが気兼ねなく参加できて、父親同士で様々な情報交換をしながら前向きに楽しく子育てができるよう「お父さんとあそぼう」を開催しています。また、南鳩ヶ谷地域子育て支援センターでは、地域のボランティアの皆さんと連携した様々なイベントや講座を企画し、「パパと一緒にベビーダンス」なども定期的に行っています。引き続き、共育を推進する多様な企画を積極的に実施します。

土日開所施設

子育てサポートプラザ、子育てひろばポッポ（イベント時のみ）、南鳩ヶ谷地域子育て支援センター、おやこの遊びひろばの一部、南平児童センター、芝児童センター、戸塚児童センター「あすばる」、鳩ヶ谷こども館



土曜開所の様子



パパと一緒にベビーダンス



お父さんとあそぼう



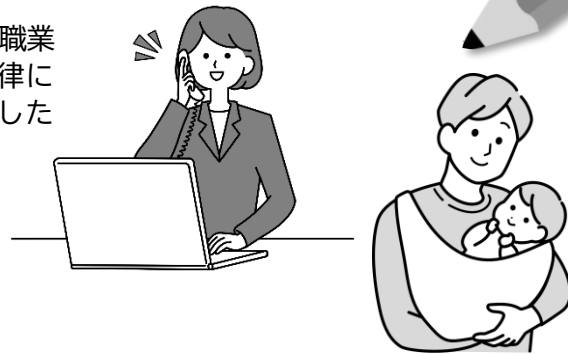
次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法では、労働者が101人以上の企業に対し、仕事と子育ての両立を図るために「一般事業主行動計画」を策定し、公表することや、労働者への周知を義務付けています。（100人以下の企業は努力義務）

一般事業主行動計画には、企業が仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、「計画期間」、「目標」、「目標達成のための対策及びその実施時期」を定めることとされており、その企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定等）を受けることができます。（令和7年3月時点）

本市では、平成17年に「川口市職員特定事業主行動計画」^{（※）}を策定して以降改定を重ね、個人のライフステージにあわせた働き方ができる職場環境づくりを促進しています。

※本市の特定事業主行動計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画と一体化した計画として策定しています。



(4) ひとり親家庭への支援

【 現状・課題 】

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。

【 方向性 】

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

【 成果指標 】

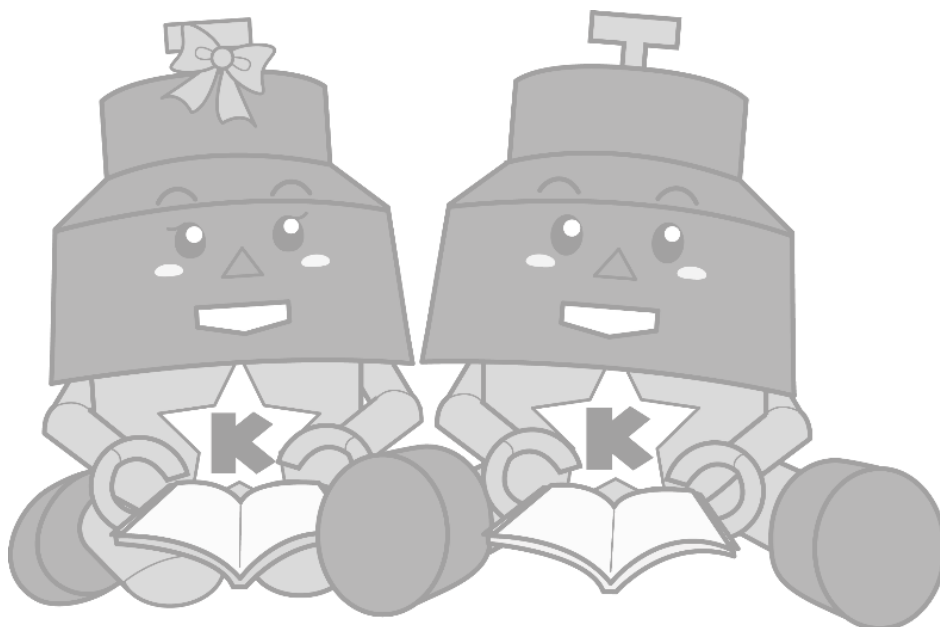
指標名	現状	目標 (令和11年度)	担当課
養育費確保支援事業の利用者数	33人	53人	子育て支援課

【 取組 】

事業名	内容	担当課
児童扶養手当支給事業	離婚・死亡等で父または母のいない家庭や父または母に一定の障害がある家庭等において、18歳に達した最初の3月31日までのこども（こどもに一定の障害がある場合は20歳未満まで）を養育している人を対象に手当を支給します。	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の個々の状況やニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、就業や自立に向けて支援を行います。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母や父等を対象に、経済的自立の助成を図り、扶養する子の福祉の増進に資するため、必要となる資金の貸し付けを行います。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	18歳に達した最初の3月31日までのこども（こどもに一定の障害がある場合は20歳未満まで）を養育している母（父）子家庭等のこどもとその父母、養育者に対し、医療機関にかかった時の保険医療の自己負担分を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母または父が教育訓練給付の対象講座を受講し、修了した場合、受講するために支払った費用の一部を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母または父が、対象資格（看護師、保育士、美容師等）を取得するために養成機関で修業する時、修業中の全期間について給付金を支給します。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている人を対象に、入学準備金及び就職準備金を貸し付ける制度です。	子育て支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	中卒者や高校中退者のひとり親家庭の母または父及び扶養することにも対し、より良い条件での就業等に向けた学び直しを支援するための給付金を支給します。	子育て支援課
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭の生活や仕事等に関する相談に応じ、必要なアドバイスや情報提供等を行います。	子育て支援課
養育費確保支援事業	養育費の取り決めについて、公正証書等を作成した場合や保証会社と保証契約を締結した場合に補助金を交付します。	子育て支援課
母子生活支援施設	母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその子どもについて、母子生活支援施設への入所を図ることにより、母子家庭の自立に向けた支援を行います。	子育て相談課

第 5 章 第3期川口市子ども・子育て支援事業計画



1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

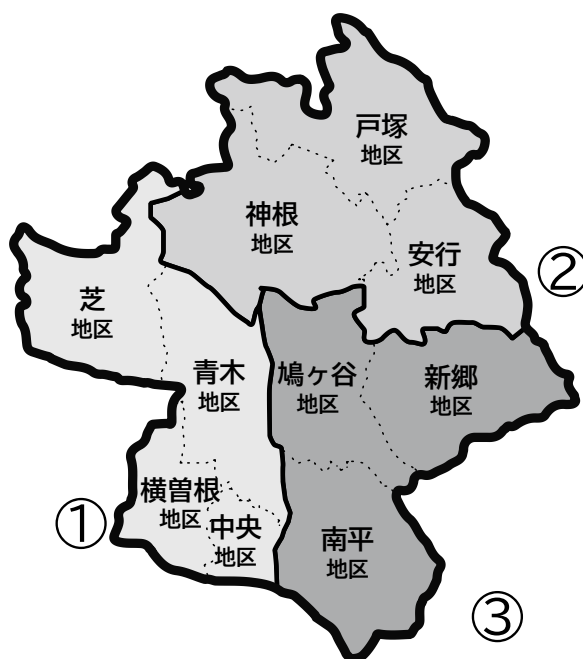
第1期計画において、市内を3つの区域に分けた教育・保育提供区域を設定し、運用しています。本計画期間においては、主に次の理由から、引き続き3つの教育・保育提供区域を継続しつつ、一部の地域子ども・子育て支援事業については、事業の実情などを踏まえ、市全域（1区域）で事業の必要量を算出することとします。

- ・都心のベッドタウンである本市の性格上、鉄道を利用して都内へ通勤する市民が多く、鉄道駅の配置バランスに基づく区域設定が合理的であり、市民の利便性も高い
- ・現行の利用実態に特段の問題がなく、効率的な保育の提供を継続できる
- ・各区域のこども人口の将来的な見通しにおいて、バランスが大きく変わらない

<提供区域① 中央・横曽根・青木・芝>

<提供区域② 神根・安行・戸塚>

<提供区域③ 南平・新郷・鳩ヶ谷>



2 将来のこども人口

< 川口市全体 >

市全体の人口の推移をみると、令和5年までは緩やかな減少傾向にあり、令和6年では607,279人と増加していますが、0～11歳の人口は減少傾向にあります。

本計画の対象となるこどもの人口推計をみると、令和6年から令和11年にかけて就学前のこども（0～5歳）で2,500人程度の減少、小学生（6～11歳）で4,600人程度の減少が予測され、年齢別にみても、0～11歳のすべての階層の人口が減少する見込みです。

（単位：人）

	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	4,592	4,150	3,974	3,822	3,797	3,831	3,792	3,762	3,736	3,716
1～2歳	9,774	9,284	8,689	8,239	7,930	7,708	7,685	7,671	7,601	7,544
3～5歳	15,291	14,747	14,145	13,669	13,154	12,473	11,773	11,360	11,173	11,116
6～8歳	15,238	15,058	14,959	14,772	14,453	13,926	13,420	12,836	12,176	11,494
9～11歳	15,594	15,436	15,183	15,028	15,097	15,077	14,849	14,413	13,879	13,373
就学前	29,657	28,181	26,808	25,730	24,881	24,012	23,250	22,793	22,510	22,376
小学生	30,832	30,494	30,142	29,800	29,550	29,003	28,269	27,249	26,055	24,867
合計	60,489	58,675	56,950	55,530	54,431	53,015	51,519	50,042	48,565	47,243
対前年増減		-1,814	-1,725	-1,420	-1,099	-1,416	-1,496	-1,477	-1,477	-1,322
総人口	608,390	607,750	605,067	604,894	607,279	606,617	605,724	604,670	603,412	602,057
対人口比	9.9%	9.7%	9.4%	9.2%	9.0%	8.7%	8.5%	8.3%	8.0%	7.8%

（人口推計方法）

将来人口は、コーホート変化率法を用いて算出しました。コーホート変化率法とは、各コーホート（同年または同期間に出生した集団のこと）ごとに、加齢に伴って生じる年次ごとの変化を計算する方法です。

【推計基礎データ】

- ・ 令和2年から令和6年の各年4月1日時点の住民基本台帳各歳別人口
- ・ ある年齢（x歳）の人口が、1年後の年齢（x+1歳）になるまでの人口増減を示す「変化率」については5年間の平均値を使用
- ・ ある年の0歳の人口は、1年前の15～49歳の女性人口での出生数を示す「出生比」については5年間の平均値を使用

< 提供区域① 中央・横曽根・青木・芝 >

中央・横曽根・青木・芝区域は、令和6年のこどもの人口が約23,000人です。

令和6年から令和11年にかけてのこどもの人口の見通しは、就学前のこども（0～5歳）は約1,200人の減少、小学生（6～11歳）は約2,200人の減少が予測されます。

年齢別にみると、0歳は10人程度の増加、1～2歳は188人、3～5歳は1,059人、6～8歳は1,418人、9～11歳は765人程度の減少が見込まれます。

(単位：人)

	実績	推計					増減
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	R6→R11
0歳	1,644	1,700	1,684	1,675	1,664	1,654	10
1～2歳	3,427	3,250	3,249	3,283	3,258	3,239	-188
3～5歳	5,533	5,224	4,852	4,601	4,488	4,474	-1,059
6～8歳	5,977	5,675	5,458	5,202	4,915	4,559	-1,418
9～11歳	6,162	6,256	6,133	5,918	5,612	5,397	-765
就学前	10,604	10,174	9,785	9,559	9,410	9,367	-1,237
小学生	12,139	11,931	11,591	11,120	10,527	9,956	-2,183
合計	22,743	22,105	21,376	20,679	19,937	19,323	-3,420
対前年増減		-638	-729	-697	-742	-614	

< 提供区域② 神根・安行・戸塚 >

神根・安行・戸塚区域は、令和6年のこどもの人口が約17,000人です。

令和6年から令和11年にかけてのこどもの人口の見通しは、就学前のこども（0～5歳）は約600人の減少、小学生（6～11歳）は約1,200人の減少が予測されます。

年齢別にみると、0歳は91人、1～2歳は90人、3～5歳は463人、6～8歳は797人、9～11歳は389人程度の減少が見込まれます。

（単位：人）

	実績	推計					増減
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	R6→R11
0歳	1,186	1,131	1,118	1,107	1,098	1,095	-91
1～2歳	2,386	2,404	2,416	2,343	2,318	2,296	-90
3～5歳	4,033	3,841	3,652	3,612	3,570	3,570	-463
6～8歳	4,461	4,354	4,228	4,043	3,852	3,664	-797
9～11歳	4,629	4,563	4,542	4,471	4,364	4,240	-389
就学前	7,605	7,376	7,186	7,062	6,986	6,961	-644
小学生	9,090	8,917	8,770	8,514	8,216	7,904	-1,186
合計	16,695	16,293	15,956	15,576	15,202	14,865	-1,830
対前年増減		-402	-337	-380	-374	-337	

< 提供区域③ 南平・新郷・鳩ヶ谷 >

南平・新郷・鳩ヶ谷区域は、令和6年のこどもの人口が約15,000人です。

令和6年から令和11年にかけてのこどもの人口の見通しは、就学前のこども（0～5歳）は約600人の減少、小学生（6～11歳）は約1,300人の減少が予測されます。

年齢別にみると、0歳は横ばいが見込まれ、1～2歳は108人、3～5歳は516人、6～8歳は744人、9～11歳は570人程度の減少が見込まれます。

(単位：人)

	実績	推計					増減
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	R6→R11
0歳	967	1,000	990	980	974	967	0
1～2歳	2,117	2,054	2,020	2,045	2,025	2,009	-108
3～5歳	3,588	3,408	3,269	3,147	3,115	3,072	-516
6～8歳	4,015	3,897	3,734	3,591	3,409	3,271	-744
9～11歳	4,306	4,258	4,174	4,024	3,903	3,736	-570
就学前	6,672	6,462	6,279	6,172	6,114	6,048	-624
小学生	8,321	8,155	7,908	7,615	7,312	7,007	-1,314
合計	14,993	14,617	14,187	13,787	13,426	13,055	-1,938
対前年増減		-376	-430	-400	-361	-371	

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとに幼児期の教育・保育の量の見込み、それに対する提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設等の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

認定区分	定義	主な利用施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けていない小学校就学前子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業所 (小規模保育事業所等)

(1) 量の見込みと提供体制

< 令和7年度 >

(単位：人)

			令和7年度（令和8年4月1日時点）				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定 (3-5歳)	3号認定 (0-2歳)		
					0歳	1歳	2歳
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝		1,871	2,714	321	924	1,065
	神根、安行、戸塚		1,514	1,938	216	576	672
	南平、新郷、鳩ヶ谷		1,210	1,879	199	535	583
	合計①		4,595	6,531	736	2,035	2,320
提供 体制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央 横曽根 青木 芝	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	4,122	3,268	323	691	819
		特定地域型保育事業 (小規模保育・事業 所内保育)			80	209	203
	神根 安行 戸塚	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	2,771	1,956	181	401	467
		特定地域型保育事業 (小規模保育・事業 所内保育)			78	165	169
	南平 新郷 鳩ヶ谷	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	3,077	1,824	205	420	497
		特定地域型保育事業 (小規模保育・事業 所内保育)			31	72	65
	合計②		9,970	7,048	898	1,958	2,220
					5,076		
	②-①		5,375	517	162	-77	-100
					-15		

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は2号認定に計上

< 令和8年度 >

(単位：人)

			令和8年度（令和9年4月1日時点）				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定 (3-5歳)	3号認定 (0-2歳)		
					0歳	1歳	2歳
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝		1,611	2,723	320	915	1,028
	神根、安行、戸塚		1,457	1,943	213	569	661
	南平、新郷、鳩ヶ谷		1,132	1,833	197	530	603
	合計①		4,200	6,499	730	2,014	2,292
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央 横曽根 青木 芝	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	4,122	3,268	320	691	819
		特定地域型保育事 業(小規模保育・事 業所内保育)			80	209	203
	神根 安行 戸塚	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	2,771	1,956	181	401	467
		特定地域型保育事 業(小規模保育・事 業所内保育)			78	165	169
	南平 新郷 鳩ヶ谷	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	3,077	1,824	205	420	497
		特定地域型保育事 業(小規模保育・事 業所内保育)			31	72	65
	合計②		9,970	7,048	895	1,958	2,220
					5,073		
	②-①		5,770	549	165	-56	-72
					37		

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は2号認定に計上

< 令和9年度 >

(単位：人)

			令和9年度（令和10年4月1日時点）				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定 (3-5歳)	3号認定 (0-2歳)		
					0歳	1歳	2歳
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝		1,521	2,688	317	910	1,018
	神根、安行、戸塚		1,421	1,928	211	562	653
	南平、新郷、鳩ヶ谷		1,107	1,817	196	524	598
	合計①		4,049	6,433	724	1,996	2,269
提供体制の確保の内容・実施時期	中央 横曽根 青木 芝	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	4,122	3,268	320	691	819
		特定地域型保育事業 (小規模保育・事業 所内保育)			80	209	203
	神根 安行 戸塚	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	2,771	1,956	181	401	467
		特定地域型保育事業 (小規模保育・事業 所内保育)			78	165	169
	南平 新郷 鳩ヶ谷	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	3,077	1,824	205	420	497
		特定地域型保育事業 (小規模保育・事業 所内保育)			31	72	65
	合計②		9,970	7,048	895	1,958	2,220
					5,073		
	②-①		5,921	615	171	-38	-49
					84		

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は2号認定に計上

< 令和10年度 >

(単位：人)

			令和10年度（令和11年4月1日時点）				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定 (3-5歳)	3号認定 (0-2歳)		
					0歳	1歳	2歳
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝		1,470	2,708	315	903	1,013
	神根、安行、戸塚		1,437	1,902	211	558	646
	南平、新郷、鳩ヶ谷		1,088	1,783	194	522	590
	合計①		3,995	6,393	720	1,983	2,249
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央 横曽根 青木 芝	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	4,122	3,268	320	691	819
		特定地域型保育事業 (小規模保育・事業 所内保育)			80	209	203
	神根 安行 戸塚	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	2,771	1,956	181	401	467
		特定地域型保育事業 (小規模保育・事業 所内保育)			78	165	169
	南平 新郷 鳩ヶ谷	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	3,077	1,824	205	420	497
		特定地域型保育事業 (小規模保育・事業 所内保育)			31	72	65
	合計②		9,970	7,048	895	1,958	2,220
					5,073		
	②-①		5,975	655	175	-25	-29
					121		

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は2号認定に計上

< 令和11年度 >

(単位：人)

			令和11年度（令和12年4月1日時点）				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定 (3-5歳)	3号認定 (0-2歳)		
					0歳	1歳	2歳
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝		1,507	2,678	314	899	1,005
	神根、安行、戸塚		1,350	1,892	210	558	640
	南平、新郷、鳩ヶ谷		1,070	1,804	193	517	588
	合計①		3,927	6,374	717	1,974	2,233
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央 横曽根 青木 芝	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	4,122	3,268	320	691	819
		特定地域型保育事 業(小規模保育・事 業所内保育)			80	209	203
	神根 安行 戸塚	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	2,771	1,956	181	401	467
		特定地域型保育事 業(小規模保育・事 業所内保育)			78	165	169
	南平 新郷 鳩ヶ谷	教育・保育施設 (幼稚園・保育所・ 認定こども園)(※)	3,077	1,824	205	420	497
		特定地域型保育事 業(小規模保育・事 業所内保育)			31	72	65
	合計②		9,970	7,048	895	1,958	2,220
					5,073		
	②-①		6,043	674	178	-16	-13
					149		

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は2号認定に計上

満3歳未満の保育利用率（市全体）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児童数 ①	人	11,539	11,477	11,433	11,337	11,260
3号利用定員数 ②	人	5,076	5,073	5,073	5,073	5,073
保育利用率 ②÷①	%	44.0	44.2	44.4	44.7	45.1

(2) 提供体制の確保の考え方

【量の見込みの算出方法】

各区域別に、保育所等の申込者数の実績、令和7年度以降の人口推計等を基に、各歳児の人口に占める申込者数の割合やその増減率等を用いて、各年度の量の見込みを算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

待機児童が概ね解消していることなどから、新たな施設整備は行わず、既存の教育・保育施設を活用し、提供体制の確保を図ります。計画期間内に保育需要が大幅に増加した場合などは、必要に応じて施設整備を検討します。

(1号認定及び2号認定)

現状の提供体制が量の見込みを上回っているため、既存施設の定員により確保を図ります。

(3号認定)

既存施設の定員の見直しなどにより確保を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

これまでの利用状況等を踏まえ、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を次のとおりに定めます。

※ 【 】 内は川口市の事業名

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

	対象事業	提供区域
1	時間外保育事業【延長保育事業】	3区域
2	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	3区域
3	一時預かり事業	3区域
4	病児・病後児保育事業	1区域
5	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	1区域
6	子育て短期支援事業【ショートステイ事業・トワイライトステイ事業】	1区域
7	地域子育て支援拠点事業	1区域
8	利用者支援事業	1区域
9	乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問事業】	1区域
10	養育支援訪問事業【養育支援訪問】	1区域
11	妊婦健康診査	1区域
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
14	子育て世帯訪問支援事業	1区域
15	児童育成支援拠点事業	1区域
16	親子関係形成支援事業	1区域
17	産後ケア事業	1区域
18	乳児等通園支援事業	—

(1) 時間外保育事業【延長保育事業】

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	2,791	2,769	2,740	2,744	2,720
	神根、安行、戸塚	1,608	1,601	1,586	1,568	1,560
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,518	1,502	1,489	1,467	1,474
	合計①	5,917	5,872	5,815	5,779	5,754
提供 体制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	2,791	2,769	2,740	2,744	2,720
	神根、安行、戸塚	1,608	1,601	1,586	1,568	1,560
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,518	1,502	1,489	1,467	1,474
	合計②	5,917	5,872	5,815	5,779	5,754
②－①		0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

令和5年度実績値を基準に保育量の見込みの増減率を乗じて算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き、全施設の事業実施に努めます。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	1年生	中央、横曽根、青木、芝	822	803	729	691	642
		神根、安行、戸塚	638	611	574	549	525
		南平、新郷、鳩ヶ谷	652	629	589	559	559
		合計	2,112	2,043	1,892	1,799	1,726
量の見込み	2年生	中央、横曽根、青木、芝	768	748	732	665	630
		神根、安行、戸塚	583	559	537	505	482
		南平、新郷、鳩ヶ谷	512	507	489	460	436
		合計	1,863	1,814	1,758	1,630	1,548
量の見込み	3年生	中央、横曽根、青木、芝	569	536	521	511	464
		神根、安行、戸塚	444	441	423	405	379
		南平、新郷、鳩ヶ谷	397	364	361	347	327
		合計	1,410	1,341	1,305	1,263	1,170
量の見込み	4年生	中央、横曽根、青木、芝	328	307	288	281	275
		神根、安行、戸塚	246	240	238	230	221
		南平、新郷、鳩ヶ谷	215	215	198	197	189
		合計	789	762	724	708	685
量の見込み	5年生	中央、横曽根、青木、芝	120	123	115	107	105
		神根、安行、戸塚	98	98	96	95	90
		南平、新郷、鳩ヶ谷	92	88	89	82	81
		合計	310	309	300	284	276
量の見込み	6年生	中央、横曽根、青木、芝	26	25	26	24	23
		神根、安行、戸塚	35	36	34	34	33
		南平、新郷、鳩ヶ谷	25	23	23	23	21
		合計	86	84	83	81	77
量の見込み	1～6年生	中央、横曽根、青木、芝	2,633	2,542	2,411	2,279	2,139
		神根、安行、戸塚	2,044	1,985	1,902	1,818	1,730
		南平、新郷、鳩ヶ谷	1,893	1,826	1,749	1,668	1,613
		合計①	6,570	6,353	6,062	5,765	5,482

※各年度の末日を基準日とする

(単位：人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
提供体制の確保の内容・ 実施時期	中央、横曽根、青木、芝	2,633	2,542	2,411	2,279	2,139
	(か所)	21	21	21	21	21
	神根、安行、戸塚	2,044	1,985	1,902	1,818	1,730
	(か所)	14	14	14	14	14
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,893	1,826	1,749	1,668	1,613
	(か所)	17	17	17	17	17
	合計②	6,570	6,353	6,062	5,765	5,482
	(か所)	52	52	52	52	52
②－①		0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

各年齢の推計人口に、令和6年5月時点の放課後児童クラブ（公設民営）における、学年別利用率を乗じて算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

各学校との連携を図りながら、余裕教室の借用やプレハブの整備を行い、従来より多くの部屋を確保し、引き続き安全安心なクラブ室の運営を維持します。

放課後児童クラブ支援員の質の向上を目的とした研修等も実施し、ハード面ソフト面の両面から放課後児童クラブの安全安心及び質の向上を図っていきます。

(3) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）・預かり保育事業

【概要】

幼稚園等に在籍する満3歳以上のこどもを対象として、一時的に預かりを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：年間の延べ利用日数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	137,705	116,948	100,680	95,059	93,206
	神根、安行、戸塚	55,146	47,788	46,004	44,864	46,038
	南平、新郷、鳩ヶ谷	48,162	41,563	38,882	38,029	38,090
	合計①	241,013	206,299	185,566	177,952	177,334
提供 体制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	149,524	149,524	149,524	149,524	149,524
	神根、安行、戸塚	65,002	65,002	65,002	65,002	65,002
	南平、新郷、鳩ヶ谷	57,749	57,749	57,749	57,749	57,749
	合計②	272,275	272,275	272,275	272,275	272,275
②－①		31,262	65,976	86,709	94,323	94,941

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

利用実績に年度ごとの幼稚園認定者数の増減率を掛けて算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

幼稚園や認定こども園での預かり保育実施の充実に努めます。

② 一時預かり事業（保育所）

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを保育所等で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：年間の延べ利用日数）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	3,094	2,983	2,882	2,822	2,783
	神根、安行、戸塚	729	709	693	682	675
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,573	2,498	2,435	2,397	2,375
	合計①	6,396	6,190	6,010	5,901	5,833
提供体制の確保の 内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	3,094	2,983	2,882	2,822	2,783
	神根、安行、戸塚	729	709	693	682	675
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,573	2,498	2,435	2,397	2,375
	合計②	6,396	6,190	6,010	5,901	5,833
②－①		0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

令和5年度実績値を基準に人口増減率を乗じて算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き、実施施設の確保に努めます。

(4) 病児・病後児保育事業

【概要】

(病児保育事業)

こどもが病気になった時、集団保育もしくは自宅での保育が困難な場合、医師の許可の下に専門の施設でこどもを預かります。市内に居住している生後8週～小学校6年生までのこどもが対象です。

(病児・緊急対応強化事業)

住民参加による助け合いの会員制度として、小学校6年生までのこどもの病気または病気の回復期や、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する保護者に、子育ての援助を行える住民を紹介する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：年間の延べ利用日数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
提供体制の確保の 内容・実施時期②	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
病児保育事業	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(か所)	4	4	4	4	4
病児・緊急対応強化事業	850	850	850	850	850
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

(病児保育事業)

実際・潜在的なニーズ調査のみによらず、実態に即したニーズ量とするため、キャンセル発生を加味して算出しました。

(病児・緊急対応強化事業)

令和5年度のキャンセル数を含む援助依頼件数の実績に基づき算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

(病児保育事業)

引き続き4か所において、各施設の定員数と年間開設日数を維持し、量の確保に努めます。

(病児・緊急対応強化事業)

事業の更なる周知を図るとともにサポーター等会員の募集を積極的に行い、引き続き確保策に努めます。

(5) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

【概要】

住民参加による助け合いの会員制度として、生後6か月から小学校6年生までの子育て中の保護者に対するこどもの預かり等の相互援助活動の推進を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：年間の延べ利用日数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
5歳児まで	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
就学後	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
提供体制の確保の 内容・実施時期②	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
5歳児まで	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
就学後	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
②－①	0	0	0	0	0
5歳児まで	0	0	0	0	0
就学後	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

令和5年度のキャンセル数を含む援助依頼件数の実績に基づき算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

事業を実施するなかでサポーター等会員の募集を積極的に行い、引き続き確保策に努めます。

(6) 子育て短期支援事業【ショートステイ事業・トワイライトステイ事業】

【概要】

ショートステイ事業は、保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の理由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で一定期間こどもの養育を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等の理由により夜間に不在となることで、家庭でこどもを養育することが困難となった場合に、児童福祉施設等でこどもの養育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(ショートステイ事業)

(単位：年間の延べ利用日数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	176	176	176	176	176
提供体制の確保の 内容・実施時期②	176	176	176	176	176
(か所)	4	4	4	4	4
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

(トワイライトステイ事業)

(単位：年間の延べ利用日数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	84	84	84	84	84
提供体制の確保の 内容・実施時期②	84	84	84	84	84
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

（ショートステイ事業）

令和4年度より里親宅でのショートステイ事業を開始した結果、利用日数が増加し、令和5年度は実人数17人、延べ135日（1人あたり約8日／年）の利用がありました。今後も利用人数の増加が見込まれることを想定し、令和5年度実績から推計した日数とします。

実人数5人増加と想定 → $22人 \times 8日 = 176日$

（トワイライトステイ事業）

これまで本事業の利用実績はありませんが、一方で、ニーズ調査においては一定数の需要が見込まれる結果でした。また、普段の相談対応業務の中で、利用が必要と思われるケースもあることから、利用希望者のニーズに対応できるよう環境を整備することとし、相談対応業務での事例も踏まえ推計した日数（7日／月）を量の見込みとします。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

ショートステイ事業については、引き続き児童福祉施設3か所及び里親と業務委託契約を締結し、量の見込みで算出した数に対応できる体制を確保します。

トワイライトステイ事業については、様々なニーズに対応できる新たな事業者を確保するなど、提供体制の確保に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

地域における子育て家庭を対象として、子育てについての相談、情報提供、助言等を行うことや、子育て家庭の交流の場の提供を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもたちの健やかな育ちの促進を支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (単位：年間の延べ利用回数)	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000
提供体制の確保の内容・実施時期 (単位：か所数)	58	58	58	58	58

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

地域子育て支援拠点事業の利用に関するニーズ調査項目において、0～2歳の現在利用の割合と今後の利用希望割合、利用者が今後日数を増やしたい項目を用いて、令和5年度の実績数を踏まえ算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

今後の公共施設のあり方のなかで、統廃合や老朽化による施設減少を視野に入れる一方、共働き世帯の増加や多様化する就労形態・時間の変化を見据え、利用しやすい事業を念頭に、公設の地域子育て支援センター・おやこの遊びひろばにおける土日の開所日の増、大型商業施設での開設などの検討を行い、計画期間中は現状の58か所を維持しつつ、量の確保に努めます。

(8) 利用者支援事業

① 利用者支援事業（基本型）

【概要】

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	4	6	6	6	6
提供体制の確保の 内容・実施時期②	4	6	6	6	6
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

これまでの実施施設（3か所）に加え、こどもからの相談に直接応ずることができる体制を充実させる観点から、すべての児童センター・こども館にて事業を実施します。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

令和8年度までにすべての児童センター・こども館にて事業を開始することとし、その後の方向性については利用ニーズ等を踏まえ検討します。

なお、利用者支援事業（基本型）を実施するすべての施設が「地域子育て相談機関」となり、こども家庭センターと連携しながらこどもや子育て世帯を支援していきます。

② 利用者支援事業（こども家庭センター型）

【概要】

これまでの子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能は維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を運営することにより、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
各地域の相談窓口	10	10	10	10	10
提供体制の確保の 内容・実施時期②	1	1	1	1	1
各地域の相談窓口	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0
各地域の相談窓口	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

令和6年度より「こども家庭センター」の運営を開始しており、相談窓口としては、児童福祉機能の窓口と母子保健機能の窓口を合計して10か所設置しています。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き、適切な運営に努めます。

③ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

【概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：年間の延べ利用回数）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	14,400	14,253	14,139	14,040	13,965
提供体制の確保の 内容・実施時期②	14,400	14,253	14,139	14,040	13,965
こども家庭センターで提供	14,400	14,253	14,139	14,040	13,965
委託等により提供	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

令和7年度は母子健康手帳交付見込み件数4,800件に、1組当たりの面談回数3回を計上しました。令和8年度以降は前年度の出生数との比率により算定します。

（当年度出生数見込み）÷（前年度出生数見込み）×（前年度量の見込み）

【確保方策の考え方・今後の方向性】

母子健康手帳交付時に全数面談しているため、各年度の交付見込み件数に1組当たりの面談回数3回を乗じた回数を計上しています。妊娠期から出産・子育て期の包括的な切れ目ない支援を行い、事業の充実に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問事業】

【概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、発育発達、育児等に必要な保健指導の実施、及び子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	3,831	3,792	3,762	3,736	3,716
提供体制の確保の 内容・実施時期②	3,831	3,792	3,762	3,736	3,716
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

事業を実施する人数を計上しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

児童福祉法に基づき、生後概ね4か月までの乳児のいるすべての家庭を、訪問することが法的事業として位置付けられていること、及び母子保健法に基づく新生児訪問指導において新生児・乳児に対し発育発達上必要な保健指導を実施する必要があることから、人口推計に基づく量の見込み数を設定しています。

(10) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

【概要】

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や、関係機関からの連絡・通告等により、養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師及び助産師が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	328	328	328	328	328
提供体制の確保の 内容・実施時期②	328	328	328	328	328
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

本事業の対象となった児童数の、令和元年度から令和5年度までの平均を計上しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

訪問が必要と判断された家庭すべてに対応するため、量の見込みで算出した実数を支援できる提供体制を確保します。

(11) 妊婦健康診査

【概要】

妊婦健康診査14回分の助成券を交付し、妊娠中の疾病や異常を早期発見するとともに、母体と赤ちゃんの心身を健康に保つことを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：年間の延べ利用回数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	48,604	48,604	48,604	48,604	48,604
提供体制の確保の 内容・実施時期②	48,604	48,604	48,604	48,604	48,604
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

令和5年度の実績値にて算出しました。妊婦健康診査14回分の延べ受診回数です。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き妊婦が適切な健診を受けられるよう、母子健康手帳交付時に健診の必要性を説明することに努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

低所得で生計が困難な家庭等のこどもが保育所や幼稚園等を利用する際に、保護者の負担軽減を図るため、施設に対して保護者が支払うべき日用品・文房具の購入等にかかる費用や副食材料費を助成することを目的とした事業です。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

幼稚園や保育事業者、保護者に対し、市ホームページや文書での周知を図っていきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する支援や特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対する必要な援助、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行う事業です。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を引き続き行うこととし、その他の事業については必要に応じて実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：年間の延べ利用日数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680
提供体制の確保の 内容・実施時期②	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

ヤングケアラーを含めた支援が必要な世帯を対象に、本事業の特性を考慮して算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

適切な訪問支援員を派遣できる事業者を複数確保するなど、提供体制の確保に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱えるこども等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々のこどもとその家庭の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	20	20	20	20	20
提供体制の確保の 内容・実施時期②	0	0	0	0	0
②－①	-20	-20	-20	-20	-20

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

要保護児童対策地域協議会の対象世帯数等を勘案して算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

現時点では民間団体が運営するものを含めた多様なこどもの居場所と協働し、地域ぐるみでこどもの居場所づくりを推進することとし、計画期間中に本事業の実施の方法について検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

【概要】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	46	46	46	46	46
提供体制の確保の 内容・実施時期②	59	59	59	59	59
②－①	13	13	13	13	13

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

令和5年度実績を対象世帯数とし、国の算出方法に基づき算出しました。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

引き続き各プログラムを計画し、提供体制の確保に努めます。

(17) 産後ケア事業

【概要】

出産後1年未満の母子に対して宿泊型、通所型、居宅訪問型（早期型・一般型）の心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：年間の延べ利用日数）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み①	2,503	2,714	2,875	2,993	3,117
提供体制の確保の 内容・実施時期②	2,503	2,714	2,875	2,993	3,117
②－①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【量の見込みの算出方法】

産後ケア事業延べ利用日数の見込み件数を計上。利用率は令和5年度13.7%でしたが、令和11年度には20%まで上昇することを見込んでいます。平均利用日数は、令和5年度が1.9日でしたが、令和9年度までに4.5日となり、その後横ばいで推移することを想定しています。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

産後ケア事業の利用は、利用日数、利用割合ともに増えており、今後も増加することを想定しています。産前・産後の心身の負担を軽減するため、事業の充実に努めます。

(18) 乳児等通園支援事業

【概要】

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

【確保方策の考え方・今後の方向性】

令和8年度からの事業開始に向けて必要な作業を進めます。

事業の実施検討に当たっては、国の動向等を踏まえ、通常保育を含めた教育・保育の質の確保に留意しつつ、制度の趣旨に添った運用となるよう取り組みます。

5 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の 一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の 確保の内容

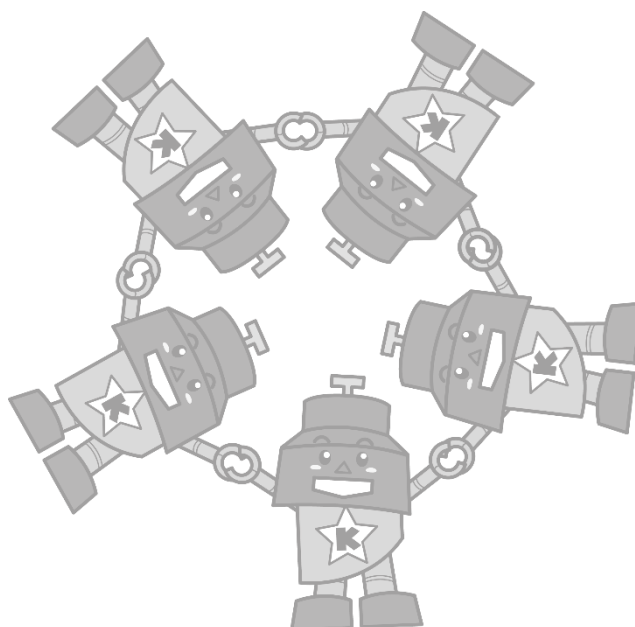
幼児期の教育・保育は、そのこどもの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであるため、こどもの最善の利益を第一優先として考えながら、こどもたちへの質の高い教育・保育の提供を行う必要があります。

このため、本市の幼稚園・保育所等がこれまで培ってきた知識・技能等を生かし、各施設・事業者間の情報共有などを充実させ、幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適切な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。

第 6 章 計画の推進

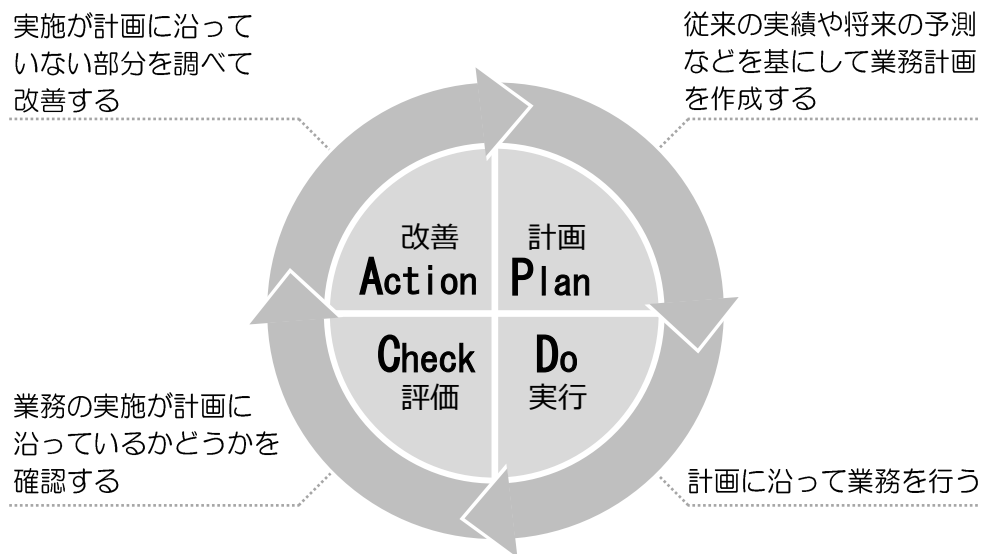


1 計画の点検・評価

本計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画を推進します。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」等に大きな開きが見受けられる場合には、必要に応じて計画を見直します。

PDCAサイクルのイメージ



2 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

児童福祉専門分科会は、本計画期間中の各年度において開催するものとします。

委員は、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成されています。

児童福祉専門分科会においては、計画の点検・評価の結果等について審議します。

3 地域や関係機関との連携

<市民や関係団体等との連携>

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所等をはじめ、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

<地域の人材の確保と連携>

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者等、地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

<市民・企業等の参加・参画の推進>

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型の事業の拡充等、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

4 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の制度の趣旨を踏まえるとともに、県が策定する「埼玉県こども・若者計画」における各種施策との整合を図る等、国や県と連携した取組を進めます。

5 成果指標一覧

	施策	指標	担当課	現状値	目標値	掲載 ページ
基本目標 1	切れ目のない母子の 保健・医療の確保	産後ケア事業の 利用率	地域保健 センター	13.7%	前年度を 上回る	31
	親子の居場所や相談 支援の充実	乳児家庭全戸訪 問事業（新生児 訪問）実施率	地域保健 センター	95.4%	100%	35
	子育てと就労を安心 して両立できる保育 環境の充実	保育所等の待機 児童数	子ども 総務課 保育 運営課 保育 幼稚園課	10人	0人	38
	教育環境の充実	埼玉県学力・学 習状況調査にお いて県平均を上 回る項目数（※1）	指導課	全14項目の うち10項目	全14項目の うち10項目	41
	豊かな心と体づくり	将来の夢や目標 を持っていると 回答した児童生 徒の割合（※1）	指導課	小学校6年生 81.2% 中学校3年生 65.9%	前年度を 上回る	43
		体力テストの全 国平均を上回っ ている項目数の 割合（※1）	指導課	小学校6年生 81% 中学校3年生 75%	小学校6年生 56% 中学校3年生 68%	43
	安心して学ぶこと のできる環境づくり	特別支援学級設 置校数（※1）	指導課	小学校36校 中学校17校	小学校40校 中学校15校	47
		不登校児童生徒 の割合（※1）	指導課	小学校 1.99% 中学校 7.43%	前年度を 下回る	47

基本目標 1	若者の修学・就職支援	中小企業従業員等奨学金返還支援補助金申請者数	経営支援課	20 件	50 件	50
		若年者定住就労促進家賃補助金申請者数	経営支援課	9 件	30 件	50
	結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援	結婚新生活支援補助金の交付件数	青少年対策室	40 件	60 件	52
基本目標 2	こどもの権利の保障	子どもの権利条約の認知度	子ども総務課	小学校 5 年生 21.3% 中学校 2 年生 15.9%	前回調査を上回る	54
	多様なこどもの居場所の確保	児童センター・こども館の利用者数	青少年対策室	98,060 人	110,000 人	58
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	子どもの生活・学習支援事業の学習教室出席率	青少年対策室	68.3%	75.0%	63
	障害や発達の特徴があるこどもの支援の充実	障害児の保護者が障害者施策に対して満足している割合	障害福祉課	32.7%	70.0%	67
	児童虐待の未然防止、早期発見、支援	未就園児等全戸訪問事業（ハロースマイルキッズ訪問事業）の実施率	子育て相談課	（令和 6 年度開始事業のため現状値なし）	100%	71
	こどもが健やかに過ごせる体制づくり	若年者早期相談・支援事業（こころサポートステーション SODA かわぐち）の延べ支援回数（※2）	疾病対策課	2,022 回	1,800 回	73
	こどもが安心して外出できる環境づくり	青色防犯パトロール車両配備台数	防犯対策室	108 台	配備を継続	77

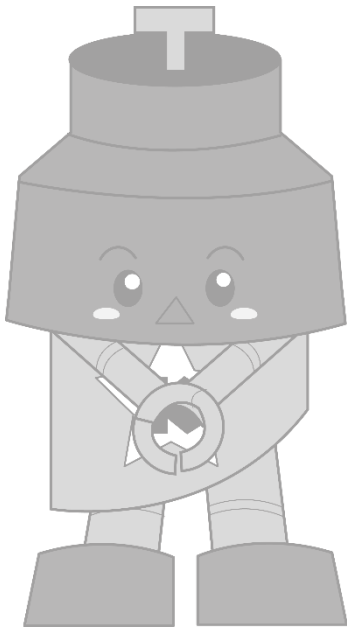
基本目標3	妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減	赤ちゃんにっこり応援金の支給者数(※3)	子育て支援課	4,227人	3,716人	79
	地域における子育て支援の充実	つどいの広場の利用回数	子育て支援課	72,832回	143,000回	81
	多様な働き方と子育ての両立支援	男女共同参画セミナー参加者の満足度	協働推進課	96.0%	100%	85
	ひとり親家庭への支援	養育費確保支援事業の利用者数	子育て支援課	33人	53人	88

※1 令和3年4月に定めた教育振興基本計画に基づき目標値を記載しています。令和7年度に教育振興基本計画の見直しが行われるため、指標や目標値を変更する可能性があります。

※2 目標値は、川口市障害者福祉計画で定めている値を記載しています。

※3 目標値は、令和11年度の0歳児人口としています。(現状値は、転入者を含めた支給者数としています。)

資料編



1 川口市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に関する事項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。

3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項を調査審議する場合にあっては同条に規定する機関と、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項を調査審議する場合にあっては同項に規定する機関とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別の事項を調査審議するため置かれた臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(副委員長)

第5条 審議会に、副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部（専門分科会にあっては、その審議事項を所管する部）において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(川口市社会福祉保健審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 川口市社会福祉保健審議会条例(昭和53年条例第53号)

(2) 川口市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第33号)

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第72号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第74号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和元年6月25日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

任期：令和8年3月31日まで
(令和6年4月30日現在)

区 分	団体名等	役職名等	氏 名
社会福祉事業に 従事する者	川口市私立幼稚園協会	ひのつめ幼稚園 園長	あんど う たかよ 安藤 孝代
社会福祉事業に 従事する者	埼玉県助産師会川口地区	地区長	いづか ひとみ 飯塚 仁美
社会福祉事業に 従事する者	埼玉県南児童相談所	所長	いとなが えつし 糸永 悦史
学識経験者	埼玉県保育協議会	副会長	おおの さとこ 大野 智子
学識経験者	川口市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	おかだ まりこ 岡田 真理子
学識経験者	浦和大学	特任教授	かとう くにと 加藤 邦子
学識経験者	川口市立小学校長会	上青木南小学校 校長	きくち ようこ 菊地 陽子
社会福祉事業に 従事する者	川口市社会福祉協議会	かわぐちボラン ティアセンター 登録団体	ささがわ ゆうこ 笹川 綿子
学識経験者	公募委員		すずき まい 鈴木 舞
学識経験者	連合埼玉川口・戸田・蕨 地域協議会	議長	ながさわ ひでとし 長沢 英俊
学識経験者	埼玉学園大学	学科長	ほった まさなか 堀田 正央
学識経験者	川口市子ども会連絡協議会	会長	みやざき きよと 宮崎 清人
学識経験者	川口市立医療センター	医師	やまなみ さだお 山南 貞夫
学識経験者	公募委員		わたなべ かおり 渡邊 香織
社会福祉事業に 従事する者	川口市保育連盟	副会長	わたなべ だいすけ 渡部 大輔

※五十音順

3 計画策定の経緯

	年月日	議事
令和5年度	令和5年 8月30日	令和5年度第2回児童福祉専門分科会 議事1 (仮称)川口市子ども計画の策定方針について 議事2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等について
	令和5年11月～ 令和6年1月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の実施
	令和6年 3月21日	令和5年度第3回児童福祉専門分科会 議事1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果について
令和6年度	令和6年 4月30日	令和6年度第1回児童福祉専門分科会 議事1 (仮称)川口市子ども計画の策定方針について
	令和6年 7月11日	令和6年度第2回児童福祉専門分科会 議事1 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 議事3 (仮称)川口市子ども計画の骨子案について
	令和6年7月～8月	こどもの意見聴取の実施
	令和6年8月	若者ワークショップの実施
	令和6年 9月10日	令和6年度第3回児童福祉専門分科会 議事1 量の見込みと提供体制について ア 人口推計について イ 各事業等の量の見込みと提供体制について 議事2 (仮称)川口市子ども計画に記載する事業について
	令和6年 10月31日	令和6年度第4回児童福祉専門分科会 議事1 こどもの意見聴取結果について 議事2 計画素案について ア 計画の名称と基本理念について イ 計画に記載する成果指標とトピックス記事について ウ 計画素案の内容について
	令和6年 11月26日	令和6年度第5回児童福祉専門分科会 議事1 量の見込みと提供体制について 議事2 パブリック・コメント資料について

	年月日	議事
	令和6年 12月6日～ 令和7年 1月6日	パブリック・コメントの実施
	令和7年 1月21日	令和6年度第6回児童福祉専門分科会 議事1 川口市こども未来計画（案）について ア パブリック・コメントの結果について イ 答申書（案）について

※川口市こども未来計画に関連する議事のみ記載

4 川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 子ども・子育て支援（第8条）

第3章 施策の推進等（第9条—第13条）

第4章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長のための支援に関し、基本理念を定め、市、保護者、関係施設等及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を総合的に実施するための基本となる事項を定めることにより、全ての子どもの地域における健やかな成長に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 18歳未満の者その他その健やかな成長のための支援を行う必要があると認められる者をいう。
- （2） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- （3） 子ども・子育て支援 子ども及び保護者に対する支援を行うものが実施する子どもの健やかな成長のための支援をいう。
- （4） 関係施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園その他の子どもに対する教育又は保育の提供その他の支援を行う施設、事業者、団体等をいう。
- （5） 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。

（基本理念）

第3条 子どもの健やかな成長のための支援は、児童福祉法第1条に規定する児童の権利に即し、地域における適切な養育環境が全ての子どもに等しく確保されることを旨として、その充実が図られなければならない。

（市等の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、関係施設等及び市民がそれぞれの責務及び役割を果たすことができるよう、それらのものに対し、必要な支援を行うものとする。

- 3 市、保護者、関係施設等及び市民（以下「市等」という。）は、子どもが犯罪、交通事故その他の危害及び子どもの健全な成長を著しく阻害する情報等から守られ、安心して生活することができる地域環境を整えるものとする。
- 4 市等は、関係機関と連携し、児童虐待、いじめ、体罰その他の子どもの健やかな成長に有害な影響を及ぼす言動の予防及び早期発見に取り組むものとする。
- 5 市等は、それぞれの責務及び役割を果たすことができるよう、相互に連携及び協力をするものとする。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、その監護する子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を有するという基本的認識の下、子どもの健やかな成長に資するよう、家庭における養育環境を整えるものとする。

（関係施設等の役割）

第6条 関係施設等は、子どもがその能力を最大限に伸ばすことができるよう、その成長の段階及び発達に応じて、子どもの主体性を尊重した支援を行うものとする。

（市民の役割）

第7条 市民は、その地域において、子ども及び保護者を見守るとともに、子ども・子育て支援に関する市等の取組に協力するものとする。

第2章 子ども・子育て支援

（子ども・子育て支援の基本事項）

第8条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本として実施されるものでなければならない。

- （1） 市民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じて切れ目なく行われるものであること。
- （2） 子どもが、自らの選択に応じ、学習、遊びその他の多様な経験をすることができるものであること。
- （3） 子ども及び保護者の家庭環境及び生活環境に応じて行われ、子どもが健やかに成長することができる養育環境を適切に整備するものであること。
- （4） 子どもの成長の段階、発達程度及び特性その他その置かれている状況に応じて行われるものであること。
- （5） 支援が必要と認められる子ども及び保護者に対して必要な子ども・子育て支援が行われるよう、当該子ども及び保護者並びに関係機関に適切に働きかけるものであること。

第3章 施策の推進等

(子ども・子育て支援に関する施策の推進)

第9条 市は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する本市におけるこども施策（同法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）についての計画を、当該こども施策と子ども・子育て支援に関する施策とが一体となって推進されるように作成しなければならない。

2 子ども・子育て支援に関する施策は、前項の計画及び子ども・子育て支援に関する法令等と相互に連携し、総合的かつ継続的に推進されるものでなければならない。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、子ども・子育て支援の充実を図るため、子どもに関する相談に総合的に応ずることができる体制を整備するものとする。

2 市は、子どもからの相談に直接応ずることができる体制を充実させるために必要な施策を講ずるものとする。

(子ども等の意見の反映)

第11条 市は、第9条第1項の計画の作成に当たっては、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の実施に当たっては、その施策の内容に応じ、子ども及び保護者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第12条 市は、子ども・子育て支援に関する市民の理解及び関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置等)

第13条 市は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置及び人材の確保のための措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

5 用語解説

【ア行】

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なこと
ものこと。

インクルーシブ教育・保育

障害のあるなしに関わらず、すべてのこどもが共に学び成長する環境において行われる教育・保
育のこと。

インクルージョン

障害のあるこどもが地域社会に参加し、地域社会が受け入れること。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人
生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場
や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

【カ行】

川口市社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、川口市において地域福祉を進めることを目的に組織された民間の福祉団体
のこと。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めている。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

公正証書

個人や法人からの嘱託により、公務員である公証人が作成する公文書のこと。高い証明力があ
り、養育費等の支払を怠ると、裁判所の判決等を得ることなく、すぐに強制執行の手続きに入る
ことができる。

こども基本法

こどもに関する施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法のこと。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の教育・保育や地域の子育て支援事業についての需給計画のこ
と。

子ども・子育て支援法

子どもとその保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律のこと。

こども大綱

国のこどもに関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもの権利利益が害されたり、こどもが社会から孤立したりすることのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策について、基本理念、施策の基本となる事項等を定めた法律のこと。

子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、基本理念、施策の基本となる事項等を定めた法律のこと。

【サ行】

刺又（さすまた）

不審者を押さえつけて自由を奪う護身道具のこと。柄の先端にU字型の金具がついており、U字の部分で相手の体や足を押さえつける。

里親

病気や家庭の事情など何らかの理由で、親がこどもを育てられない場合に、一時的または継続的にこどもを預かり、育てる人のこと。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するために制定された法律のこと。この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの権利を国際的に保障するため、平成元年の国連総会において採択され、平成2年に発効した条約のこと。（日本は平成6年に批准）

条約の中では、18歳未満のこどもを「権利をもつ主体」と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。この条約の基本的な考え方は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利で表される。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律のこと。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本的な事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律のこと。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員のアドバイス等を行う公認心理師・臨床心理士のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を持った人で、こどもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、その解決に向けて、福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行うために、学校に配置または派遣される人のこと。チーム支援体制を校内に構築し、役割分担や調整を行う。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づき、国が定めたこどもへの医療等の提供に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針のこと。

【八行】

ハローワーク（公共職業安定所）

国が運営する総合的雇用サービス機関のこと。仕事を探している人や求人事業主のかたに対して、様々なサービスを無償で提供している。

プレコンセプションケア

妊娠前の栄養管理や生活習慣の改善、定期的な健康チェックなど、妊娠前の健康管理やケアを指し、健康な妊娠や出産を迎えるために準備すること。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親世帯について、その生活の安定と向上のために必要な支援を行うことにより福祉を支援する法律のこと。

【マ行】

マタニティキーホルダー

妊産婦であることを周囲の人に知ってもらい、周囲の人が配慮しやすくするためのキーホルダーのこと。

メンタルヘルス

こころの健康状態のこと。

【ヤ行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどものこと。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と子育てや地域活動など仕事以外の活動を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすること。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるといわれている。

【英数字】

A I（人工知能）

“Artificial Intelligence”の略称で、コンピュータが人間のように考え、学び、問題を解決する技術のこと。

H I V抗体検査

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染についてのスクリーニング検査のこと。妊娠初期に血液検査を実施する。

H T L V－1 抗体検査

HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス－1型）感染についてのスクリーニング検査のこと。妊娠30週までに血液検査を実施する。HTLV-1は主に母乳を介して感染するとされている。

P D C Aサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

S N S

“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。X、Facebookなどが知られている。

6 トピックス記事一覧

基本目標1 すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います

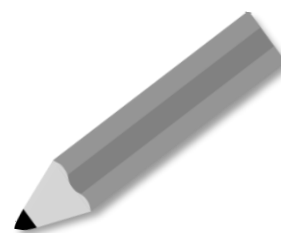
「こどもの休日・夜間における急病時には…」	34
こども家庭センター	37
公立保育所のあり方に関する基本方針	40
常に新しい発見ができる川口市立科学館	45
(仮称) 神根総合運動公園の整備	46
S A I T A M A 出合いサポートセンター事業	53

基本目標2 子育て・子育てを支援します

川口の元気「中高生未来を拓くふれあいトーク」	55
こどもにやさしいまちづくりの推進	56・57
川口市立グリーンセンター	60
川口市みんなの居場所設置支援助成金	61
こどもの居場所のあり方	62
子どもの生活・学習支援事業	65
フードドライブを活用した地域活動団体の交流の創出	66
子ども発達相談センター「るるる」	70
重層的支援体制整備事業	75
移動販売・高齢者等居場所づくり事業	76
防犯教室を実施しています	78

基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

子育て支援情報の提供	83
外国人住民向けのポータルサイト「川口市外国人生活ガイド」	84
地域子育て支援拠点での特色ある取組	86
次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画	87





SDGs 未来都市 KAWAGUCHI

川口市こども未来計画

発 行：令和7年3月

企画・編集：川口市 子ども部 子ども総務課

〒332-8601

埼玉県川口市青木2丁目1番1号

電 話 048-258-1110（代表）

URL <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/>



みまもる目 つながる手 こどもが笑顔で
健やかに成長できるまち かわぐち